

茨木市共通基盤システムガイドライン

第 1.03 版

改版履歴

版数	改版者	改版日	改版箇所	改版履歴
1.00	茨木市	2018/03/14	—	初版作成
1.01	茨木市	2019/02/26		4.5 印刷統合基盤機能 TotalFlow(直接印刷方式)の追加に係る修正
1.02	茨木市	2019/12/11	—	1.1 データベース統合基盤機能・データ連携統合基盤機能 1.1.1.2 前提仕様(団体内統合宛名システム) DV相当情報の登録・連携に係る修正
1.03	茨木市	2022/06/30	—	システム更改に伴う改修

目 次

目 次	3
1. システム連携基盤	6
1.1 データベース統合基盤機能・データ連携統合基盤機能.....	6
1.1.1 機能概要	6
1.1.2 格納情報	9
1.1.3 連携方式	10
1.1.4 業務システム向け利用条件	11
1.2 中間サーバ連携機能	14
1.2.1 機能概要	14
1.2.2 提供機能	15
1.2.3 業務システム向け利用条件	17
1.3 共通コード管理機能	19
1.4 EUC 機能	19
1.4.1 機能概要	19
2. 統合運用基盤	20
2.1 運用管理統合基盤機能	20
2.1.1 統合コンソール機能	20
2.1.2 ログ監視機能	20
2.1.3 資源監視機能	21
2.1.4 業務システム向け利用条件	21
2.2 運用管理統合基盤機能	22
2.2.1 機能概要	22
2.2.2 業務システム向け利用条件	22
2.3 バッチ処理統合基盤機能	22
2.3.1 機能概要	22
2.3.2 ジョブ制御機能の特徴	23
2.3.3 業務システム向け利用条件	23
3. セキュリティ基盤	24
3.1 外部出力制御機能	24
3.1.1 機能概要	24
3.1.2 業務システム向け利用条件	24
3.2 ウイルス対策機能	24
3.2.1 機能概要	24
3.2.2 業務システム向け利用条件	24
3.3 パッチ管理機能	25
3.3.1 機能概要	25

3.3.2	業務システム向け利用条件	25
3.4	職員認証機能	25
3.4.1	機能概要	25
3.4.2	業務システム向け利用条件	25
4.	システムインフラ基盤	26
4.1	Windows ドメイン機能	26
4.1.1	機能概要	26
4.1.2	業務システム向け利用条件	26
4.2	ハードウェア仮想化基盤（Nutanix）	27
4.2.1	機能概要	27
4.2.2	業務システム向け利用条件	27
4.3	ハードウェア仮想化基盤（AWS）※庁内系ネットワークのみ利用可能	28
4.3.1	機能概要	28
4.3.2	業務システム向け利用条件	28
4.4	共有データストレージ機能	29
4.4.1	機能概要	29
4.4.2	業務システム向け利用条件	29
4.5	共有ファイルサーバ機能	29
4.5.1	機能概要	29
4.5.2	業務システム向け利用条件	29
4.6	印刷統合基盤機能	30
4.6.1	SVF 機能概要	30
4.6.2	TotalFlow 機能概要（直接印刷方式）	35
4.6.3	大量印刷アウトソーシング運用方針	36
4.7	バックアップ基盤機能	36
4.7.1	システムバックアップ（Nutanix）	36
4.7.2	システムバックアップ（Veeam）	37
4.7.3	システムバックアップ（AWS）	38
4.7.4	データバックアップ（Veeam）	38
4.8	ネットワーク管理基盤機能	39
4.8.1	ネットワーク構成	39
5.	文字連携基盤	40
5.1	文字情報管理基盤機能	40
5.1.1	機能概要	40
5.1.2	業務システム向け利用条件	40
5.2	文字コード変換	40
5.2.1	機能概要	40
5.2.2	業務システム向け利用条件	40

6.	基盤システム調達製品	41
6.1	業務システムのサーバへ導入するソフトウェア.....	41

1. システム連携基盤

1.1 データベース統合基盤機能・データ連携統合基盤機能

1.1.1 機能概要

共通基盤が提供する庁内データ連携機能について以下に記載する。

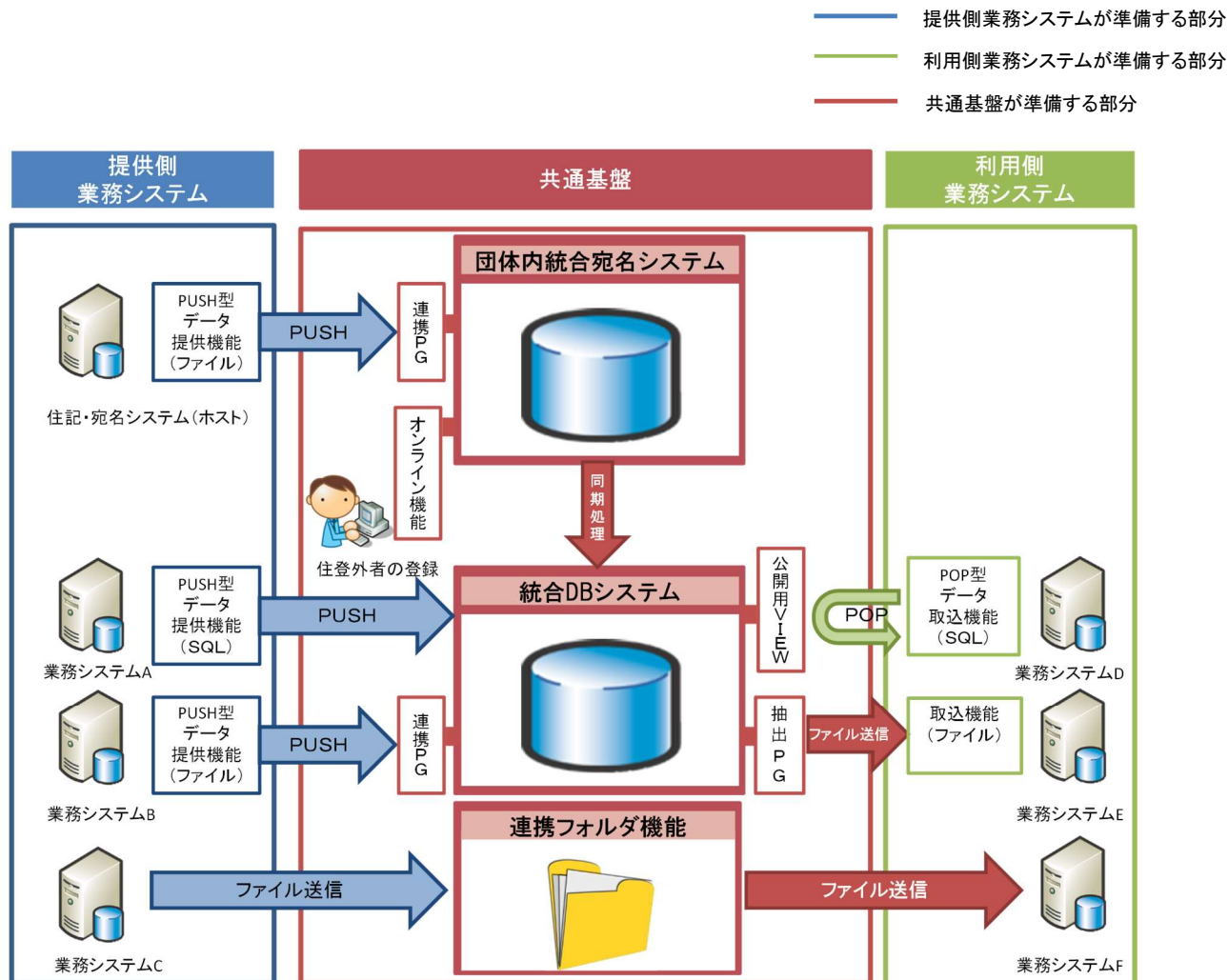


図 1.1.1 共通基盤が提供する庁内データ連携機能

共通基盤では、住登者、住登外者および法人等の宛名情報を庁内で統一管理すること、および中間サーバとの連携に必要な団体内統合宛名番号を管理することを目的とした団体内統合宛名システムとシステム間連携で発生するデータを一括で管理するための統合 DB システムを用意する。本市では、これらのシステムを組合せることで、共通基盤の庁内連携機能と定義する。

団体内統合宛名システムは、(株)日立製作所が開発したパッケージシステムである ADWORLD を導入することで実現している。

統合 DB システムは、茨木市独自で開発を行っている。団体内統合宛名システムおよび統合 DB システムは DBMS として Oracle 社の Oracle12c を使用している。それぞれのシステムの OS や使用している DBMS 等について次頁に示す。

(1) 団体内統合宛名システム

#	項目	内容	備考
1	OS	WindowsServer2016	
2	DBMS	Oracle 12c	
3	文字コード	Unicode(UTF-8)	使用する文字セットは JIS2004 フォントは MS 明朝
4	APP	ADWORLD	(株) 日立製作所のパッケージ製品

表 1.1.1.(1) 団体内統合宛名システム

(2) 統合 DB システム

#	項目	内容	備考
1	OS	WindowsServer2016	
2	DBMS	Oracle 12c	
3	文字コード	Unicode(UTF-8)	使用する文字セットは JIS2004 フォントは MS 明朝

表 1.1.1.(2) 統合 DB システム

1.1.1.1 前提仕様（共通）

団体内統合宛名システムと統合 DB システムを使用するにあたり、共通の前提仕様について記載する。

団体内統合宛名システムおよび統合 DB システムで使用するデータベースは Oracle 社の Oracle12c を使用する。

- (1) 団体内統合宛名システムおよび統合 DB システムで使用する文字コードは Unicode(UTF-8)とする。
- (2) 文字コード変換は行わないので、システム間連携を実現するにあたりコード変換が必要な場合は各業務システムでコード変換を実施すること。
- (3) 団体内統合宛名システムは(株)日立製作所のパッケージ製品である ADWORLD を利用して実現しているため DB 内のテーブルへの直接のアクセスやテーブルレイアウトの公開は行わない。ただし、各業務システムへの連携に必要なデータについては、本市で統合 DB システムにシステム間連携を行うため、各業務システムは統合 DB システムとシステム間連携を実現すること。統合 DB システムで保持する団体内統合宛名システムから連携されたデータのレイアウトについては、別紙に記載する。

1.1.1.2 前提仕様（団体内統合宛名システム）

団体内統合宛名システム固有の前提仕様について記載する。

- (1) 住基システムで登録されている宛名情報(住登者、住登外者)は、団体内統合宛名システムとシステム間連携を行い既に実装済みである。現時点ではマイナンバー付番済の宛名情報のみを保持しているが、各業務システムをオープン化するにあたり、団体内統合宛名システムに登録されておらず、住基システムのみで保持している宛名情報を必要とする場合は、本市と協議すること。協議の結果、許可された場合のみ本市が住基システムから団体内統合宛名システムへ必要な宛名情報の移行作業を実施する。そのため、宛名情報については、住基システムから各業務システムへの移行作業は発生しない。各業務システムは統合 DB システムから宛名情報の移行を実施すること。

- (2) 法人情報は、現時点で団体内統合宛名システムとシステム間連携を行っていない。各業務システムが法人情報を必要とする場合は、本市と協議を行い必要に応じてデータ移行を実施すること。
- (3) 各業務システムで発生する住登外者の登録については、団体内統合宛名システムのオンライン機能を利用して登録する前提とし、各業務システムで独自に登録することを原則禁止する。各業務システムでは、統合 DB システムからシステム間連携によって住登外者の情報を取込むことによって、住登外者の情報が利用できることになる。
- (4) システム再構築の過渡期の運用として、すでに各業務システムで独自に住登外者を登録する運用を行っている場合は、番号制度が定める他市町村との情報連携に必要な対象者に限り、団体内統合宛名システムのオンライン機能を利用して、各業務システムで登録した情報と同じ内容を 2 重登録する運用とする。

現時点で稼働済みのシステムにのみ適用される運用であり、今後再構築する各業務システムにおいては本運用を原則認めない。
- (5) 住民基本台帳システムに登録されている、警察署等で認可された法的に認められている DV 情報については、団体内統合宛名システムとシステム間連携を実現している。その他各業務システムで個別に把握した住民基本台帳システムに登録されていない DV 相当の情報は、窓口で必要な手続きを行った後、団体内統合宛名システムに登録すること。また、団体内統合宛名システムに登録された DV 相当の情報を速やかに各業務システムに取り込むこと。

1.1.1.3 前提仕様（統合 DB システム）

統合 DB システム固有の前提仕様について記載する。

- (1) 統合 DB システムは、リアルタイム性、大量データの送受信方式、開発・維持コストなどを検討の結果 APPLIC が公開する地域情報プラットフォーム標準仕様のアーキテクチャ標準仕様に基づく公開用 DB 方式を採用する。
- (2) 統合 DB システムでは、先に述べた団体内統合宛名システムで登録された情報、および業務システム間の連携が必要な業務情報を保持する。また、後述する中間サーバ連携機能で各業務システムが作成した副本情報についても、業務システム間連携に再利用できると想定されるため、統合 DB 上に保持する仕様としている。
- (3) 他システムに情報を提供する側の業務システムを提供側業務システムと定義する。提供側業務システムは後述する提供側業務システムの前提条件に基づき他システムとの連携に必要な業務情報を統合 DB に提供すること。
- (4) 他システムの情報を利用する側の業務システムを利用側業務システムと定義する。利用側業務システムは後述する利用側業務システムの前提条件に基づき統合 DB から自システムとの連携に必要な業務情報を受領すること。
- (5) 統合 DB システムで使用する連携方式として SQL 連携方式、ファイル連携方式、ファイル転送方式の 3 つを用意する。それぞれの詳細は後述する連携方式を確認すること。
- (6) 住所辞書情報、金融機関情報、医療機関情報等の共通コードについては、現時点統合 DB に保持していない。今後統合 DB 上で保持する予定としているが、現在検討中であるため方針が決まれば別途各業務システムへ通知を行う。

(7) 他システムとの連携が必要な場合は、原則統合 DB システムとの連携を必須とする。ただし 1 対 1 連携等の統合 DB システムとの連携にメリットがない場合は、本市と協議を実施し、許可された場合、個別に 1 対 1 の連携を実施してよい方針とする。

1.1.2 格納情報

統合 DB システムにおける格納情報を以下に示す。格納される情報については、適宜見直しを行う。

団体内統合宛名システムについては、(株) 日立製作所のパッケージ製品である ADWORLD を使用しているため、格納情報やレイアウトの詳細は公開しないが、各業務システムとの連携に必要な情報については統合 DB に連携しているため、統合 DB 上で情報を保持している。

※標準準拠システムへ切替後は、各連携項目は標準仕様に準拠することとなる。情報が確定次第別途展開する。

#	管理対象区分	格納データ項目	データ連携元	備考
1	宛名	宛名番号、基本 4 情報、マイナンバー等 ※詳細レイアウトは別紙を参照。	団体内統合宛名システム	異動履歴を保持する。現時点では住登者と住登外者の情報のみ保持し、今後法人情報も保持する予定。
2	団体内統合宛名	団体内統合宛名番号、基本 4 情報、マイナンバー、発生元システム区分、発生元システム内宛名番号 ※詳細レイアウトは別紙を参照。	団体内統合宛名システム	異動履歴を保持する。
3	DV	宛名番号、氏名、抑止内容、抑止期間等 ※詳細レイアウトは別紙を参照。	団体内統合宛名システム	異動履歴を保持する。
4	住所辞書情報	住所コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。詳細は 1.4 の共通コード機能に記載する。
5	金融機関情報	金融機関コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。詳細は 1.4 の共通コード機能に記載する。
6	医療機関情報	医療機関コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。詳細は

				1.4 の共通コード機能に記載する。
7	副本情報	宛名番号、副本情報	各業務システム	中間サーバ連携で 使用した副本情報を保持する。異動履歴を保持する。
8	業務情報	宛名番号、業務情報	各業務システム	異動履歴を保持する。

表 1.1.2 格納情報

1.1.3 連携方式

統合 DB システムとの連携方式について以下に示す。

1.1.3.1 SQL 連携方式

統合 DB システムへのデータの登録や自システムへのデータ受領に統合 DB システムに用意される専用のテーブルや View に直接 SQL を発行することでデータの送受信を行う方式である。統合 DB システムへのアクセスや SQL の発行については、ODBC や JDBC 等の互換性の高い API を使用すること。本方式は、大量データの送受信やリアルタイム性に適している。利用側業務システムと提供側業務システムで使用条件が異なるため、後述する各業務システム向けの利用条件を確認すること。

1.1.3.2 ファイル連携方式

統合 DB システムへのデータの登録や自システムへのデータ受領にファイルを利用する方法である。本方式は、大量データの送受信に適している。各業務システムは、統合 DB システムが指定する所定のフォルダにファイルの送受信を行う。ファイルの送受信には、FTP 通信による送受信もしくは Windows のファイルコピー機能を利用して行う。

ファイルから DB への登録や DB からファイルへの出力作業は統合 DB システムが実施する。ファイル連携方式で使用するファイルはカンマ区切りの CSV ファイルおよび固定長ファイルに対応しており、DB で使用している文字コードと同じ Unicode (UTF-8) で作成すること。利用側業務システムと提供側業務システムで使用条件が異なるため、後述する各業務システム向けの利用条件を確認すること。

1.1.3.3 ファイル転送方式

システム間連携を実現するにあたり、ホストコンピュータへの連携等で統合 DB システムの DB 上に格納するメリットが少ない場合に限り使用する。本連携方式は本市と協議の上、許可された場合のみ選択が可能。統合 DB システムは、システム間連携に必要なフォルダを用意し、提供側業務システムから受け取ったファイルを利用者側システムへ送付を行う。ファイルの送受信には、FTP 通信による送受信もしくは Windows のファイルコピー機能を利用して行う。利用側業務システムと提供側業務システムで使用条件が異なるため、後述する各業務システム向けの利用条件を確認すること。

1.1.4 業務システム向け利用条件

1.1.4.1 提供側業務システムの利用条件

提供側業務システムの利用条件について以下に示す。業務データの特性や連携頻度を考慮した上で提供側業務システム側がどの連携方式を採用するか決定すること。ただし、ファイル転送方式は本市と協議の上、許可された場合のみ選択が可能なため、注意すること。

また、他システムの申請に基づき提供側業務システムの業務データの項目追加作業が発生した場合には、本市と協議の上、データ項目の追加作業を実施すること。後々データ項目の追加作業が発生しないように予め地域プラットフォームに準拠したテーブルレイアウトを使用する等の考慮をすること。

※標準準拠システム切替後は、標準仕様に準拠したレイアウトに対応すること。

(1) SQL 連携方式の利用条件

- ① データ登録するために必要な統合 DB システム上のテーブルの作成作業は本市で実施する。提供側業務システムはテーブルの作成に必要なテーブルレイアウト等の設計情報を本市に提出すること。
- ② テーブルへのデータ追加・更新・削除権限を付与したユーザを提供側業務システムへ発行する。
- ③ 提供側業務システムは、PUSH 型データ提供機能を自システムに実装すること。PUSH 側データ提供機能とは提供するデータに変更が発生したタイミングで、能動的に統合 DB システムにデータ提供を行う機能のことをさし、提供側業務システムで当機能を準備する。
- ④ 提供側業務システムは、①で作成されたテーブルへ連携データを格納する。格納されたデータの正当性、順序性の保証は提供側業務システムの責任において行う。
- ⑤ 大量データ(約 1 万件以上)の処理を実施する場合は、事前に本市に連絡すること。大量データの処理を実施する場合は統合 DB システムに性能影響が発生する可能性があるため、事前に性能面に影響がないか提供側業務システムと本市が協力して検証を行うこと。
- ⑥ 連携間隔は業務データの他システムでの必要用途を考慮し、提供側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。
- ⑦ 提供側業務システムが十分な検証を行い、提供側業務システムと統合 DB システムに登録されているデータの正当性が保証される場合に限り、Oracle が提供するマテリアライズドビュー等のレプリケーションの機能を利用してデータの登録を行ってもよい。ただし、統合 DB システムには実データを登録することを前提とし、直接提供側業務システムの DB を参照する方式 (VIEW 等) は認めない。

(2) ファイル連携方式の利用条件

- ① データ登録するために必要な統合 DB システム上のテーブルの作成作業は本市で実施する。提供側業務システムはテーブルの作成に必要なテーブルレイアウト等の設計情報を本市に提出すること。
- ② 連携データを格納する連携ファイル格納用フォルダおよび格納用フォルダのアクセスに必要なユーザの作成や権限の付与については本市が作成を行う。
- ③ 提供側業務システムは、PUSH 型データ提供機能を自システムに実装すること。PUSH 側データ提供機能とは提供するデータに変更が発生したタイミングで、能動的に統合 DB システムにデータ提供を行う機能のことをさし、提供側業務システムで当機能を準備する。
- ④ 提供側業務システムは、自システムに割り当てられた連携ファイル格納用フォルダに連携データを格納する。格納された連携ファイルを統合 DB システムが用意する連携プログラムで変換し、

自システムに割り当てられたテーブルへ連携データを格納する。格納されたデータの正当性、順序性の保証は提供側業務システムの責任において行う。

- ⑤ 統合 DB システムが用意する連携プログラムでは、テーブルへのデータ追加のみに対応し、テーブルの更新・削除はサポートしない。テーブルの更新・削除が必要な場合は本市と協議すること。
- ⑥ 大量データ(約 1 万件以上)の処理を実施する場合は、事前に本市に連絡すること。大量データの処理を実施する場合は統合 DB システムの性能影響が発生する可能性があるため事前に性能面に影響がないか提供側業務システムと本市が協力して検証を行うこと。
- ⑦ 連携間隔は業務データの他システムでの必要用途を考慮し、提供側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。

(3) ファイル転送方式の利用条件

- ① 連携データを格納する連携ファイル格納用フォルダおよび格納用フォルダのアクセスに必要なユーザの作成や権限の付与については本市が作成を行う。
- ② 提供側業務システムは、①で作成された連携ファイル格納用フォルダに連携データを格納する。
- ③ 連携するファイルが複数ファイルに分割される場合は、連携ファイルの他に完了ファイルを連携フォルダに格納すること。完了ファイルの格納は連携データが全て連携フォルダに格納されていることを判定するために必要とするため、連携ファイルが単一ファイルと当初から決まっている場合は、完了ファイルの連携は不要とする。
(連携ファイルがタイミングによって複数になってしまう場合は必ず完了ファイルを作成すること)
- ④ 連携ファイル格納用フォルダに格納されたデータについては、定期的に統合 DB システムでもバックアップを取得するが、確実にデータを保管したい場合は、提供側業務システムでバックアップを取得すること。
- ⑤ 連携間隔は業務データの他システムでの必要用途を考慮し、提供側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。

1.1.4.2 利用側業務システムの利用条件

利用側業務システムの利用条件について以下に示す。業務データの特性や連携頻度を考慮した上で利用側業務システム側がどの連携方式を採用するか決定すること。ただし、ファイル転送方式は本市と協議の上、許可された場合のみ選択が可能のため、注意すること。

また、統合 DB システム上に利用者側の業務システムの業務運用に必要なデータが不足している場合は、本市と協議を実施すること。

(1) SQL 連携方式の利用条件

- ① データ参照するために必要な統合 DB システム上の View の作成作業は本市で実施する。利用側業務システムは View の作成に必要なテーブルレイアウト等の設計情報を本市に提出すること。
- ② View へのデータ参照権限を付与したユーザを利用側業務システムへ発行する。
- ③ 利用側業務システムへは View のみを公開し、テーブルの公開は行わない。
- ④ 利用側業務システムは、POP 型データ取込機能を自システムに実装すること。POP 側データ取込機能とは利用側業務システムがデータ取込みを行いたいタイミングで、受動的に統合 DB システムからデータ取得を行う機能のことをさし、利用側業務システムで当機能を準備する。

- ⑤ 利用側業務システムは、①で作成された View を参照しデータの取得を行う。取得するデータの正当性、順序性の保証は利用側業務システムの責任において行う。
- ⑥ 大量データ(約 1 万件以上)の処理を実施する場合は、事前に本市に連絡すること。大量データの処理を実施する場合は統合 DB システムの性能影響が発生する可能性があるため事前に性能面に影響がないか、提供側業務システムと本市が協力して検証を行うこと。
- ⑦ 連携間隔は自システムでの必要用途を考慮し、利用側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。
- ⑧ 利用側業務システムが十分な検証を行い、利用側業務システムと統合 DB システムに登録されているデータの正当性が保証される場合に限り、Oracle が提供するマテリアライズドビュー等のレプリケーションの機能を利用してデータの取得を行ってもよい。ただし、利用側業務システムには実データを登録することを前提とし、直接統合 DB システムの DB を参照する方式 (VIEW 等) は認めない。

(2) ファイル連携方式の利用条件

- ① データ取得するために必要なファイルの作成作業は本市で実施する。利用側業務システムはファイルの作成に必要なファイルレイアウト等の設計情報を本市に提出すること。
- ② 利用側業務システムは、統合 DB システムから送付されるファイルを格納するフォルダの設定情報を本市に提出すること。基本的に統合 DB システムから抽出したファイルは統合 DB システム側から利用側業務システムへ送信する方式とするが、本市と協議の上許可されれば利用側業務システムが直接統合 DB システムの格納用フォルダを参照してもよい。
- ③ 利用側業務システムは、ファイル取込機能を自システムに実装すること。
- ④ 統合 DB システムが用意する連携プログラムでは、原則全件データの抽出のみに対応している。差分データの抽出が必要な場合は本市と協議を実施すること。
- ⑤ 大量データ(約 1 万件以上)の処理を実施する場合は、事前に本市に連絡すること。大量データの処理を実施する場合は統合 DB システムの性能影響が発生する可能性があるため事前に性能面に影響がないか提供側業務システムと本市が協力して検証を行うこと。
- ⑥ 連携間隔は自システムでの必要用途を考慮し、利用側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。

(3) ファイル転送方式の利用条件

- ① 利用側業務システムは、統合 DB システムから送付されるファイルを格納するフォルダの設定情報を本市に提出すること。基本的に統合 DB システムから抽出したファイルは統合 DB システム側から利用側業務システムへ送信する方式とするが、本市と協議の上許可されれば利用側業務システムが直接統合 DB システムの格納用フォルダを参照してもよい。
- ② 連携するファイルが複数ファイルに分割される場合は、連携ファイルの他に完了ファイルを連携フォルダに格納する。完了ファイルの格納は連携データが全て連携フォルダに格納されていることを判定するために必要とするため、連携ファイルが単一ファイルと当初から決まっている場合は、完了ファイルの連携は不要とする。よって複数ファイルが存在する場合は、完了ファイルが連携されたことを確認した上で、ファイル取り込みを実施すること。

- ③ 連携ファイル格納用フォルダに格納されたデータについては、定期的に統合 DB システムでもバックアップを取得するが、確実にデータを保管したい場合は、利用側業務システムでバックアップを取得すること。
- ④ 連携間隔は自システムでの必要用途を考慮し、利用側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。

1.2 中間サーバ連携機能

1.2.1 機能概要

共通基盤が提供する中間サーバ連携機能について以下に記載する。

共通基盤が提供する中間サーバ連携機能は(株)日立製作所が開発したパッケージシステムである ADWORLD を導入することで実現しており、団体内統合宛名システムに含まれる機能である。

本市では保守性、セキュリティ面の観点から中間サーバとの情報連携は団体内統合宛名システムを経由しての連携を前提としている。

団体内統合宛名システムでは、中間サーバとの連携に必要な主要機能を有しているが、中間サーバが提供する全ての機能を網羅していない。そのため、団体内統合宛名システムで対応していない機能を利用する場合は、中間サーバ接続端末を利用する等、本市と別途協議すること。団体内統合宛名システムが提供する機能と中間サーバが提供する機能の対応関係を以下に記載する。

#	機能名	機能詳細名	機能有 無	備考
1	符号管理	団体内統合宛名番号登録	○	
2		符号取得要求	○	
3		符号紐付状態確認	○	
4		団体内統合宛名番号変更	×	番号削除後、新規登録する運用を想定している為、実装していない。
5		団体内統合宛名番号削除	○	
6	情報照会	照会情報登録（随時）	○	
7		照会情報登録（一括）	○	共通基盤指定レイアウトの照会用 CSV ファイルを作成する必要がある。
8		情報照会状況確認	○	
9	情報提供	情報提供状況確認	×	
10		提供情報登録（一時入力）	×	
11		情報提供送信許可	×	
12	情報提供等 記録管理	情報提供等記録確認	×	

13	特定個人情報 報管理	副本照会	×	
14		副本登録	○	共通基盤指定レイアウトの副本登録用 CSV ファイルを作成する必要がある。
15		副本削除	△	オンライン画面からの削除のみ対応しており、一括での削除には対応していない。
16		自動応答制限設定	△	団体内統合宛名番号単位の設定は可能。特定個人情報名コード単位の設定は不可。
17		過誤情報提供機能確認	×	
18		不開示設定	×	
19		突合用ファイル出力	×	
20	パスワード 変更	パスワード変更	×	

表 1.2.1 団体内統合宛名システムが提供する機能と中間サーバが提供する機能の対応関係

1.2.2 提供機能

1.2.2.1 符号管理機能

(1) 団体内統合宛名番号登録機能

① 中間サーバに団体内統合宛名番号を登録する機能。

(2) 符号取得要求機能

① 中間サーバに符号取得要求を実施する機能。

② 中間サーバから受領した処理通番を住基ネットへ連携する機能。

(3) 符号紐付状態確認機能

① 中間サーバに符号紐付状態について確認する機能。

(4) 団体内統合宛名番号削除機能

① 中間サーバに団体内統合宛名番号の削除要求を実施する機能。

1.2.2.2 情報照会機能

(1) 照会情報登録(随時)

① 中間サーバに 1 件の照会情報を随時で登録する機能。団体内統合宛名システムのオンライン画面からの登録を前提とする。

(2) 照会情報登録(一括)

① 中間サーバに複数件の照会情報を一括で登録する機能。団体内統合宛名システムが指定するレイアウトの照会用の CSV ファイルを作成する必要がある。

1.2.2.3 特定個人情報管理機能

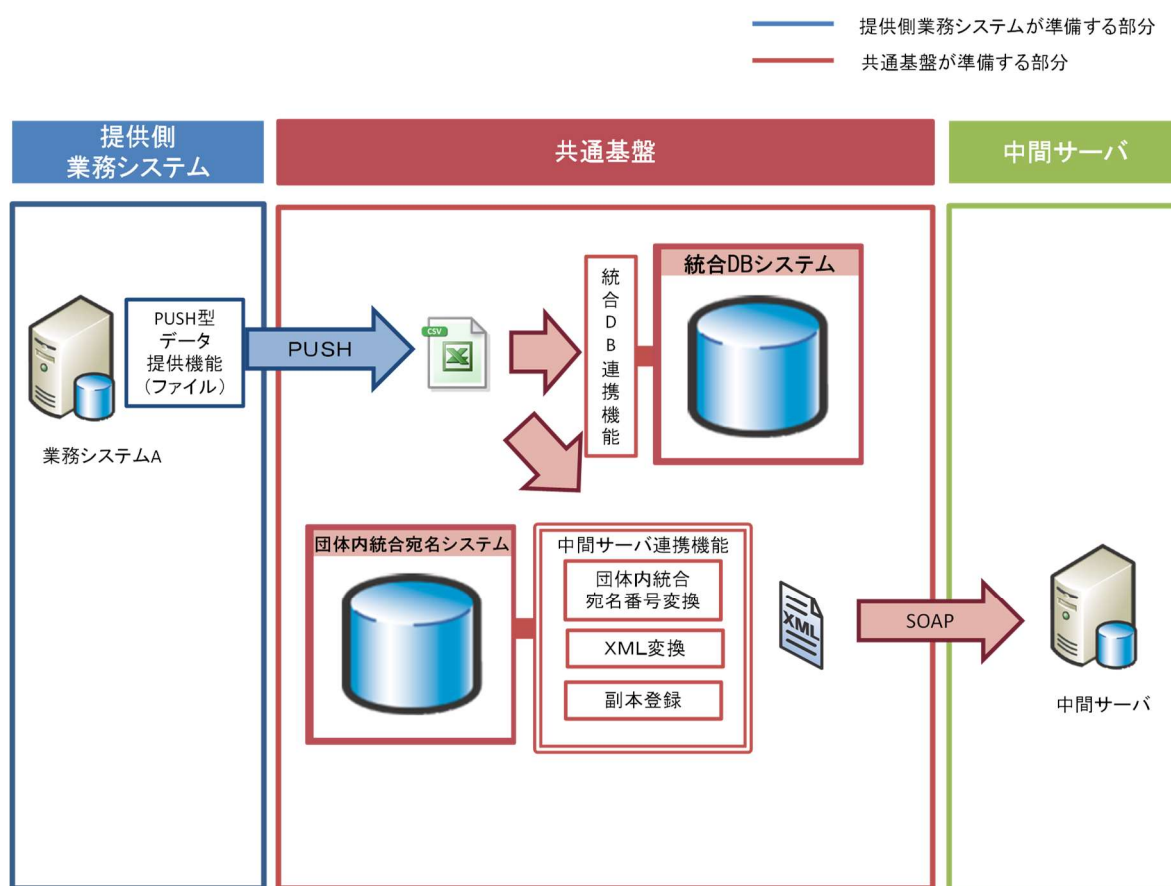


図 1.2.2.3 特定個人情報管理機能

(1) 副本登録機能

副本登録機能には、中間サーバ連携機能と統合DB連携機能がある。それぞれの機能について、下記に記載する。

① 中間サーバ連携機能

- ・各業務システムが保持する宛名番号から団体内統合宛名番号への変換、CSV ファイルから XML ファイルへの変換を実施する。
- ・中間サーバに対し、作成した XML ファイルを SOAP で連携する。

② 統合 DB 連携機能

- ・CSV ファイル格納用フォルダに格納された連携データを基に統合 DB システムのテーブルに連携データを登録する。
- ・統合 DB システムは、国が提示するデータ標準レイアウトのデータセット単位にテーブルを用意している。よって、連携データの登録もデータセット単位に登録を行う。

(2) 副本削除機能

- ① 中間サーバに登録済みの副本の削除を要求する機能。
- ② 当機能はオンライン画面のみ対応しており、バッチ等の一括での削除には対応していない。データ削除時には 1 件ずつ副本を指定する必要がある。

(3) 自動応答制限設定

- ① 中間サーバに対し、自動応答不可の設定を登録する機能。
- ② 自動応答不可の設定単位は団体内統合宛名番号単位とする。
- ③ 当機能はオンライン画面による随時登録に対応している。

1.2.3 業務システム向け利用条件

1.2.3.1 符号管理機能

(1) 1.2.2.1(1) 団体内統合宛名番号登録機能～(3)符号紐付状態確認機能の利用条件

- ① 住登者については、住民記録システムからの連携により、自動的に(1)～(3)の機能を利用し、符号取得までの一連の処理を自動で行う。
- ② 住登外者については、団体内統合宛名システム上で採番した住登外者に限り、自動的に(1)～(3)の機能を利用し、符号取得までの一連の処理を自動で行う。
- ③ 各業務システムで個別に採番した住登外者については、個別に採番した住登外者の宛名番号と基本 4 情報とマイナンバーを団体内統合宛名システムのオンライン画面に入力の上、オンライン画面上で手動で(1)～(3)の機能を利用し、符号取得を実施する必要がある。

(2) 団体内統合宛名番号削除機能

- ① 何らかの理由で中間サーバに登録した団体内統合宛名番号を削除したい場合は、団体内統合宛名システムのオンライン画面上で、団体内統合宛名番号の削除を実施する。

1.2.3.2 情報照会機能

(1) 共通の利用条件

- ① 業務システムで利用する情報照会の事務名、事務手続き名、および照会する特定個人情報名の一覧を本市に提出すること。

(2) 照会情報登録(随時)の利用条件

- ① 情報照会は団体内統合宛名システムのオンライン画面で実施する。
- ② 団体内統合宛名システムは IE11 を前提とした WEB システムのため、業務システム側に影響は発生しない想定だが、画面の表示等で影響が発生した場合は業務システム側で改修等を実施すること。

(3) 照会情報登録(一括)の利用条件

- ① 本市の方針として、情報連携開始時点では一括での情報照会を実施しない方針としており、本機能を利用する場合は、本市と協議を実施し許可を得ること。

1.2.3.3 特定個人情報管理機能

(1) 副本登録機能の利用条件

- ① 提供側業務システムで副本登録する特定個人情報名の一覧を本市に提出すること。
- ② 提供側業務システムは、国が提示する中間サーバデータ標準レイアウトおよび団体内統合宛名システムが指定する副本登録用 CSV ファイルのレイアウトに基づき、CSV ファイルを作成すること。

- ③ 各業務システムが保持する宛名番号から団体内統合宛名番号への変換を行い中間サーバへ連携する使用となっているため、各業務システムに対し団体内統合宛名番号の公開は原則行わないため注意すること。詳細は副本登録用 CSV ファイルのレイアウトを確認すること。
- ④ 作成するファイルは Unicode (UTF-8) とすること。
- ⑤ 提供側業務システムは、自システムに割り当てられた CSV ファイル格納用フォルダに連携データを格納する。格納されたデータの正当性、順序性の保証は提供側業務システムの責任において行う。
- ⑥ 連携ファイル格納用フォルダへのデータ送信は FTP による送信もしくは Windows のファイルコピー機能による送信で行うこと。
- ⑦ PUSH 型データ提供機能とは、提供側業務システムが、提供するデータに変更が発生したタイミングで、能動的に団体内統合宛名システムにデータ提供を行う機能のことをさし、提供側業務システムで当機能を準備する。

(2) 副本削除機能の利用条件

- ① 副本削除は団体内統合宛名システムのオンライン画面で実施する。
- ② 団体内統合宛名システムは IE11 を前提とした WEB システムのため、業務システム側に影響は発生しない想定だが、画面の表示等で影響が発生した場合は業務システム側で改修を実施する等の対応を実施すること。
- ③ バッチ等の一括削除には対応していないため、オンライン画面で 1 件ずつ削除対象を指定すること。

(3) 自動応答制限設定

- ① 自動応答制限設定は団体内統合宛名システムのオンライン画面で実施する。
- ② 団体内統合宛名システムは IE11 を前提とした WEB システムのため、業務システム側に影響は発生しない想定だが、画面の表示等で影響が発生した場合は業務システム側で改修を実施する等の対応を実施すること。

1.3 共通コード管理機能

全業務共通で必要となってくると想定される住所辞書情報や金融機関情報等は、統合 DB システムに格納し、定期的に本市でコード情報のメンテナンスを実施する予定である。

#	管理対象区分	格納データ項目	データ連携元	備考
1	住所辞書情報	住所コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。
2	金融機関情報	金融機関コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。
3	医療機関情報	医療機関コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。

表 1.3 共通コード管理機能

1.4 EUC 機能

1.4.1 機能概要

共通基盤 EUC 機能では、(株)システムコンサルタントの WebQuery を導入することで実現し、データベース内のデータを参照、抽出、加工し再利用を可能とする機能を提供する。

共通基盤 EUC 機能のデータの管理対象は、統合 DB システムで保持している情報とする。統合 DB 内に保持されている情報であればオンライン画面上で自由にデータの結合、計算等の処理を行うことができ、Excel ファイル等に出力することが可能である。

各業務システムのみ保持しているデータの参照、抽出については、各業務システムの EUC 機能を利用する前提とするが、他業務データを結合してデータ抽出を行いたい場合は、本市と協議し許可されれば統合 DB 上に個別にデータ連携を行うことで、共通基盤 EUC 機能を利用することが可能である。

基本的には職員が使用することを前提としているため、業務システム側のカスタマイズを削減する為に本機能を利用する場合は、各業務システム側で実現性を判断した上で本市に提案を行うこと。

2. 統合運用基盤

2.1 運用管理統合基盤機能

2.1.1 統合コンソール機能

JP1/IM の機能を用いて、発生した障害を検知し、統合コンソールへ障害情報の通知を行うことで運用管理対象に関する障害監視を共通基盤側で一元的に実施できる機能である。

統合コンソールにイベント情報が追加されたことを検知し、通報画面が自動的に運用監視端末の統合コンソール画面上に表示される。

2.1.2 ログ監視機能

業務アプリケーションシステムやミドルウェア、OS(ハードウェアを含む)が出力する各種イベントログの情報を監視する機能である。

各システムのキーワード定義により監視すべき障害等異常状況を検出する。なお、対象とするログ形式については、「テキスト形式」及び「Windows 系イベントログ形式」とする。

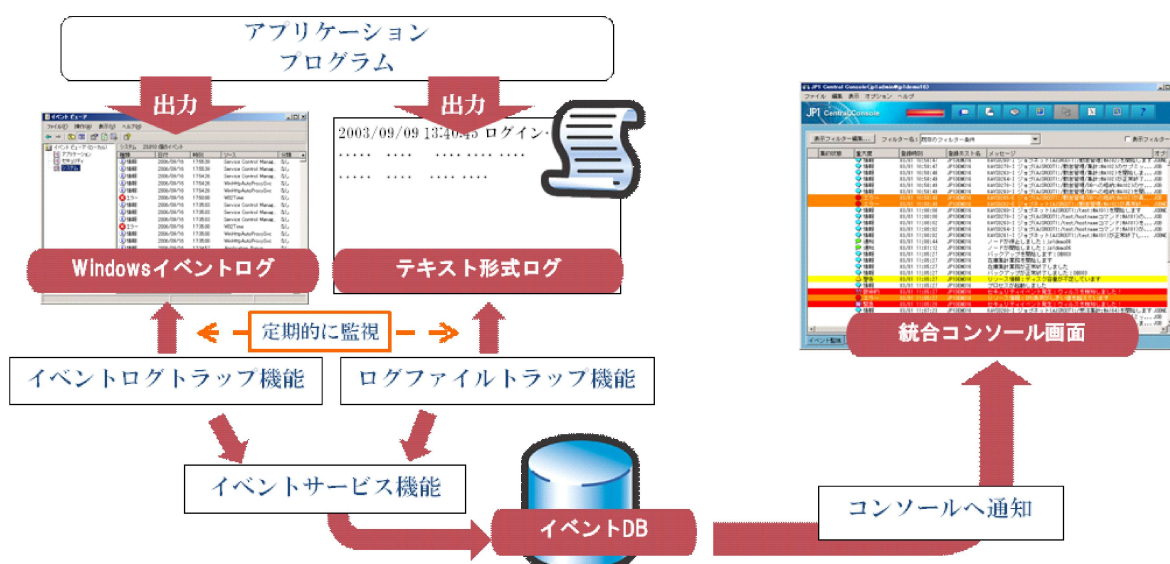


図 2.1.2 ログ監視機能概要図

(1) テキスト形式のログ収集方式

JP1/Base の機能を用いて、テキスト形式のログファイル(Windows のアプリケーションプログラムのログ)を監視した後に、監視条件に該当するものを JP1 イベントに変換する。JP1 イベントに変換されると統合コンソール機能で、イベントコンソール画面に表示される。

(2) イベントログ形式のログ収集方式

JP1/Base の機能を用いて、Windows のイベントログの「アプリケーション、システム、セキュリティ」を監視した後に、監視条件に該当するものを JP1 イベントに変換する。JP1 イベントに変換されると、統合コンソール画面に表示される。

2.1.3 資源監視機能

HDD やメモリ、CPU 等の各種資源使用状況を監視し、閾値監視を行い、各サーバに異常があった場合に、通知する機能である。

Nutanix の機能を用いて、各種サーバにおけるシステムリソース情報を自動収集して、以下に示す項目を監視対象とし、閾値によるアラートを統合コンソール機能へ通知する。なお HDD に関してはハイパーバイザー経由での取得が不可のため、OS 上から情報を取得する。

(1) 監視項目

- ① CPU 使用率
- ② HDD使用率
- ③ メモリ使用率

(2) 閾値

閾値(警戒域、危険域)を定義し、警戒以上の値となったものをアラート通知対象とする。

#	監視項目	警戒域	危険域
ア	CPU 使用率	80%	90%
イ	HDD 使用率	80%	90%
ウ	メモリ使用率	75%	95%

表 2.1.3② 閾値

2.1.4 業務システム向け利用条件

- (1) 監視に必要なソフトウェアは、共通基盤側でライセンスを準備し、運用管理対象サーバにインストールを実施する。
- (2) 業務システムの運用において検知が必要となる要素は、全て統合監視機能で監視する。これを前提に業務システムは監視対象を提示すること。提示された情報を元に、共通基盤側で設定作業を実施する。
- (3) 自動実行されるバッチ処理など、業務継続に支障をきたす可能性があるものについては、必ず監視対象として提示すること。

2.2 運用管理統合基盤機能

2.2.1 機能概要

SKYSEAにおいて、各サーバ・端末のハードウェア・ソフトウェア情報の管理、リモート操作を行う機能である。

業務システムまたは機能を構成する各種ハードウェアやソフトウェア構成等の資源状況を一元管理し、ファイル・プログラムの配布等、共通基盤側で資源管理を行う。

2.2.2 業務システム向け利用条件

- (1) SKYSEA は、共通基盤側でライセンスを準備し、仮想サーバ OS へのインストールを実施する。
- (2) クライアントに対しては原則共通基盤側で SKYSEA のインストールを実施し、本管理機能の下、業務システムを稼働させること。

2.3 バッチ処理統合基盤機能

2.3.1 機能概要

業務システムにおいて定期で発生する処理(サービス起動・停止・バックアップ等)をジョブとして一元管理・監視する機能である。

また、JP1/AJS3 の機能により共通基盤側でジョブ登録/制御/監視を行う。

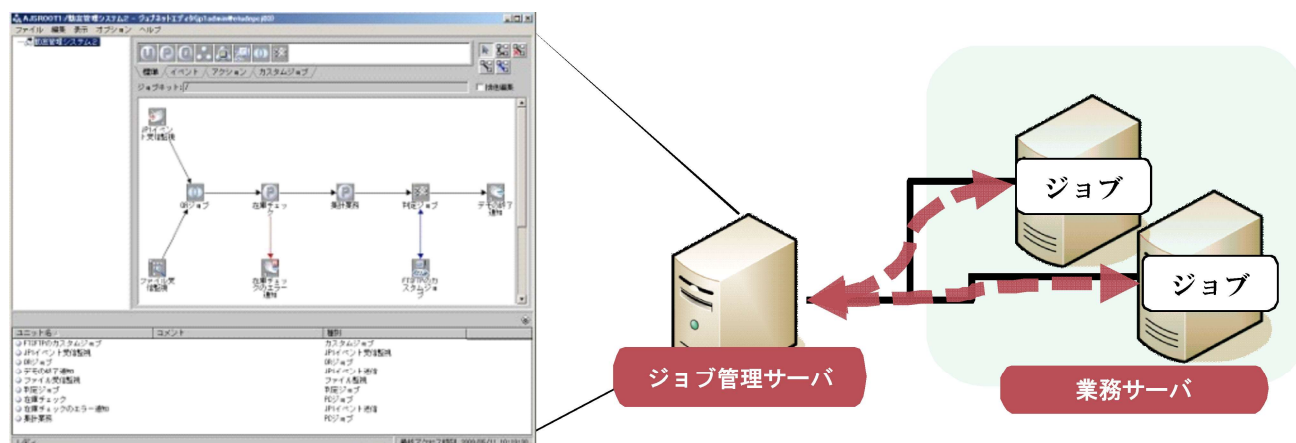


図 2.3.1 ジョブ管理機能概要図

2.3.2 ジョブ制御機能の特徴

業務の運用日と休業日、実行開始日時や処理サイクルといった条件に基づいて、ジョブやジョブ ネットを実行制御することができる。以下に示すような制御が可能となる。

- ・ 実行日時や実行サイクル(毎日、毎月 等)の指定。
- ・ カレンダーに基づく運用日/休業日の設定。休業日の場合、自動振替実行。
- ・ 運用日や特定日のみのスケジュール実行。

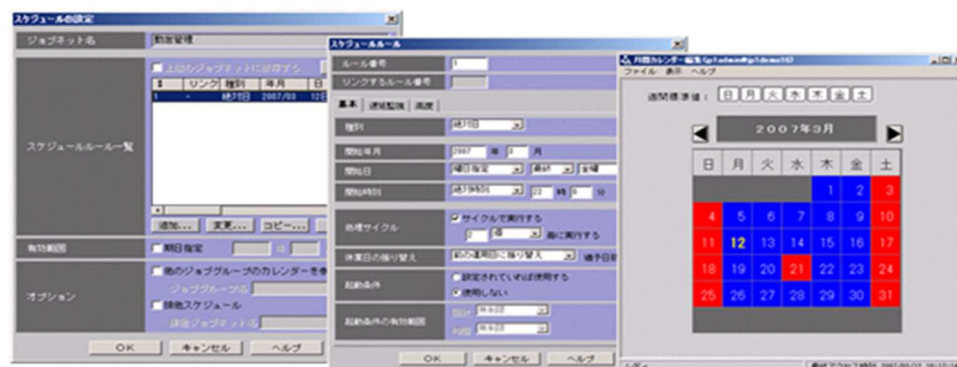


図 2.3.2 ジョブ制御機能概要図

2.3.3 業務システム向け利用条件

- (1) ジョブ管理ソフトウェア(エージェント)は、共通基盤側で JP1/AJS3 のライセンスを必要数準備し、インストールを実施する。
- (2) 業務システムのサービス起動・停止の処理に関しては、JP1/AJS3 を用いて共通基盤側で構築・保守する。それ以外の業務処理に関しては、原則、JP1/AJS3 を用いて業務システム側で構築・保守すること。ただし、JP1/AJS3 以外のジョブ管理ソフトを利用した方が構築・保守効率がよいと考えられる場合は、本市と協議の上、別途導入することも可能とする。
- (3) 業務システム側構築範囲においてサービス起動・停止を含めて実施する場合は、その運用も可とする。その場合は LTO へのバックアップのみを共通基盤側で実施するため、所定のフォルダ内にバックアップ対象のファイルを設置する運用とすること。また、サービス起動・停止等を含む処理についてスケジュール一時変更が発生した場合は、調達事業者と業務システム担当課のどちらで変更処理を実施するかを協議し、保守契約を締結すること。
- (4) 連携処理については業務システム側のジョブ管理構築範囲において実装すること。ただし、共通基盤側で実装したほうがメリットがある場合は、本市と協議の上、共通基盤側のジョブ管理に実装することも可能とする。
- (5) ジョブ管理への登録は、共通基盤側が提供する所定のフォーマットへ業務システム側で必要事項を記入し、本市へ登録申請を行うこと。申請内容に基づき、共通基盤でジョブの登録作業を実施する。

3. セキュリティ基盤

3.1 外部出力制御機能

3.1.1 機能概要

SKYSEA において、外部出力媒体への出力操作を制御する機能である。また、全てのサーバ・端末が制御対象で、外部出力媒体に対する出力操作は禁止されている。

3.1.2 業務システム向け利用条件

- (1) SKYSEA は、共通基盤側でライセンスを準備し、仮想サーバ OS へのインストールを実施する。クライアントについても、原則、共通基盤側でインストールを実施する。
- (2) SKYSEA の制御のもと、業務システムを稼働・利用させるため、外部出力操作を行うには、サーバ・端末単位で外部出力申請を行い、許可を得ること。

3.2 ウイルス対策機能

3.2.1 機能概要

トレンドマイクロ ApexOne コーポレートエディションの Client/Server Suite (以下、Client/Server Suite) を用いて、「ウイルス対策」を行うことにより、ウイルス等から業務システムの各種システム要素 (端末やサーバ等) を防御する機能である。また、ウイルス対策において定期的な維持管理 (更新) が発生する「ウイルスパターンファイル」や「検索エンジン」の配信及び設定を一元的に管理することにより、ウイルス対策における運用の効率化を図る。

3.2.2 業務システム向け利用条件

- (1) Client/Server Suite は、共通基盤でライセンスを準備し、仮想サーバ OS へのインストールを実施する。クライアントについても、原則、共通基盤側でインストールを実施する。
- (2) 本ウイルス管理機能の下、業務システムを稼働させること。除外するフォルダがある場合は、申請を実施すること。

3.3 パッチ管理機能

3.3.1 機能概要

Windows Server Update Services(WSUS)で、各端末のパッチ管理を行う機能である。

端末における基本的なセキュリティ対策として、「セキュリティパッチ対策」を行うことにより、ウイルス等その他の手段による脆弱性(セキュリティホール)に対する攻撃から端末を防御する。

セキュリティパッチ対策において定期的な維持管理(更新)が発生する「セキュリティパッチ」の配信を「Microsoft Windows Server Update Services(WSUS)」で一元的に管理することにより、運用の効率化を図る。

また、Windows 以外のセキュリティパッチに関しては、「SKYSEA」に記載する製品を用いる。

3.3.2 業務システム向け利用条件

- (1) サーバに対する WSUS 配信設定については、茨木市と別途協議すること。
- (2) 本パッチ管理機能の下、業務システムを稼働させること。適用対象が意図する場合は、本市と協議すること。

3.4 職員認証機能

3.4.1 機能概要

職員認証機能(指静脈認証機能)は、職員が各業務システムへログインする際に、(株)日立製作所の製品である指静脈認証装置を用いた生体認証を実現する機能である。各業務システムのログイン画面を監視し、ログインIDとパスワードを代替入力する方式のため、各業務システムでの改修は基本的に発生しない。

3.4.2 業務システム向け利用条件

- (1) 本市導入済みの指静脈認証システムによる業務システムへのログインテストを事前に実施すること。
- (2) 各業務システムへログインするための ID とパスワードは 8 桁以上で登録できること。
- (3) 各業務システムへログインするための ID とパスワードは本市で発行する。職員異動が発生した際に本市より業務システムの担当ベンダーに通知を行うので、速やかに業務システムの職員の異動情報を反映させること。
- (4) 職員異動情報を反映した際は、指静脈認証装置を使用して業務システムへログインできるか動作確認を行うこと。
- (5) 業務システムのバージョンアップ等を行った際は、必ず指静脈認証装置を使用して業務システムへログインできるか動作確認を行うこと。
- (6) 何らかの理由で代替入力できない場合は、共通基盤側から API 等の技術仕様を開示するので、各業務システム側で改修を実施し、指静脈認証装置を使用できるよう対応すること。
- (7) 指静脈認証装置はマイナンバー等、特にセンシティブな情報を取り扱う業務システムに導入する。

4. システムインフラ基盤

4.1 Windows ドメイン機能

4.1.1 機能概要

Windows ドメイン機能はネットワーク上のユーザ情報やコンピュータ情報など、さまざまな資源をまとめて管理する機能である。Windows ドメイン機能におけるドメインサーバは Active Directory ドメインコントローラと Active Directory 統合ゾーンの DNS の機能を持つ。また、ドメインに参加しているサーバ及び端末に関して、自動的にドメインサーバと時刻同期させる。

4.1.2 業務システム向け利用条件

- (1) 特別な事由がない限り、サーバ及び端末は基本的にドメインに参加させること。パッケージがドメインに対応しないなどの理由でメンバにできない場合など、なんらかの理由がある場合は、本市と協議を行うこと。
- (2) 端末及びサーバに対してグループポリシー適用が必要な場合は、設定値を協議・検討のうえ、本市へ要件を提示すること。
- (3) ドメイン参加機器は動的に DNS 登録が行われるが、ドメインに参加しない機器(ネットワーク機器含む)については静的な登録が必要なため、登録申請を行うこと。
- (4) ドメインに参加しない機器(ネットワーク機器含む)については、手動設定によりドメインサーバと時刻同期すること。

4.2 ハードウェア仮想化基盤（Nutanix）

4.2.1 機能概要

サーバブレード上に複数の仮想マシンを構築し、各仮想マシンに対するサーバリソース(仮想の CPU やネットワークなど)の割り当てを実施する機能である。仮想化ツールはAHVを前提とし、本番環境に関しては高可用性機能(HA)によるコールドスタンバイ型の冗長化構成を提供する。



図 4.2.1 仮想化基盤機能

4.2.2 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは、原則として本機能を利用すること。
- (2) 業務システムとして必要なサーバ台数、スペック(OS種類、メモリ数、CPU数、ディスク容量等)を基盤側に提示すること。提示された要求値に合わせた仮想環境を共通基盤側で構築する。
- (3) 業務システムとして Web サーバ・DB サーバ等でホットスタンバイ型の冗長化構成が必要な場合は、それを前提としたサーバ台数を提示し、環境構築すること。また、負荷分散が必要な場合、まずソフトウェアでの負荷分散を検討し、なお負荷分散装置が必要な場合は、共通基盤側で準備して提供する。
- (4) 共通基盤側では OS が起動する状態まで構築し引き渡すため、業務システム側はその後の構築作業を実施すること。
- (5) サーバ OS で使用するユーザーアカウント及びパスワードは、本市のユーザ規約に準拠したものを、共通基盤側に提示し、共通基盤側でサーバに設定するものとする。
- (6) AHV での動作を保証しない業務システムの場合は、本市へ動作保証外となる理由を提示、協議の上、本市が許可された場合のみ、物理サーバでの構築実施を可能とする。
- (7) Oracle 社製品等、仮想環境で利用する場合のライセンス費が、物理環境で利用する場合より高額になる可能性があるソフトウェアが必要な場合は、提案時に本市に必ず提示すること。本市と協議の上、本市が許可された場合のみ、物理サーバでの構築実施を可能とする。

4.3 ハードウェア仮想化基盤（AWS）※市内系ネットワークのみ利用可能

4.3.1 機能概要

サーバブレード上に複数の仮想マシンを構築し、各仮想マシンに対するサーバリソース(仮想の CPU やネットワークなど)の割り当てを実施する機能である。AWS の EC2 (Amazon Elastic Compute Cloud) を前提とし、本番環境に関しては AWS の AutoRecovery 機能によるコールドスタンバイ型の冗長化構成を提供する。

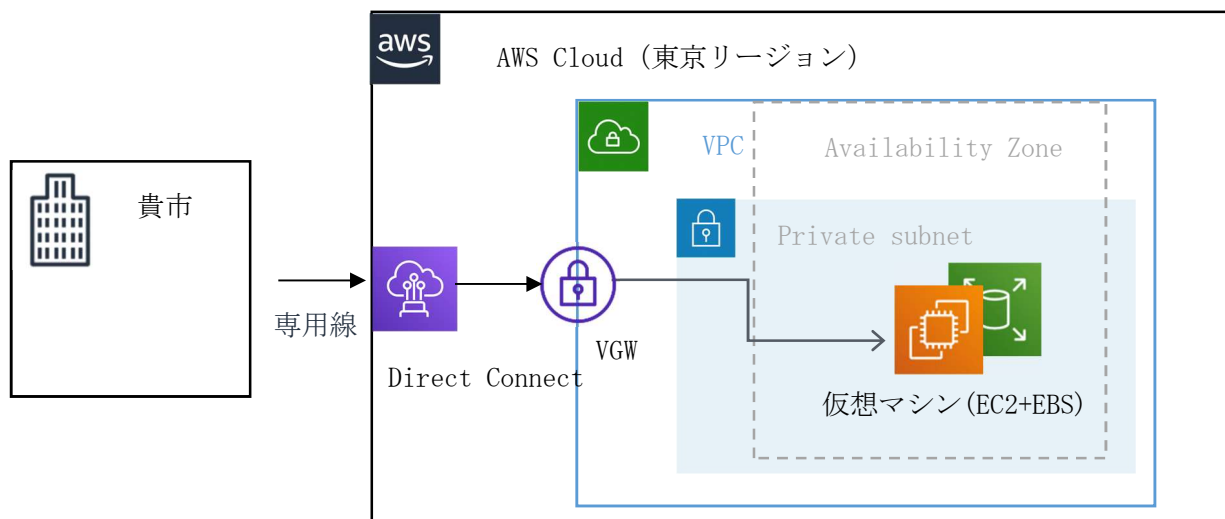


図 4.3.1 仮想化基盤機能

4.3.2 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは、原則として本機能を利用すること。
- (2) 業務システムとして必要なサーバ台数、スペック(OS種類、メモリ数、CPU数、ディスク容量等)を基盤側に提示すること。提示された要求値に合わせた仮想環境を共通基盤側で構築する。
- (3) 業務システムとして Web サーバ・DB サーバ等でホットスタンバイ型の冗長化構成が必要な場合は、それを前提としたサーバ台数を提示し、環境構築すること。また、負荷分散が必要な場合、まずソフトウェアでの負荷分散を検討し、なお負荷分散装置が必要な場合は、共通基盤側で準備して提供する。
- (4) 共通基盤側では OS が起動する状態まで構築し引き渡すため、業務システム側はその後の構築作業を実施すること。
- (5) サーバ OS で使用するユーザーアカウント及びパスワードは、本市のユーザ規約に準拠したものを、共通基盤側に提示し、共通基盤側でサーバに設定するものとする。
- (6) AWS の EC2 上での動作を保証しない業務システムの場合は、本市へ動作保証外となる理由を提示、協議の上、本市が許可された場合のみ、物理サーバでの構築実施を可能とする。
- (7) Oracle 社製品等、DB 製品に関しては AWS の RDS(Amazon Relational Database Service)の利用を前提に提案する事。また、仮想環境で利用する場合のライセンス費が、物理環境で利用する場合より高額になる可能性があるソフトウェアが必要な場合は、提案時に本市に必ず提示すること。本市と協議の上、本市が許可された場合のみ、物理サーバでの構築実施を可能とする。

4.4 共有データストレージ機能

4.4.1 機能概要

業務システムの可変データ領域を保存するストレージサービスを集約的に提供してデータを集中的に保護し、システム全体としての均一的なデータ保全性を確保する機能である。

4.4.2 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは、個別にストレージを用意せずに、本機能を利用すること。
- (2) 業務システムとして必要最低限のディスク容量を提示すること。その際、過度な余剰容量を見込まないこと。
提示された要求値に合わせたディスク構成を共通基盤側で構築する。

4.5 共有ファイルサーバ機能

4.5.1 機能概要

職員がファイルアクセスによって使用するデータを保存するファイルサーバを提供する機能である。職員の取り扱うデータは基本的に共通ファイルサーバ上に保存する。

4.5.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、共通ファイルサーバを利用する際には、本機能を前提にすること。

4.6 印刷統合基盤機能

印刷ジョブの一括管理等を行う機能であり、SVF 及び TotalFlow にて実現する。

SVF のみ、帳票レイアウトの管理機能を有する。

4.6.1 SVF 機能概要

SVF を用いて調達事業者が帳票レイアウト定義の作成を行い、稼働後の軽微な帳票修正は本市職員にて実施する。

SVF による印刷方式では、①オンライン連携方式、②CSV 連携方式により利用側業務システムと連携することができる。①②方式ともに、帳票毎に利用側業務システムから印刷データ(CSV 等)を受信後、プリントサーバに格納された帳票レイアウトファイル、画像ファイル、ソフトフォントファイルを SVF ConnectSUITE にて合成し ReportDirectorEnterprise(RDE)へスプール、もしくは PDF ファイル出力を行う。RDE ヘスプールされたデータは、RDE Utility からプリンタへ印刷もしくは PDF ファイル出力も可能とする。

4.6.1.1 (SVF)オンライン連携方式

オンライン連携方式では、利用側業務システムから利用側業務システム内の UCXSingle を実行し、プリントサーバの UniversalConnect/X へ印刷処理を行う方式である。

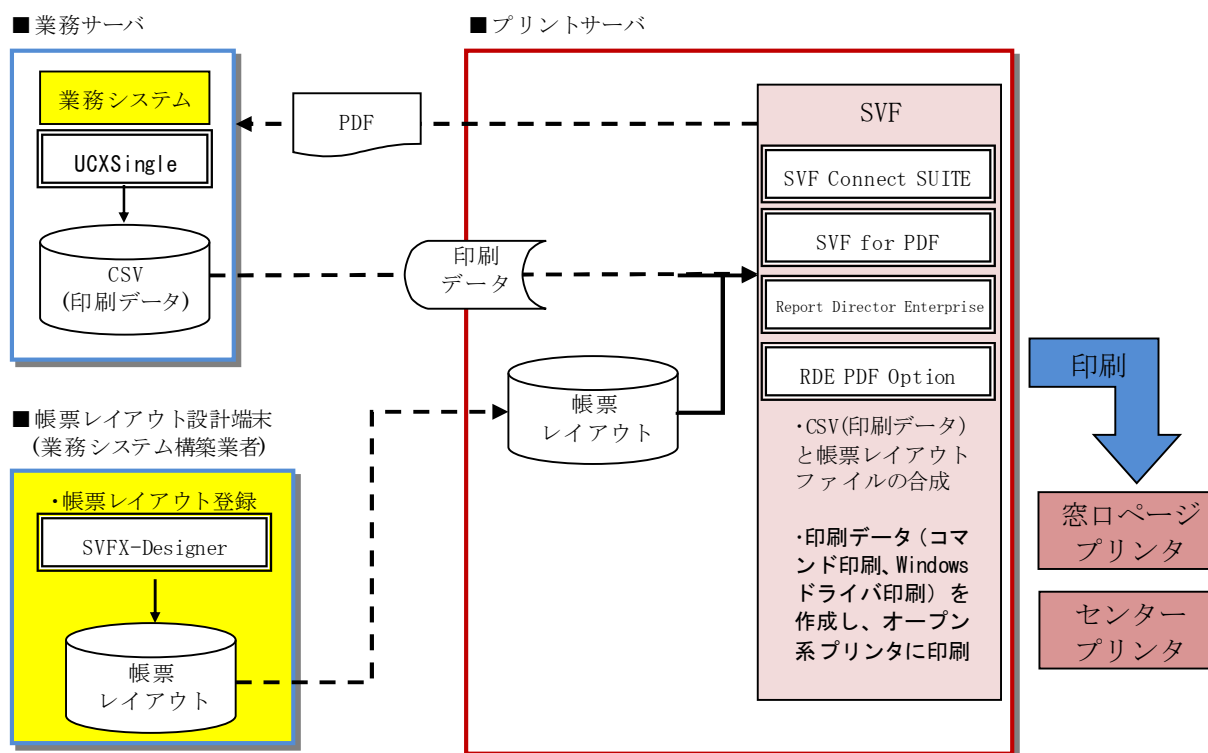


図 4.5.1.1 (SVF)オンライン連携方式

(1) (SVF)オンライン連携印刷概要

業務パッケージが、SVF を用いてオンライン画面から帳票印刷する際の流れを以下に記載する。

処理順	業務パッケージ	方向	SVF (印刷基盤)
1	オンライン画面からプリンタ指定して印刷指示。	—	—
2	CSV データを SVF に連携。 ※印刷するプリンタ名やトレイ指定等の印刷指示内容は SVF サーバにてジョブ設定が必要		CSV と帳票定義をマージして印刷スプールデータ作成し、オンライン画面で指定された RDE (Report Director Enterprise) に登録されているプリンタへ出力。
3	印刷指示結果を画面に反映。		RDE へのスプール結果を業務パッケージに返す。

(2) (SVF)オンラインプレビュー概要

業務パッケージが、SVF を用いてオンライン画面から印刷プレビューする際の流れを以下に記載する。

処理順	業務パッケージ	方向	SVF (印刷基盤)
1	オンライン画面からプレビュー指示。	—	—
2	CSV データを SVF に連携。		CSV と帳票定義をマージして PDF を作成。
3	PDF ビューアを起動してプレビュー表示する。		PDF を業務パッケージに返す。

表 4.5.1.1(2) (SVF)オンラインプレビュー概要

4.6.1.2 (SVF)CSV 連携方式

CSV 連携方式では、利用側業務システムは、利用側業務システム毎に割り当てられたフォルダへ、印刷データ、レイアウトファイル、画像ファイルを格納する必要がある。共通基盤では、UniversalConnect/X(UCX)にて業務システム毎のフォルダを定期監視し、印刷データを SVF へ取り込む。監視対象ファイル名は、利用側業務システムからの申請により、事前に共通基盤にて SVF へ定義する必要がある。

なお、SVF はファイルの作成開始を監視しているため、大量ファイルの場合は、格納途中のファイルの取り込む可能性がある。よって、利用側業務システムは、監視対象のファイル名とは異なるファイル名で印刷データを格納し、格納完了後、監視対象のファイル名に変更する必要がある。フォルダの肥大化を抑止するため、RDEにて生成されたスプールデータは、週次でスプールデータをエクスポートし退避後にデータ削除する運用とする。

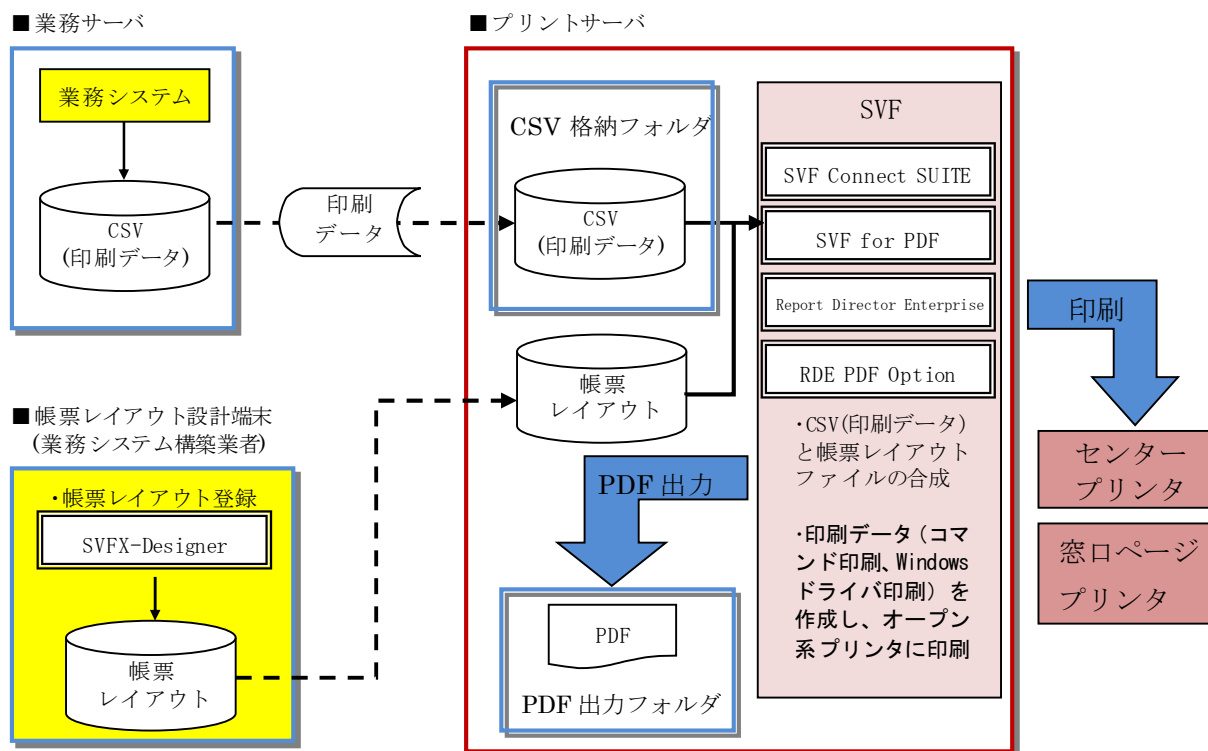


図 4.5.1.2 (SVF)CSV 連携方式

(1) (SVF)大量印刷概要

業務パッケージが SVF を用いて CSV 連携方式で帳票印刷する際の流れを以下に記載する。

業務パッケージ	方向	SVF (印刷基盤)
C S Vデータおよび帳票レイアウトファイルを S V Fサーバのジョブで指定されたフォルダに格納する。	→	センタープリンタおよび窓口プリンタ向けの印刷キューが作成される。

表 4.5.1.2(1) (SVF)大量印刷概要

(2) (SVF)大量印刷PDF出力概要

業務パッケージが SVF を用いて大量印刷PDFを出力する際の流れを以下に記載する。

業務パッケージ	方向	SVF (印刷基盤)
C S Vデータおよび帳票レイアウトファイルを S V Fサーバのジョブで指定されたフォルダに格納する。 (ジョブの定義で P D F出力を指定しておく)	→	SVFサーバ上のPDF出力フォルダにPDFが作成される。

表 4.5.1.2(2) (SVF)大量印刷PDF出力概要

4.6.1.3 (SVF)業務システム向け利用条件

- (1) 印刷については原則 SVF と連携した印刷機能を利用すること。特に 1,000 枚以上の印刷が必要な場合は、SVF で構築された大量印刷機能を利用してオープン系連帳プリンタから印刷を行うこと。
- (2) 窓口で使用する等、即時出力が求められる場合は、SVF 側との連携に必要な業務システム側のソフト (UCXSingle) を本市からライセンス提供するので、業務システム側で連携機能を設定すること。ただし、そのために過剰な初期カスタマイズが発生する場合は、業務システム独自の印刷機構を利用することも可とするが、その場合は保守フェーズの帳票追加・修正が安価に実施できるように留意した提案をすること。
- (3) 帳票レイアウトファイルは、利用側業務システムが SVFX-Designer にて作成し、共通基盤へ格納する。なお、帳票レイアウトファイルは基本的にベーシックモードを使用して作成する。グラフィックモードはプリントサーバに負荷がかかるため、グラフィックモードが必須要件の帳票以外は使用を控えることとする。

帳票レイアウトファイル、画像ファイルは、利用側業務システム毎に作成された Windows 共有フォルダに格納する。利用側業務システムは、自システム用フォルダへ接続しファイルを格納する。

- (4) 印刷データは、UTF-8 文字コードで作成し、ファイル先頭に BOM(Byte Order Mark) を付加しないこととする。ファイル形式は CSV 形式とする。また、**印刷データCSVについてはSVF側のジョブで定義する共有フォルダに格納すること。**

大量印刷方式では印刷データは、利用側業務システム毎に作成された Windows 共有フォルダで管理する。利用側業務システムは、自システム用フォルダへ接続しファイルを格納する。

- (5) 印刷データ、帳票レイアウトファイル及び画像ファイルを格納するフォルダ、ならびに接続ユーザを定義する。以下に例を記載する。

システム名	共有接続 ユーザ名	CSV 格納フォルダ名 (ルートフォルダ)	Windows 共有名
税システム	ZEI	D:\SVF\ZEI\...	ZEI

表 4.5.1.3(5) 格納フォルダ、ユーザ名定義

- (6) 大量印刷方式にてファイル監視する場合の、SVF 側の定義を以下に記載する。共通基盤では、帳票ファイル名毎に監視するのではなく、各業務システムの帳票ごとに作成した監視フォルダに格納されたファイル全てを対象とし、印刷制御は、SVF サーバの帳票ごとのジョブ定義に記載された設定に従うこととする。以下に例を記載する。

システム名	監視フォルダ	監視ファイル名	監視間隔
税システム	D:\SVF\ZEI\...	*.csv、*.xml	10-秒 (システム共通)

表 4.5.1.3(6) ファイル監視定義

- (7) 電子公印や地図等の画像ファイルを使用する場合、業務システムで画像ファイルを貼り付ける必要はなく、画像ファイル名称のみを帳票レイアウトファイル又は印刷データ中に指定する。画像を直接帳票レイアウトファイルに貼付することを禁止する。

4.6.2 TotalFlow 機能概要（直接印刷方式）

オンライン連携・CSV 連携と異なり、直接印刷方式では、TotalFlow にて利用業務システムから印刷ジョブを直接受信し、印刷管理を行う。

利用業務システムは、印刷処理を実施する業務側サーバ上に TotalFlow の印刷管理サーバが提供する共有プリンタを設定し、その共有プリンタを通じて印刷を実施する。

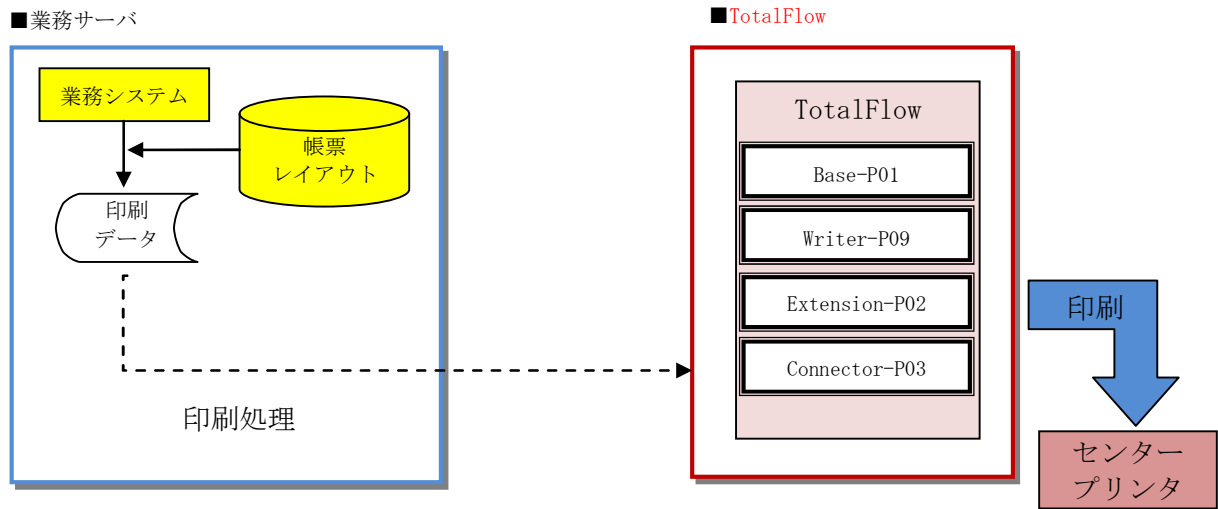


図 4.5.2 TotalFlow 機能概要(直接印刷方式)

(TotalFlow) 直接印刷概要

業務パッケージが TotalFlow を用いて直接印刷方式で帳票印刷する際の流れを以下に記載する。

業務パッケージ	方向	TotalFlow（印刷基盤）
業務サーバ側に設定された印刷管理サーバが提供する共有プリンタから印刷処理を実施する。		センタープリンタ向け印刷キューが作成される。

表 4.5.2 (TotalFlow)直接印刷概要

4.6.2.1 (TotalFlow) 業務システム向け利用条件

- (1) 帳票レイアウト管理は業務システム側で実施すること。
- (2) 1,000 枚以上の印刷が必要な場合は、SVF で構築された大量印刷機能を利用してセンタープリンタから印刷を行うことを前提としているが、その主目的の一つは帳票レイアウトを印刷基盤で一元管理し、法改正等で軽微なレイアウト変更が発生した場合に、市側で対応可能とするためである。しかしながら、運用面における費用対効果の点を考慮し、業務システム側で帳票レイアウトの管理を実施の方が効果的である場合に限り、SVF ではなく TotalFlow を利用した直接印刷方式の利用を可能とする。
- (3) 印刷については印刷管理サーバが提供する共有プリンタに対して行うこと。
- (4) 帳票の印刷データの容量については、次のとおりとする。
 - (a) Windows 制限

- ・印刷スプールのデータサイズは、最大 2GB（文字フォント、画像データ貼付け後のサイズ）

(b) 留意点

- ・業務システム側で作成する印刷帳票は、容量制限を考慮した印刷データファイル分割等の対応を行うこと。
- (5) センタープリンタは、連帳プリンタのため、印刷に使用する帳票用紙は、連帳プリンタの仕様に準拠すること。
- (6) センタープリンタは、解像度の上限値が 600dpi であるため、コンビニバーコード、電子公印等画像ファイルの解像度は 600dpi で印刷を行う。

4.6.3 大量印刷アウトソーシング運用方針

大量印刷アウトソーシング運用概要

共通基盤の大量印刷機能を利用して大量印刷アウトソーシングを行う場合、外字埋め込み形式(PDF)のファイルにてアウトソーシング業者へ印刷データを提供する。

業務システムの機能にて印刷データを PDF 化する場合は、共通基盤の大量印刷機能を介さないため、データ生成やアウトソーシング業者へのデータ提供方法等の運用は、業務システムの運用で定めることとする。但し、プリンタサーバ内の共有フォルダへ印刷データを格納することとする。

共有フォルダに格納された印刷データは、指定された外部媒体出力端末から DVD 等の可搬媒体へ出力を行う。

なお、共有フォルダは一時的な格納領域であるため、DVD 等への媒体へ出力したデータは、媒体への出力者が削除する運用とする。また、媒体の正本・副本管理はデータの管理元である課で管理を行う。

4.7 バックアップ基盤機能

共通基盤で構築する統合バックアップサーバにおいて、統合的にバックアップ・リストアを実施する機能である。

4.7.1 システムバックアップ (Nutanix)

4.7.1.1 機能概要

Nutanix の SnapShot により、各サーバのシステム領域(Cドライブ)を含むローカルディスク全体のバックアップを行う。全てのサーバを対象とし、バックアップまたはリストアは仮想サーバ単位とする。

Nutanix の SnapShot を用いてリストアを行う場合、リストア元のイメージデータを、Nutanix の仮想ストレージ上からリストアする。

本方式は軽微な変更作業等を実施する際の利用が望ましい。

4.7.1.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、システムバックアップ・リストアを実施する際には、市側に依頼すること

4.7.2 システムバックアップ (Veeam)

4.7.2.1 機能概要

Veeam により、各サーバのシステム領域(C ドライブ)を含むローカルディスク全体のバックアップを行う。全てのサーバを対象とし、バックアップまたはリストアは仮想サーバ単位とする。

Veeam を用いてリストアを行う場合、リストア元のイメージデータを、Veeam 上からリストアする。

本方式は Nutanix 外部にバックアップ情報を持つことから、ある程度の設定変更が発生した際に取得することが望ましい。また、バックアップ形式はエージェント型とエージェントレス型の 2 つがあり、業務システムに合った方式を協議した上で、設定する。

#	バックアップ形式	バックアップ方法
1	エージェント型	仮想マシンにインストールしたバックアップソフトのエージェントからバックアップを行う。ファイル単位での復元が可能。
2	エージェントレス型	仮想基盤のスナップショットを元にバックアップを行う。 対象の仮想マシンにエージェントのインストールは不要。 ファイル単位での復元は不可。

4.7.2.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、システムバックアップ・リストアを実施する際には、市側に依頼すること

4.7.3 システムバックアップ (AWS)

4.7.3.1 機能概要

AWS の SnapShot により、各サーバのシステム領域(C ドライブ)を含むローカルディスク全体のバックアップを行う。全てのサーバを対象とし、バックアップまたはリストアは仮想サーバ単位とする。

AWS の SnapShot を用いてリストアを行う場合、リストア元のイメージデータを、S3 上からリストアする。
本方式は AWS の標準的な機能であり、AWS でのバックアップ・リストア運用上利用を必須とする。

4.7.3.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、システムバックアップ・リストアを実施する際には、市側に依頼すること

4.7.4 データバックアップ (Veeam)

4.7.4.1 機能概要

Veeam により、各サーバのデータのバックアップを行う。ネットワーク経由でのバックアップとなるため、小容量のデータを対象とし、バックアップ/リストアはファイル・フォルダ単位とする。なお、本方式を利用する場合は、システムバックアップで「エージェント型」を採用する必要がある。

(1) Veeam バックアップ方式

Veeam がバックアップ対象サーバ上に指示を出すことで、バックアップの取得やリストアを実行する。また、LTO ライブラリ装置と連携し、バックアップデータの保存期間や世代の管理、バックアップ先メディアの入替の指示を実行する。

(2) Veeam リストア方式

障害発生時は、復元したいデータについてファイル単位でのリストアを行う。

4.7.4.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、データバックアップ・リストアを実施する際には、市側に依頼すること

4.7.4.3 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは、導入時にデータバックアップ対象を共通基盤に提示すること。また、バックアップの取得タイミング・テープの保存期間・遠隔地保管の有無等も提示すること。
- (2) リストアが必要な際は、共通基盤に依頼すること。

4.8 ネットワーク管理基盤機能

4.8.1 ネットワーク構成

4.8.1.1 機能概要

コアスイッチを中心としたスター型である。大きく分けて基幹系、庁内系、LGWAN 系があり、それぞれを中継ファイアウォールで制限している。ネットワーク機器の管理は JP1/CM2 を用いて実施している。

各フロアに対してコアスイッチから光ファイバーで接続している。

拠点とは広域 Ethernet で接続しており、基幹系と庁内系のある拠点では回線スイッチを導入して1本の物理回線で2つのシステムを利用している。

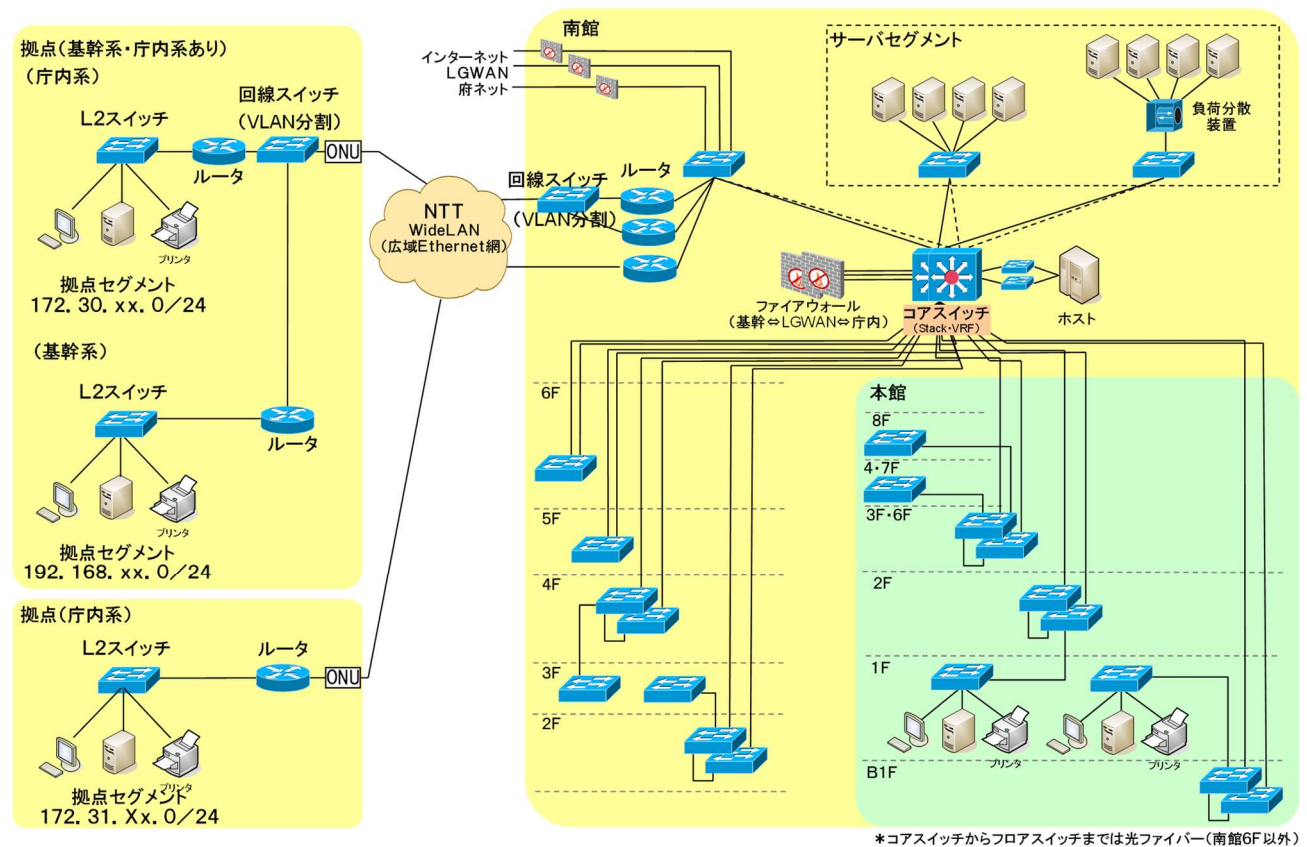


図 4.71.1 ネットワーク管理基盤 機能概要

4.8.1.2 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは本共通ネットワーク機能を利用してサーバ及びクライアントとの通信を行うこと。
- (2) サーバ及び上位機器との接続について、スピード及びデュプレックスは全て auto 設定（自動認識）とすること。共通ネットワーク側のポートは 10/100/1000Base-T とする。また、HUB や運用監視端末などを接続するポートも同様とすること。

- (3) ブレードサーバなどでポートに TagVLAN や LAG(リンクアグリゲーション)を設定することも可能であるが、実施する場合は個別に調整するものとする。

5. 文字連携基盤

5.1 文字情報管理基盤機能

5.1.1 機能概要

業務毎に発生する外字の重複管理の解消及びシステム間のデータ連携時の文字の不整合を解消するために、全庁で文字コードと外字の統合管理を行っている。

外字の新規登録は市民課のみとし、登録された外字情報は、外字統合管理システムにより各システムに配信される。

5.1.2 業務システム向け利用条件

- (1) クライアント及びサーバについて、文字情報の前提は以下の通りとする。

- ・文字コード:UNICODE
- ・文字セット :JIS2004
- ・文字フォント:MS 明朝書体

※但し、標準準拠システムにおいては、以下となる予定。標準準拠後は、以下文字コードにも対応できること。

- ・文字コード:JIS X 0221:2020
- ・文字セット :JIS X 0213:2012
- ・文字フォント:IPAmj 明朝

- (2) 外字は、外字統合管理システムにて、Windows 標準外字フォント(eudc.tte)を作成し、サーバ・端末に配布する。「漢字かなめ web 版」、「Java Runtime Environment」を利用して、外字を使用すること。

※外字フォントの使用において、「五萬悦辞書 web 版(tte 使用)ライセンス」が必要となるが、ライセンスは共通基盤で統合管理する。

5.2 文字コード変換

5.2.1 機能概要

共通基盤のサーバ文字コードは Unicode で管理している。

5.2.2 業務システム向け利用条件

- (1) 共通基盤からは UNICODE の CSV 形式ファイルで提供するため、コード変換処理自体は業務システム側で実施すること。
- (2) 独自の変換機能を使用する場合は、業務システム側の責任において変換テーブルを用意すること。

6. 基盤システム調達製品

6.1 業務システムのサーバへ導入するソフトウェア

業務システム構築時に、業務システムのサーバに導入が必要となるソフトウェアについては別紙「【別紙】共通基盤関連ソフトウェア一覧」を参照すること。

【別紙】共通基盤関連ソフトウェア一覧

No.	分類	機能	利用機能	導入に必要なソフトウェア名称(共通基盤側)	導入に必要なソフトウェア(業務システムサーバ側)		導入に必要なソフトウェア名称(業務システムクライアント側)		既存の調達
					ソフトウェア名称	設定	ソフトウェア名称	設定	
1	システム連携機能	行内データ連携機能	-	Oracle 12cR2	-	-	-	-	-
2		EUC機能	WebQuery ExcelJax	WebQuery ExcelJax	-	-	-	-	茨木市情報システム課
3		中間サーバ連携機能	ADWORLD	ADWORLD Oracle 12cR2	-	-	-	-	茨木市情報システム課
4	統合運用基盤	統合監視機能	JP1	JP1/Integrated Management - Manager JP1/Integrated Management - View JP1/Base	JP1/Base	本市	-	-	茨木市情報システム課
5		構成管理機能	SKYSEA	SKYSEA Client View	SKYSEA Client View	本市	SKYSEA Client View	本市	茨木市情報システム課
6		ジョブ管理機能	JP1	JP1/Automatic Job Management System 3 - Manager JP1/Automatic Job Management System 3 - View JP1/Base	JP1/Automatic Job Management System 3 - Agent JP1/Base	本市	-	-	茨木市情報システム課
7	セキュリティ基盤	外部入出力制御機能	SKYSEA	SKYSEA Client View	SKYSEA Client View	本市	SKYSEA Client View	本市	茨木市情報システム課
8		ウイルス管理機能	ウイルスバスターコーポレートエディション	ウイルスバスターコーポレートエディション / ApexOne.サーバ ApexOne.クライアント	ウイルスバスターコーポレートエディション / ApexOne.クライアント	本市	ウイルスバスターコーポレートエディション / ApexOne.クライアント	本市	茨木市情報システム課
9		パッチ管理機能	①Windows Server Update Services(WUS) ②SKYSEA	①- ②SKYSEA Client View	①なし 容環境設定のみ ②SKYSEA Client View	本市	①なし 容環境設定のみ ②SKYSEA Client View	本市	茨木市情報システム課
10		職員認証機能	指静脈認証	指静脈認証システム	-	-	指静脈認証APP SRGate 静統300(ハード)	本市	茨木市情報システム課
11	システムインフラ基盤	Windowsドメイン機能	-	-	-	-	-	-	-
12		ハードウェア仮想化基盤	①Vmware ②Nutanix	①VMware vCenter Server Standard ①VMware vSphere Standard ②Nutanix AHV ②Nutanix CVM ②Nutanix Prism	①VMwareTool	本市	-	-	茨木市情報システム課
13		共有ストレージ機能	-	-	Hitachi Dynamic Link Manager Advanced Window版	本市	-	-	茨木市情報システム課
14		共有ファイルサーバ機能	-	-	-	-	-	-	-
15		帳票印刷機能	SVF	SVF Connect SUITE SVF for PDF Report Director Enterprise RDE PDF Option	UCXSingle	本市	-	-	茨木市情報システム課
16		時刻同期機能	-	-	-	-	-	-	-
17		統合バックアップ機能	①システムバックアップ (HCSM) ②ストレージバックアップ (ShadowImage) ③データバックアップ(ARCserve) ④データ、システムバックアップ(Veeam) ※2021導入ハード以降	①Hitachi Compute Systems Manager(HCSM) ②- ③CA ARCserve Backup r16.5 for Windows Suite ④Veeam Backup & Replication ver11a	①Hitachi Compute Systems Manager(HCSM) ②- ③CA ARCserve Backup r16.5 for Windows VM Agent per Host License ④Veeam Backup & Replication ver11a	本市	-	-	茨木市情報システム課
18		共通ネットワーク機能	JP1/CM2	JP1/CM2	-	-	-	-	-
19	文字連携基盤	文字管理機能	漢字かなめ	漢字かなめ web版 五角悦辞書 web版 (XTTEライセンス) 漢字かなめ web版 (XKP環境向け配信) 五角悦辞書 web版 Java Runtime Environment (フリーソフト)	漢字かなめ web版 五角悦辞書 web版 (XTTEライセンス) ※XKP利用の場合 漢字かなめ web版 漢字かなめ web版 (XKP環境向け配信) 五角悦辞書 web版 Java Runtime Environment (フリーソフト)	本市	漢字かなめ web版 五角悦辞書 web版 (XTTEライセンス) ※XKP利用の場合 漢字かなめ web版 漢字かなめ web版 (XKP環境向け配信) 五角悦辞書 web版 Java Runtime Environment (フリーソフト)	本市	茨木市情報システム課
20		文字コード変換機能	漢字かなめ	漢字かなめコード変換NEX (旧:漢字かなめコード変換EX)	-	-	-	-	-

連携レイアウト	システム名
	共通基盤

レイアウト名		宛名		
No.	日本語名称	型	桁数	備考
1	宛名番号	X	10	
2	履歴番号	9	10	
3	サマ履歴番号	9	10	
4	初期登録業務日時	X	17	
5	更新業務日時	X	17	
6	更新システム日時	X	17	
7	使用業務コード	X	3	
8	住民区分	X	1	
9	住民日	X	8	
10	住民届出日	X	8	
11	住定日	X	8	
12	実定日	X	8	
13	個人法人区分	X	1	
14	法人種別区分	X	1	
15	共有者フラグ	X	1	
16	世帯番号	X	10	
17	世帯主氏名カナ	N	100	
18	世帯主氏名漢字	N	100	
19	氏名カナ	N	100	
20	氏名漢字	N	100	
21	編集済氏名カナ	N	182	
22	編集済氏名漢字	N	157	
23	国籍コード	X	3	
24	現住所郵便番号	X	7	
25	現住所コード	X	11	
26	現住所県名付加区分	X	1	
27	現住所	N	80	
28	現住所地番	N	60	
29	現住所方書カナ	N	50	
30	現住所方書漢字	N	50	
31	現住所行政区コード	X	6	
32	本籍地住所	N	80	
33	転出先住所コード	X	11	
34	転出先住所	N	80	
35	転出先地番	N	60	
36	転出先方書カナ	N	50	
37	転出先方書漢字	N	50	
38	転入前住所コード	X	11	
39	転入前住所	N	80	
40	宛名郵便番号	X	7	
41	宛名住所コード	X	11	

連携レイアウト	システム名
	共通基盤

レイアウト名		宛名		
No.	日本語名称	型	桁数	備考
42	宛名県名付加区分	X	1	
43	宛名住所	N	80	
44	宛名地番	N	60	
45	宛名方書ｶ	N	50	
46	宛名方書漢字	N	50	
47	宛名行政区ｺｰﾄﾞ	X	6	
48	宛名小学校区ｺｰﾄﾞ	X	2	
49	宛名中学校区ｺｰﾄﾞ	X	2	
50	宛名住所変更ﾌﾗｸﾞ	X	1	
51	生年月日	X	8	
52	生年月日不詳ﾌﾗｸﾞ	X	1	
53	元号ﾌﾗｸﾞ	X	1	
54	性別区分	X	1	
55	続柄ｺｰﾄﾞ	X	8	
56	続柄名称漢字	N	30	
57	外国人通称氏名ｶ	N	100	
58	外国人通称氏名漢字	N	100	
59	外国人本名ｶ	N	100	
60	外国人本名	N	100	
61	宛名消除区分	X	1	
62	亡者ﾌﾗｸﾞ	X	1	
63	宛名異動事由ｺｰﾄﾞ	X	2	
64	異動日	X	8	
65	異動届出日	X	8	
66	宛名増減事由ｺｰﾄﾞ	X	2	
67	増減異動日	X	8	
68	記載順位	9	5	
69	共有者人数	9	10	
70	登録資格区分	X	1	
71	個人履歴番号	9	10	
72	番号法個人番号	X	12	
73	番号法法人番号	X	13	
74	情報提供ﾌﾗｸﾞ	X	1	
75	番号法更新区分	X	1	
76	真正性確認ﾌﾗｸﾞ	X	1	
77	真正性確認年月日	X	8	
78	削除ﾌﾗｸﾞ	X	1	

公営住宅管理システム帳票一覧

No.	業務名称	帳票名
1	住宅関係帳表	団地台帳
2		団地一覧表
3		棟台帳
4		棟一覧表
5		住戸タイプ台帳
6		住戸タイプ一覧表
7		部屋台帳
8		部屋一覧表
9		改善一覧表
10		空き家一覧表
11		募集部屋一覧表
12		建物情報一覧
13		風呂釜設置建物一覧
14		団地設備一覧表
15		棟設備一覧表
16		空家状況一覧表
17		空家状況集計表
18		空家状況集計表(改良住宅)
19		目的別管理戸数集計表
20		構造別管理戸数集計表
21		戸数状況集計表
22		戸数状況集計表(改良住宅)
23		用途廃止一覧表
24		団地修繕一覧表
25		棟修繕一覧表
26		部屋修繕一覧表
27		修繕受付一覧
28	基準家賃関係帳表	基準家賃台帳(応能応益)
29		基準家賃台帳(改良応能応益)
30		基準家賃台帳(旧制度)
31		基準家賃台帳(特公賃)
32		基準家賃一覧表(応能応益)

No.	業務名称	帳票名
33		基準家賃一覧表(改良応能応益)
34		基準家賃一覧表(旧制度)
35		基準家賃一覧表(一定額)
36		基準家賃一覧表(特公賃)
37		基準家賃一覧(部屋毎)
38		各種係数等一覧表
39		応益係数一覧表
40		近傍同種家賃一覧表
41	募集関係帳表	一次審査不合格者一覧表
42		申込者一覧表
43		一次不合格通知書
44		応募状況一覧表
45		異議申立救済者リスト
46		申込み受付簿
47		暴力団照会データ(募集)
48		抽選番号通知書
49		抽選対象者一覧表
50		抽選除外通知書
51		抽選辞退者一覧表
52		抽選結果通知書(当選)
53		抽選結果通知書(補欠)
54		抽選結果通知書(落選)
55		抽選結果一覧表
56	受付関係情報	入居決定通知書
57		住宅入居可能日通知書
58		受付入居請書
59		入居予定一覧表
60		敷金納付書
61		敷金納入者一覧
62		敷金納付書発送者一覧
63		暴力団照会データ(受付)
64	入居者関係帳表	家賃証明書
65		在居証明書
66		同居承認書

No.	業務名称	帳票名
67		入居請書
68		入居承認書
69		期限付入居承認書
70		口座振替開始通知書
71		口座振替開始通知書(ゆうちょ)
72		口座振替停止通知書
73		口座振替停止通知書(ゆうちょ)
74		名義人変更承認書
75		各種申請許可書
76		入居者台帳
77		入居者一覧表
78		入居者異動一覧表
79		入居者世帯一覧表
80		仮入居先リスト
81		世帯員異動者一覧
82		暴力団照会データ
83		名義変更一覧表
84		生活保護者一覧表
85		母子世帯一覧表
86		訴訟一覧
87		訴訟台帳
88		各種申請許可一覧表
89		不在届申請一覧表
90		期限付入居者一覧表
91		ブラックリスト
92		マイナンバー未登録者一覧表
93		保証人異動一覧表
94		保証人一覧表
95		タックシール(宛名シール)
96		年齢別入居者数集計表
97		世帯員数別入居戸数集計表
98		退去者一覧表
99		退去区分別退去者数集計表(団地別)
100		退去区分別退去者数集計表(事業主体別)

No.	業務名称	帳票名
101		外国人一覧表
102		単身入居者一覧表
103		単身入居・退去集計表
104		裁量世帯一覧表
105		住記アンマッチリスト
106		管理人用台帳
107		管理人名簿
108		管理人報酬明細表
109		管理人別管理部屋一覧表
110		退去者予定一覧表
111		退去者異動一覧表
112		退去精算リスト
113		敷金精算通知書
114		敷金精算内訳書
115		修繕費調定計算書
116		修繕費納付書
117		退去時修繕費納付書発送者一覧表
118		建替異動一覧表
119		建替傾斜台帳
120		相互交換一覧表
121		減免承認書(一般)
122		減免承認書(特別)
123		減免一覧表(一般)
124		減免一覧表(特別)
125		減免申請申込案内通知書
126		家賃減免集計表
127		共益費減免一覧表
128		ワークフロー一覧
129		ワークフロー一覧(承認)
130		ワークフロー一覧(否認)
131		クレーム受付一覧
132		クレーム受付台帳
133		統合宛名連携応答エラーリスト
134		特定個人情報要求結果一覧

No.	業務名称	帳票名
135	駐車場情報	受付駐車場使用開始通知書
136		受付駐車場使用決定通知書
137		受付駐車場使用請書
138		自動車保管場所使用証明書
139		駐車場使用許可書
140		口座振替開始通知書
141		口座振替開始通知書(ゆうちょ)
142		口座振替停止通知書
143		口座振替停止通知書(ゆうちょ)
144		保証金納付書
145		駐車場使用者一覧表
146		駐車場使用者一覧表(世帯毎)
147		駐車場設置状況一覧表
148		駐車場減免承認書
149		駐車場減免対象者一覧
150		駐車場一覧表
151	収入認定情報	裁量区分一括認定
152		裁量区分一括認定(解除)
153		収入申告書
154		収入申告書(マイナンバー)
155		収入申告書(督促)
156		収入申告不備督促通知
157		収入申告書一覧表
158		収入認定結果台帳
159		収入認定結果一覧表
160		収入認定内訳書
161		収入決定通知書
162		収入認定更正通知書
163		未申告者一覧表
164		未申告者通知書
165		収入申告不備者一覧
166		収入申告免除対象者一覧
167		収入認定前年比較
168		収入分位別家賃集計表(公営・応能応益)

No.	業務名称	帳票名
169		収入分位別家賃集計表(改良・応能応益)
170		収入調査状況集計表
171		収入超過者認定通知書
172		高額所得者認定通知書
173		収入超過者再認定通知書
174		高額所得者再認定通知書
175		収入超過者認定一覧表
176		高額所得者認定一覧表
177		家賃決定通知書
178	収納情報	収納消込一覧表
179		納付状況一覧表
180		収納一覧表
181		収納一覧表(駐車場)
182		収納率一覧表(団地別)
183		収納率一覧表(年度別)
184		収納率一覧表(団地・月別)
185		収納率一覧表(明細)
186		収納台帳
187		月計表
188		日計表(年度別)
189		日計表(支払区分別)
190		収納明細リスト
191		敷金集計表
192		駐車場保証金集計表
193		コンビニ収納一覧表
194		預り金一覧表
195		還付一覧表
196		充当一覧表
197		還付充当通知書
198		敷金台帳
199		保証金台帳
200		敷金一覧表
201		保証金一覧表
202		督促状

No.	業務名称	帳票名
203		催告書
204		納入指導依頼通知書
205		通告書
206		督促状発送予定者一覧表
207		催告書発送予定者一覧表
208		通告書発送予定者一覧表
209		滞納整理表(督促・催告記録)
210		滞納整理表(面談記録)
211		来庁依頼票
212		滞納者台帳
213		滞納一覧表
214		滞納者一覧表
215		滞納整理カード
216		滞納集計表
217		滞納繰越一覧表
218		不納欠損候補者一覧表
219		不納欠損一覧表
220		納入通知書兼領収書
221		納付書発送者一覧表
222		分納誓約書
223		分納納付書
224		分納納付書対象者発送者一覧表
225		分納納付書対象者一覧
226		口座振替明細一覧表
227		口座振替明細一覧表(金融機関)
228		振替結果登録チェックリスト
229		口座振替通知書兼領収書
230		口座振替停止連絡表
231		口座振替不能通知書
232		口座振替不能者一覧表
233		口座振替不能納付書
234		口座振替連続不能者一覧表
235		口座振替予定通知書
236		口座振替契約者一覧表

No.	業務名称	帳票名
237		口座振替未利用者一覧表
238		口座振替依頼票
239		代理納付対象者一覧(契約者)
240		代理納付対象者一覧(請求対象者)
241		代理納付対象者用納付書
242		代理納付済通知書
243		団地別調定調書
244		調定調書
245		徴収台帳
246		調定増減明細表
247		遅延損害金計算内訳書
248	その他	家賃対策補助計算実績報告資料(レイアウト1)
249		家賃対策補助計算実績報告資料(レイアウト2)
250		家賃対策補助計算実績報告資料(レイアウト3)
251		入居者負担基準額の算出

市営住宅システム データ連携一覧

No.	業務名	データ情報名	向き	庁外へ 連携	連携先	出力周期	手段	備考欄	対応APPLIC機能	処理内容
1	市営住宅システム	宛名情報	受		共通基盤システム	日次	自動	データ連携のために必要（住民情報と主体番号との紐付け）		
2	市営住宅システム	所得情報	受		共通基盤システム	年1回	自動	市営住宅は、所得に応じて家賃を決定するため、市営住宅の住民の所得金額情報が必要（例 市営住宅の全住民の令和6年度の合計所得情報と連携）		
3	市営住宅システム	生活保護認定情報	受		共通基盤システム	日次	自動	市営住宅の住民で生活保護を受けている場合は、家賃と共益費を別途計算する必要があるため、市営住宅の住民が生活保護者かどうかの情報が必要		
4	市営住宅システム	DV情報	受		共通基盤システム	日次	自動	市営住宅の住民がDV等被害者の登録を受けている場合は、個人情報保護の必要があるため、DV等被害者の登録情報が必要		
5	市営住宅システム	宛名番号情報	受		共通基盤システム	日次	自動	データ連携のために必要（主体番号と団体内統合宛名番号の紐付け）		

① TCat ATENA (TCat 宛名テーブル) データ項目											
項番	項 目	カラム名	属性	桁数	サイズ	可変長	必須	データ仕様	備考	チェック内容	
1	個人番号	kojinNo	X	10	10		◎	個人番号		10桁のデジットであること	
2	履歴番号	rirekino	9	10	11		◎	履歴番号	①連番のチェックは略	一括モードのときint変換できずかつ≧1であること (差分モードのときは無視される)	
3	7桁 履歴番号	subRirekiNo	9	10	11		◎	7桁 履歴番号	①連番のチェックは略	一括モードのときint変換できずかつ≧1であること (差分モードのときは無視される)	
4	初期登録業務日時	shkturkyur	X	17	17		○	初期登録した業務日付の日時		①17桁のデジット②実在日③実在時刻(時間は99まで可)④≧現在日時≦現在日であること	
5	更新業務日時	kusngyumcd	X	17	17		○	更新した業務日付の日時		①17桁のデジット②実在日③実在時刻(時間は99まで可)④≧現在日時≦現在日であること	
6	更新システム日時	kusnsystem	X	17	17		○	更新したシステム日付の日時		①17桁のデジット②実在日③実在時刻④≧現在日時≦現在日であること	
7	使用業務コード	syugyumcd	X	3	3		○	住記/外国人の場合、"000" 住登外の場合、業務ID(どの業務で使用するかを示す。全ての場合"000")		住民区分が"1"か"3"のとき"000"であること。 住民区分が"2"のとき"000"またはSPCO_GYUM・GYUMIDにあること	
8	住民区分	juumkbn	X	1	1		○	"1": 住記 "2": 住登外 "3": 外国人		"1"か"2"か"3"であること。	
9	住民日	juumb	X	8	8		△	住記/外国人の場合、住民となった日 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のときnullまたは(①8桁のデジット②実在日)であること 住民区分が"2"のときnullであること	
10	住民届出日	juumntdkdb	X	8	8		△	住記/外国人の場合、住民となる日を届け出た日 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のときnullまたは(①8桁のデジット②実在日)であること 住民区分が"2"のときnullであること	
11	住定日	juutib	X	8	8		△	住記/外国人の場合、住所を定めた日 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のときnullまたは(①8桁のデジット②実在日)であること 住民区分が"2"のときnullであること	
12	実定日	jttib	X	8	8		△	住記/外国人の場合、転出予定先に転入した日 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のときnullまたは(①8桁のデジット②実在日)であること 住民区分が"2"のときnullであること	
13	個人法人区分	kjnhujkbn	X	1	1		○	住記/外国人の場合、"0"固定 住登外の場合、"0": 個人、"1": 法人		住民区分が"1"か"3"のとき"0"であること 住民区分が"2"のとき"0"か"1"であること	
14	法人種別区分	hujnshbtukl	X	1	1		○	住記/住登外(個人)/外国人の場合、"0"固定 住登外の場合、"0": 法人、"1": 特徴法人、"2": 認可地縁団体		住民区分が"1"か"3"のとき"0"であること 住民区分が"2"でかつ個人法人区分が"0"のとき"0", 住民区分が"2"でかつ個人法人区分が"1"のとき"0"か"1"か"2"であること	
15	共有者7桁	kyuyushflg	X	1	1		○	住記/外国人の場合、"0"固定 住登外の場合、"0": 共有者以外、"1": 共有者		住民区分が"1"か"3"のとき"0"であること 住民区分が"2"のとき"0"か"1"であること	
16	世帯番号	stino	X	10	10		○	世帯番号 住登外で入力無しの場合は"NNNNNNNNNN"		住民区分が"1"か"3"のとき10桁のデジットであること 住民区分が"2"のとき"NNNNNNNNNN"または10桁のデジットであること。	
17	世帯主氏名カナ	stinssmkn	N	100	200	○	△	世帯主の氏名カナ 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のとき1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること 住民区分が"2"のときnullであること	
18	世帯主氏名漢字	stinssmkn	N	100	200	○	△	世帯主の氏名漢字 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のとき1文字以上の全角文字であること 住民区分が"2"のときnullであること	
19	氏名カナ	smkn	N	100	200	○	△	住記/住登外(個人): 本人の氏名カナ、外国人: 併記名カナ 住登外(法人): 名称カナ(組織名称、支店名を除く) 住登外(共有者): 編集前の氏名カナ(組織名称、共有人数(外XX名)を除く)		住民区分が"1"か"2"のとき1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること 住民区分が"3"のときnullか1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること チェックなし	
20	氏名漢字	shmiKnj	N	100	200	○	△	住記/住登外(個人): 本人の氏名漢字 外国人: 併記名漢字 住登外(法人): 名称漢字(組織名称、支店名を除く) 住登外(共有者): 編集前の氏名漢字(組織名称、共有人数(外XX名)を除く)		住民区分が"1"か"2"のとき1文字以上の全角文字であること 住民区分が"3"のときnullか1文字以上の全角文字であること	
21	編集済氏名カナ	hnshuzsmkn	N	182	364	○	○	住記/住登外(個人): 氏名カナと同じ 外国人: 宛名用氏名カナ>通称名カナ>本名カナの優先順で格納 住登外(法人): 組織名称カナ+名称カナ+支店名称カナを編集したもの 住登外(共有者): 組織名称カナ+氏名カナ+支店名称カナ+外XX名を編集したもの		住民区分が"1"か"2"のとき1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること 住民区分が"3"のときチェックなし	
22	編集済氏名漢字	hnshuzsmkn	N	157	314	○	○	住記/外国人/住登外(個人): 氏名漢字と同じ 外国人: 宛名用氏名漢字>通称名漢字>本名漢字の優先順で格納 住登外(法人): 組織名称+名称漢字+支店名称を編集したもの 住登外(共有者): 組織名称+氏名漢字+支店名称+他XX名を編集したもの		1文字以上の全角文字であること	
23	旧氏名カナ	kyusmkn	N	100	200	○		旧姓の氏名カナ		nullまたは1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること	
24	旧氏名漢字	kyusmknj	N	100	200	○		旧姓の氏名漢字		nullまたは1文字以上の全角文字であること	
25	国籍コード	kkskcd	X	3	3		△	住記/住登外の場合、null固定 外国人の場合、国籍コード		住民区分が"1"か"2"のときnullであること 住民区分が"3"のときCPGO_KKSK・KKSKCDにあること	
26	現住所郵便番号	gnjuushyubr	X	7	7	○	○	現住所の郵便番号(ハイフン無し7桁)	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテナンスされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため)	①7桁のデジットであること	
27	現住所コード	gnjuushcd	X	11	11		○	現住所の住所コード	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテナンスされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため)	①11桁のデジット半角英数字であること	

28	現住所県名付加区分	gnjuushknm	X	1	1		○	現住所が県名からか大字からかを示すもの 住記/外国人(大字から)の場合、"1"固定 住登外(県名から)の場合、"0"固定 住記/外国人の場合、大字から格納 住登外の場合、県名から格納		住民区分が"1"か"3"のとき"1"であること 住民区分が"2"のとき"0"であること
29	現住所	gnjuush	N	80	160	○	○			1文字以上の全角文字であること
30	現住所地番	gnjuushchbr	N	60	120	○		現住所の地番		nullまたは1文字以上の全角文字であること
31	現住所方書ｶ	gnjuushktgk	N	50	100	○		現住所のカナ方書		nullまたは1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること
32	現住所方書漢字	gnjuushktgk	N	50	100	○		現住所の漢字方書		nullまたは1文字以上の全角文字であること
33	現住所部屋番号	gnjuushhyno	N	6	12	○		未使用: null固定		nullであること
34	現住所行政区ｺｰﾄﾞ	gnjuushgyus	X	6	6	○	△	住登外の場合、null固定 住記/外国人の場合、行政区ｺｰﾄﾞ		住民区分が"2"のときnullであること 住民区分が"1"か"3"のときSPG0_GYUSIK・GYSECDIにあること
35	現住所自治会ｺｰﾄﾞ	gnjuushjch	X	2	2			自治会ｺｰﾄﾞ		nullまたはSPG0_JCHKI・JCHKICDIにあること
36	現住所町内会ｺｰﾄﾞ	gnjuushchur	X	6	6	○		町内会ｺｰﾄﾞ		nullまたはSPG0_CHUNIKICD・CHUNIKICDIにあること
37	現住所小学校区ｺｰﾄﾞ	gnjuushshue	X	2	2		△	住記/外国人の場合、小学校区に対応するコード 住登外の場合、null固定	(現在固定値)	住民区分が"1"か"3"のときSPG0_SHUGKKUK・SHUGKKUKCDIにあること 住民区分が"2"のときnullあること
38	現住所中学校区ｺｰﾄﾞ	gnjuushchue	X	2	2		△	住記/外国人の場合、中学校区に対応するコード 住登外の場合、null固定	(現在固定値)	住民区分が"1"か"3"のときSPG0_CHUGKKUK・CHUGKKUKCDIにあること 住民区分が"2"のときnullであること
39	本籍地住所	hnskchjuusf	N	80	160	○	△	住登外/外国人の場合、null固定 住記の場合、本籍地の住所※市区町村まで		住民区分が"2"か"3"のとき、nullであること 住民区分が"1"のとき、1文字以上の全角文字であること
40	転出先郵便番号	tnshtuskyul	X	7	7	○		転出先の郵便番号(ハイフン無し7桁)	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため)	nullまたは7桁のデジットであること
41	転出先住所ｺｰﾄﾞ	tnshtuskjuu	X	11	11			転出先の住所コード	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため)	nullまたは11桁のデジット半角英数字であること (転出先のチェックのみの場合は11桁のデジット半角英数字であること)
42	転出先住所	tnshtuskjuu	N	80	160	○		転出先の住所(県名から)		nullまたは1文字以上の全角文字であること
43	転出先地番	tnshtuskch	N	60	120	○		転出先の地番		nullまたは1文字以上の全角文字であること
44	転出先方書ｶ	tnshtuskktg	N	50	100	○		転出先のカナ方書		nullまたは1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること
45	転出先方書漢字	tnshtuskktg	N	50	100	○		転出先の漢字方書		nullか1文字以上の全角文字であること
46	転出先部屋番号	tnshtuskhyr	N	6	12	○		null固定		nullであること
47	転入前住所郵便番号	tnnyumejuus	X	7	7	○		転入前住所の郵便番号(ハイフン無し7桁)	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため)	nullまたは7桁のデジットであること
48	転入前住所ｺｰﾄﾞ	tnnyumejuus	X	11	11			転入前の住所コード	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため)	nullまたは11桁のデジット半角英数字であること
49	転入前住所	tnnyumejuus	N	80	160	○		転入前の住所(県名から)		nullまたは1文字以上の全角文字であること
50	転入前住所地番	tnnyumejuus	N	60	120	○		転入前の地番		nullまたは1文字以上の全角文字であること
51	転入前住所方書ｶ	tnnyumejuus	N	50	100	○		転入前のカナ方書		nullまたは1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること
52	転入前住所方書漢字	tnnyumejuus	N	50	100	○		転入前の漢字方書		nullか1文字以上の全角文字であること
53	転入前部屋番号	tnnyumehyno	N	6	12	○		NULL固定		nullであること
54	宛名郵便番号	atnyubnno	X	7	7	○	○			転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所郵便番号と等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのとき転出先郵便番号または現住所郵便番号と等しいこと
55	宛名住所ｺｰﾄﾞ	atnjuushcd	X	11	11		○			転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所ｺｰﾄﾞと等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのとき転出先住所ｺｰﾄﾞまたは現住所ｺｰﾄﾞと等しいこと
56	宛名県名付加区分	atknmifkkt	X	1	1		○			転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所県名付加区分と等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのとき"0"または現住所県名付加区分と等しいこと
57	宛名住所	atnjuush	N	80	160	○	○			転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所と等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのとき転出先住所または現住所と等しいこと
58	宛名地番	atnchbn	N	60	120	○	○	転出先が設定されている場合、転出先		転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所地番と等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのとき転出先地番または現住所地番と等しいこと
59	宛名方書ｶ	atnktgkkn	N	50	100	○	○	転出先が設定されていない場合、現住所		転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所方書ｶと等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのとき転出先方書ｶまたは現住所方書ｶと等しいこと
60	宛名方書漢字	atnktgkknj	N	50	100	○	○			転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所方書漢字と等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのとき転出先方書漢字または現住所方書漢字と等しいこと
61	宛名部屋番号	atnhyno	N	6	12	○	○			転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所部屋番号と等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのとき転出先部屋番号または現住所部屋番号と等しいこと
62	宛名行政区ｺｰﾄﾞ	atngyusikcd	X	6	6	○	△			転出先住所ｺｰﾄﾞ = nullのとき現住所行政区ｺｰﾄﾞと等しいこと 転出先住所ｺｰﾄﾞ ≠ nullのときnullまたは現住所行政区ｺｰﾄﾞと等しいこと

63	宛名自治会コード	atnchkiacd	X	2	2		△		転出先住所コード = null のとき現住所自治会コードと等しいこと
64	宛名町内会コード	atnchuniki	X	6	6	○	△	転出先が設定されている場合、転出先	転出先住所コード ≠ null のとき null または現住所自治会コードと等しいこと
65	宛名小学校区コード	atnshugku	X	2	2		△	転出先が設定されていない場合、現住所	転出先住所コード = null のとき null または現住所町内会コードと等しいこと
66	宛名中学校区コード	atnchugku	X	2	2		△		転出先住所コード = null のとき現住所中学校区コードと等しいこと
67	宛名住所変更フラグ	atnjuushhn	X	1	1	○		"0"か"1"	転出先住所コード ≠ null のとき null であることまたは現住所中学校区コードと等しいこと
68	生年月日	siymd	X	8	8			生年月日 住登外かつ入力無しの場合 null	転出先修正処理を行ったか否か
69	生年月日不詳フラグ	siymdfshuf	X	1	1	○		"0"：不詳でない "1"：不詳である	"0"か"1"であること
70	元号フラグ	gnuguflg	X	1	1	○		"1"：生年月日が"M45. 7. 30"または"T15. 12. 25" "0"：その他の場合	生年月日が不詳か否か
71	性別区分	siibtukbn	X	1	1	○		住記/外国人のとき、"1"：男、"2"：女、"3"：不詳 住登外のとき、"0"：無、"1"：男、"2"：女	"0"か"1"であること
72	続柄コード	tuzkgrcd	X	8	8	○		null または 続柄に対応するコードを4世代まで(MAX8桁)	"0"か"1"か"2"か"3"であること
73	続柄名称漢字	tuzkgmishu	N	30	60	○		null または 続柄コードに対応する漢字	①世代の組合せのチェックは略
74	外国人通称氏名カナ	gikkjntuusi	N	100	200	○		住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、外国人通称名カナ	null または (2桁か4桁か6桁か8桁のデジットでかつ、各2桁は CPG0_SNSHUYUTZKGRKBN・SNSHUYUTZKGRKBNにあること)
75	外国人通称氏名漢字	gikkjntuusi	N	100	200	○		住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、外国人通称名	続柄コードが null のとき null、 続柄コードが null でないとき続柄コードを2桁ずつに区切り、CPG0_SNSHUYUTZKGRKBN→ SNSHUYUTZKGRKBNと等しいレコードのCPG0_SNSHUYUTZKGRKBN→SNSHYTZKGRM5HKNJ を"0"で結合したものと一致すること
76	外国人本名カナ	gikkjnhnmyu	N	100	200	○	△	住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、外国人本名カナ	続柄コードが null でないとき null でないこと
77	外国人本名	gikkjnhnmyu	N	100	200	○	△	住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、外国人本名	住民区分が"1"か"2"のとき null であること 住民区分が"3"のとき null か (1文字以上の(半角カナ英数字記号)) であること
78	宛名消除区分	atnshujokbr	X	1	1	○		"0"：記載 "1"：転出予定 "2"：消除	住民区分が"1"か"2"のとき null であること 住民区分が"3"のとき1文字以上の(半角カナ英数字記号) であること null でないこと
79	亡者フラグ	mujaflg	X	1	1	○		"0"：死亡者でない "1"：死亡者	住民区分が"1"か"2"のとき null であること 住民区分が"3"のとき1文字以上の(半角カナ英数字記号) であること
80	宛名異動事由コード	atniduiyucd	X	2	2			null または (住記/外国人の場合、異動事由コード 住登外の場合 (抹消の場合のみ) "23")	住民区分が"1"か"3"のとき18桁のデジット②実在日であること
81	異動日	idub	X	8	8	○		異動が発生した日	住民区分が"1"か"3"のとき18桁のデジット②実在日であること
82	異動届出日	idutdkdb	X	8	8		△	住記/外国人の場合、異動を届け出た日 住登外の場合、null 固定	住民区分が"2"のとき null であること
83	宛名増減事由コード	atnzugnjiyucd	X	2	2			null または (増事由または減事由コード)	null か FPG0_ID0JIYU・ID0JYCDにあること
84	増減異動日	zugnidub	X	8	8			null または (増事由または減事由が発生した日)	null か (①8桁のデジット②実在日であること)
85	記載順位	ksijjuni	9	5	6	○		住記の場合、記載順位 住登外/外国人の場合、"0" 固定	short変換できて≧0であること
86	混合世帯番号	kngustino	X	10	10			住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、混合世帯番号	null か10桁のデジットであること
87	任意世帯番号	nnistino	X	10	10			住記/外国人の場合、任意世帯番号 住登外の場合、null 固定	null か10桁のデジットであること
88	親事業所コード	oyjgyushcd	X	10	10			住記/外国人の場合、null 固定 住登外の場合、親事業所コード	①住登外更新の個人番号のチェックは略
89	特徴指定番号	tkchusitinc	X	10	10			住記/外国人：NULL 固定、住登外：特徴指定番号	null か10桁のデジットであること
90	共有者人数	kyuyushnzn	9	10	11	○		共有者の共有人数	int変換できて≧0であること
91	法人代表者氏名漢字	hujndihyusi	N	100	200	○		住記/外国人の場合、null 固定 住登外の場合、法人の代表者氏名漢字	null か1文字以上の(半角カナ英数字記号) であること
92	登録資格区分	turkskkkbn	X	1	1			法施行日前 住記/外国人の場合、null または0 住登外の場合、認可地縁団体の登録資格区分、認可地縁 団体以外は null または0 法施行日後 住記の場合、null または0 外国人の場合、永住外国人なら0、短期滞在者なら1 住登外の場合、認可地縁団体の登録資格区分、認可地縁 団体以外は null または0	null か0かFPG0_TURKSKKKBN・TURKSKKKBNIにあること
93	個人履歴番号	kjnrkno	9	10	11	○		宛名による転出先修正時：0、その他：1～の履歴番号	int変換できて≧0であること

【管理番号：B-eAD2-0038859】

項番	カラム名	カラム日本語名	カラム変数名	データカラムのコメント	データ型	長さ	小数	Null指定	主キー	繰返数	備考
1	jichtiCd	自治体コード	V-jichtiCd	DBを複数市町村で共用する状況に備えるため	char	6		Not Null	○		
2	kojinNo	個人番号	V-kojinNo	個人を特定する一意な番号。通常通番9桁+チェックデジット1桁	char	10		Not Null	○		
3	taishoNnd	対象年度	V-taishoNnd	課税対象年度 西暦4桁	char	4		Not Null	○		
4	rirekiNo	履歴番号	V-rirekiNo	個人番号、対象年度ごとに1から附番	number	10		Not Null	○		
5	subRirekiNo	サブ履歴番号	V-subRirekiNo	1固定	number	10		Not Null	○		
6	shkturkgyumncj	初期登録業務日時	V-shkturkgyumncj	データを最初に登録した業務日時 (yyyyymmddHHMMDDssss)	char	17		Null			
7	kusngyumncj	更新業務日時	V-kusngyumncj	更新時の業務日時 (yyyyymmddHHMMDDssss)	char	17		Null			
8	kusnsystemncj	更新システム日時	V-kusnsystemncj	更新時のマシン日時 (yyyyymmddHHMMDDssss)	char	17		Null			
9	kusncompmi	更新コンピュータ名	V-kusncompmi	更新時の接続クライアントマシン名	varchar2	15		Null			
10	kusnuserid	更新ユーザID	V-kusnuserid	更新時のログオンアカウント	varchar2	20		Null			
11	yukoFlag	有効フラグ	V-yukoFlag	1固定	char	1		Null			
12	kssijouti	決裁状態	V-kssijouti	0：決裁済み1：未承認（更新済み）	char	1		Null			
13	kyujchticd	旧自治体コード	V-kyujchticd	合併対応	char	6		Null			
14	rrkhnti	履歴判定	V-rrkhnti	データ状態判定用 0：最新 2：取消 3：照会履歴 4：5月退職	char	1		Null			
15	j	徴収区分	V-chushukbn	～H20 徴収方法 1：特徴 2：普徴 3：併徴 H21～ 徴収方法 1：特徴 2：普徴 3：併徴(特普) 4：年金 5：併徴(年特)	char	1		Null			
16	ktugymd	決議年月日	V-ktugymd	データの決議日時（決議日≧処理日が必須）	char	17		Null			
17	juumnziiidukbncd	住民税異動区分コード	V-juumnziiidukbncd	住民税システム内異動区分 ※FKJ 異動区分の※7種別=1のデータと整合性あるコード	char	2		Null			
18	idoYmd	異動年月日	V-idoYmd	異動年月日	char	8		Null			
19	juumnzisirno	住民税整理番号	V-juumnzisirno	賦課資料の整理用番号	varchar2	10		Null			
20	fksryukbncd	賦課資料区分コード	V-fksryukbncd	賦課資料区分 ※SZKJ 賦課資料区分と整合性あるコード	char	2		Null			
21	shskkbn	書式区分	V-shskkbn	〔使用不可〕	char	2		Null			
22	mshkmshunyucd	無職無収入コード	V-mshkmshunyucd	〔使用不可〕	char	1		Null			
23	knturkbn	均等割区分	V-knturkbn	0：(指定なし)、1：家屋敷、2：事業所、3：均特、4：均等割あり、5：均等割なし、6：均等軽減1、7：均等軽減2、8：均等軽減3、9：均等軽減4、A：生活保護、B：均有軽減1、C：均有軽減2、D：均有軽減3、E：均有軽減4、F：その他非課税、G：税源移譲、H：所得割のみ、K：租税非課税、M：租税減免、N：生活保護(民)、O：生活保護(森)、P：租税非課税(民)、Q：租税非課税(森)	char	1		Null			R6～区分追加
24	knturwrptnno	均等割パターン番号	V-knturwrptnno	均等割の課税パターン 市町村合併による不均一課税用	number	10		Null			
25	nyurykkbn	入力区分	V-nyurykkbn	入力区分 1：住民税 2：所得税 3：支払い	char	1		Null			
26	eigyushtkgk	営業所得額	V-eigyushtkgk	事業所得のうち、営業分	number	15		Null			
27	nugyushtkgk	農業所得額	V-nugyushtkgk	事業所得のうち、農業分	number	15		Null			
28	sntjgyushtkgk	その他事業所得額	V-sntjgyushtkgk	事業所得のうち、その他事業分	number	15		Null			
29	fdusnshtkgk	不動産所得額	V-fdusnshtkgk	不動産所得	number	15		Null			
30	rsshtkgk	利子所得額	V-rsshtkgk	利子所得	number	15		Null			
31	hitushtkflg	配当所得フラグ	V-hitushtkflg	〔使用不可〕	char	1		Null			
32	hitushtkgk	配当所得額	V-hitushtkgk	配当所得	number	15		Null			
33	kbskhitushtkgk	株式配当所得額	V-kbskhitushtkgk	配当所得の内訳、株式分	number	15		Null			
34	kubgikhitushtkgk	公募外債配当所得額	V-kubgikhitushtkgk	配当所得の内訳、外債建公募証券分	number	15		Null			
35	kubthitushkgk	公募他配当所得額	V-kubthitushkgk	配当所得の内訳、その他公募証券分	number	15		Null			
36	snthitushkgk	その他配当所得額	V-snthitushkgk	配当所得の内訳、配当控除適用外分	number	15		Null			
37	shtkzihitushtkgk	所得税配当所得額	V-shtkzihitushtkgk	配当所得（所得税対象）	number	15		Null			
38	shtkzikbskhitushtkgk	所得税株式配当所得額	V-shtkzikbskhitushtkgk	配当所得の内訳、株式分（所得税対象）	number	15		Null			
39	shtkzkbkgkhtushtkgk	所得税公募外債配当所得額	V-shtkzkbkgkhtushtkgk	配当所得の内訳、外債建公募証券分（所得税対象）	number	15		Null			
40	shtkzikubthitushkgk	所得税公募他配当所得額	V-shtkzikubthitushkgk	配当所得の内訳、その他公募証券分（所得税対象）	number	15		Null			
41	shtkzisnthitushkgk	所得税その他配当所得額	V-shtkzisnthitushkgk	配当所得の内訳、配当控除適用外分（所得税対象）	number	15		Null			
42	kyuyshtkgk	給与所得額	V-kyuyshtkgk	給与所得（R03～給与所得（所得金額調整控除後））	number	15		Null			
43	shtrkyuyshrigk	主たる給与の支払額	V-shtrkyuyshrigk	主たる給与の支払額（専従者給与と支払が主たる給与であれば含む）	number	15		Null			
44	juutrkyuyshrigk	従たる給与の支払額	V-juutrkyuyshrigk	従たる給与の支払額（専従者給与と支払が従たる給与であれば含む）	number	15		Null			
45	kyuyhrigkuchsnkyugk	給与支払額内数専従者給与額	V-kyuyhrigkuchsnkyugk	専従者給与の支払額（主たる給与と従たる給与の内数）	number	15		Null			
46	tktisshstkujogk	特定支出控除額	V-tktisshstkujogk	特定支出額。特定支出控除の適用ありの場合に、申告された特定支出の額そのものを格納する。H26以降の給与所得控除の1/2と比較して超えた部分ではない。	number	15		Null			
47	ztushtkgk	雑所得額	V-ztushtkgk	雑所得（～R02年金雑所得+その他雑所得※赤字は0、R03～年金雑所得+その他雑所得+業務雑所得※セットアップにより赤字を0止めか赤字保持か選択）	number	15		Null			
48	kutknknshrigk	公的年金支払額	V-kutknknshrigk	公的年金支払額+私的年金支払額	number	15		Null			
49	nnknztushtkgk	年金雑所得額	V-nnknztushtkgk	雑所得の内訳、年金分（R03～公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額を加味した後の年金雑所得額）	number	15		Null			
50	sntztushtkgk	その他雑所得額	V-sntztushtkgk	雑所得の内訳、その他分	number	15		Null			
51	sugujouttnkshtkgk	総合譲渡短期所得額	V-sugujouttnkshtkgk	総合課税 短期譲渡所得（特別控除後）	number	15		Null			

52	sugujoutnkssshkgk	総合譲渡短期差引額	V-sugujoutnkssshkgk	総合課税 短期譲渡差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
53	sugujoutchukshstk	総合譲渡長期所得額	V-sugujoutchukshstk	総合課税 長期譲渡所得（特別控除後 1/2前）	number	15		Null					
54	sugujoutchuksshkgk	総合譲渡長期差引額	V-sugujoutchuksshkgk	総合課税 長期譲渡差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
55	sgjtbntkbtikgk	総合譲渡分特別控除額	V-sgjtbntkbtikgk	総合課税 譲渡分特別控除額（総合課税分よりの差引可能額）	number	15		Null					
56	sugujouttkbtusttiflg	総合譲渡特別設定方々	V-sugujouttkbtusttiflg	（使用不可）	char	1		Null					
57	sugujoutayksnflg	総合譲渡逆算方々	V-sugujoutayksnflg	（使用不可）	char	1		Null					
58	ichjshstk	一時所得額	V-ichjshstk	一時所得（特別控除後 1/2前）	number	15		Null					
59	ichjsshkgk	一時差引額	V-ichjsshkgk	一時差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
60	suguichjshstk	総合一時所得額	V-suguichjshstk	総合一時所得	number	15		Null					
61	tnkippnshstk	短期一般所得額	V-tnkippnshstk	分離課税 短期一般所得	number	15		Null					
62	tnkippnsshkgk	短期一般差引額	V-tnkippnsshkgk	分離課税 短期一般差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
63	tnkippnstktukujogk	短期一般特別控除額	V-tnkippnstktukujogk	分離課税 短期一般分特別控除額	number	15		Null					
64	tnkkignshstk	短期軽減所得額	V-tnkkignshstk	分離課税 短期軽減所得	number	15		Null					
65	tnkkignsshkgk	短期軽減差引額	V-tnkkignsshkgk	分離課税 短期軽減差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
66	tnkkignstktukujogk	短期軽減特別控除額	V-tnkkignstktukujogk	分離課税 短期軽減分特別控除額	number	15		Null					
67	chukippnshstk	長期一般所得額	V-chukippnshstk	分離課税 長期一般所得	number	15		Null					
68	chukippnsshkgk	長期一般差引額	V-chukippnsshkgk	分離課税 長期一般差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
69	chukippnstktukujogk	長期一般特別控除額	V-chukippnstktukujogk	分離課税 長期一般分特別控除額	number	15		Null					
70	chuktktishstk	長期特定所得額	V-chuktktishstk	分離課税 長期特定所得	number	15		Null					
71	chuktktisshkgk	長期特定差引額	V-chuktktisshkgk	分離課税 長期特定差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
72	chuktktistktukujogk	長期特定特別控除額	V-chuktktistktukujogk	分離課税 長期特定分特別控除額	number	15		Null					
73	chukkikshstk	長期軽減所得額	V-chukkikshstk	分離課税 長期軽減所得	number	15		Null					
74	chukkiksshkgk	長期軽減差引額	V-chukkiksshkgk	分離課税 長期軽減差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
75	chukkikstktukujogk	長期軽減特別控除額	V-chukkikstktukujogk	分離課税 長期軽減分特別控除額	number	15		Null					
76	chuktkbtushstk	長期特別所得額	V-chuktkbtushstk	分離課税 長期特別所得	number	15		Null					
77	chuktkbtusshkgk	長期特別差引額	V-chuktkbtusshkgk	分離課税 長期特別差引金額（特別控除前）	number	15		Null					
78	chuktkbtutktukujogk	長期特別特別控除額	V-chuktkbtutktukujogk	分離課税 長期特別分特別控除額	number	15		Null					
79	tchtuztushstk	土地等雑所得額	V-tchtuztushstk	分離課税 土地等雑所得	number	15		Null					
80	chutnkshtkgk	超短期所得額	V-chutnkshtkgk	分離課税 超短期所得	number	15		Null					
81	kbskjoutshtkgk	株式譲渡所得額	V-kbskjoutshtkgk	分離課税 株式譲渡所得（H16～H28は未公開分。H29～は一般分（一般公社債含む））	number	15		Null					
82	kbskjoutipnbnshstk	株式譲渡一般分所得額	V-kbskjoutipnbnshstk	（使用不可）	number	15		Null					
83	kbskjtsnkkkbnshstk	株式譲渡新規公開分所得額	V-kbskjtsnkkkbnshstk	（使用不可）	number	15		Null					
84	kbskjouttkbtukujogk	株式譲渡特別控除額	V-kbskjouttkbtukujogk	（使用不可）	number	15		Null					
85	shuhnskmmtrhshstk	商品先物取引所得額	V-shuhnskmmtrhshstk	分離課税 商品先物取引差金雑所得	number	15		Null					
86	snrnshtkgk	山林所得額	V-snrnshtkgk	分離課税 山林所得	number	15		Null					
87	snrntktukujogk	山林特別控除額	V-snrntktukujogk	分離課税 山林所得特別控除額	number	15		Null					
88	tishkshstk	退職所得額	V-tishkshstk	現年分離課税 退職所得（収納運動しない）	number	15		Null					
89	tishkshstkujogk	退職所得控除額	V-tishkshstkujogk	現年分離課税 退職所得控除（収納運動しない）	number	15		Null					
90	tishkshriak	退職支払額	V-tishkshriak	現年分離課税 退職支払（収納運動しない）	number	15		Null					
91	scsantishwrgk	市町村源泉退職所得割額	V-scsantishwrgk	現年分離課税 市町村退職所得割（収納運動しない）	number	15		Null					
92	tfkgntishwrgk	都道府県源泉退職所得割額	V-tfkgntishwrgk	現年分離課税 都道府県退職所得割（収納運動しない）	number	15		Null					
93	knzknnssu	勤続年数	V-knzknnssu	（使用不可）	number	10		Null					
94	shushkymd	就職年月日	V-shushkymd	（使用不可）	char	8		Null					
95	tishkymd	退職年月日	V-tishkymd	（使用不可）	char	8		Null					
96	sugutishshstk	総合退職所得額	V-sugutishshstk	総合課税 退職所得	number	15		Null					
97	sugutishshstkujogk	総合退職所得控除額	V-sugutishshstkujogk	総合課税 退職所得控除	number	15		Null					
98	tkritkyujoubn1	特例適用条文1	V-tkritkyujoubn1	（使用不可）	char	8		Null					
99	tkritkyujoubn2	特例適用条文2	V-tkritkyujoubn2	（使用不可）	char	8		Null					
100	tkritkyujoubn3	特例適用条文3	V-tkritkyujoubn3	（使用不可）	char	8		Null					
101	hndushtkgk	変動所得額	V-hndushtkgk	変動所得 当年分	number	15		Null					
102	znnnhndushtkgk	前年変動所得額	V-znnnhndushtkgk	変動所得 前年分	number	15		Null					
103	znznnnhndushtkgk	前々年変動所得額	V-znznnnhndushtkgk	変動所得 前々年分	number	15		Null					
104	rnjshtkgk	臨時所得額	V-rnjshtkgk	臨時所得	number	15		Null					
105	hiknkzishshukngk	平均課税対象金額	V-hiknkzishshukngk	平均課税対象金額	number	15		Null					
106	mnzishstk	免税所得額	V-mnzishstk	免税所得	number	15		Null					
107	nkvyugybikykkkk	肉用牛売却価格	V-nkvyugybikykkkk	免税対象以外の牛の売却価格	number	15		Null					
108	nkvygymnztshtskgk	肉用牛免税対象所得額	V-nkvygymnztshtskgk	免税対象の牛の所得	number	15		Null					
109	nkvygymnztsghshstk	肉用牛免税対象外所得額	V-nkvygymnztsghshstk	免税対象以外の牛の所得	number	15		Null					
110	hkzishstk	非課税所得額	V-hkzishstk	非課税所得	number	15		Null					
111	snkk0enshtkkbn01	申告0円所得区分01	V-snkk0enshtkkbn01	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
112	snkk0enshtkkbn02	申告0円所得区分02	V-snkk0enshtkkbn02	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
113	snkk0enshtkkbn03	申告0円所得区分03	V-snkk0enshtkkbn03	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
114	snkk0enshtkkbn04	申告0円所得区分04	V-snkk0enshtkkbn04	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
115	snkk0enshtkkbn05	申告0円所得区分05	V-snkk0enshtkkbn05	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
116	snkk0enshtkkbn06	申告0円所得区分06	V-snkk0enshtkkbn06	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					

117	snkk0enshtkkbn07	申告0円所得区分07	V-snkk0enshtkkbn07	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
118	snkk0enshtkkbn08	申告0円所得区分08	V-snkk0enshtkkbn08	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
119	snkk0enshtkkbn09	申告0円所得区分09	V-snkk0enshtkkbn09	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
120	snkk0enshtkkbn10	申告0円所得区分10	V-snkk0enshtkkbn10	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null					
121	sikushtkkbn	最高所得区分	V-sikushtkkbn	【使用不可】	char	3		Null					
122	sushtkkngk	総所得金額	V-sushtkkngk	総所得金額	number	15		Null					
123	gukishtkkngk	合計所得金額	V-gukishtkkngk	合計所得金額	number	15		Null					
124	sushtkkngktu	総所得金額等	V-sushtkkngktu	総所得金額等（合計所得金額 繰越損失）	number	15		Null					
125	shtkzisushtkkngk	所得税総所得金額	V-shtkzisushtkkngk	総所得金額（所得税対象）	number	15		Null					
126	shtkzigukishtkkngk	所得税合計所得金額	V-shtkzigukishtkkngk	合計所得金額（所得税対象）	number	15		Null					
127	shtkzisushtkkngktu	所得税総所得金額等	V-shtkzisushtkkngktu	総所得金額等（合計所得金額 繰越損失）（所得税対象）	number	15		Null					
128	sushtksntuushstk	総所得損通所得額	V-sushtksntuushstk	損益通算後 総所得	number	15		Null					
129	sugutnksntuushstk	総合短期損通所得額	V-sugutnksntuushstk	損益通算後 総合課税 短期譲渡所得	number	15		Null					
130	suguchuksntuushstk	総合長期損通所得額	V-suguchuksntuushstk	損益通算後 総合課税 長期譲渡所得	number	15		Null					
131	tnkipnsntuushstk	短期一般損通所得額	V-tnkipnsntuushstk	損益通算後 分離課税 短期一般所得	number	15		Null					
132	tnkkgnsntuushstk	短期軽減損通所得額	V-tnkkgnsntuushstk	損益通算後 分離課税 短期軽減所得	number	15		Null					
133	chukipnsntuushstk	長期一般損通所得額	V-chukipnsntuushstk	損益通算後 分離課税 長期一般所得	number	15		Null					
134	chuktktisntuushstk	長期特定損通所得額	V-chuktktisntuushstk	損益通算後 分離課税 長期特定所得	number	15		Null					
135	chukkiksntuushstk	長期軽減損通所得額	V-chukkiksntuushstk	損益通算後 分離課税 長期軽減所得	number	15		Null					
136	chuktkbtusntuushstk	長期特別損通所得額	V-chuktkbtusntuushstk	損益通算後 分離課税 長期特別所得	number	15		Null					
137	tchtuztusntuushstk	土地等雑損通所得額	V-tchtuztusntuushstk	損益通算後 分離課税 土地等雑所得	number	15		Null					
138	chutnksntuushstk	超短期損通所得額	V-chutnksntuushstk	損益通算後 分離課税 超短期所得	number	15		Null					
139	snrnsntuushstk	山林損通所得額	V-snrnsntuushstk	損益通算後 分離課税 山林所得	number	15		Null					
140	kbskjoutsntuushstk	株式譲渡損通所得額	V-kbskjoutsntuushstk	損益通算後 分離課税 株式譲渡所得（H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分（一般公社債含む））	number	15		Null					
141	shuskmsnshgk	商品先物取引損通所得額	V-shuskmsnshgk	損益通算後 分離課税 商品先物取引所得	number	15		Null					
142	tishksntuushstk	退職損通所得額	V-tishksntuushstk	損益通算後 総合課税 退職所得	number	15		Null					
143	shtkzsshtksntshtk	所得税総所得損通所得額	V-shtkzsshtksntshtk	損益通算後 総所得（所得税対象）	number	15		Null					
144	shtkzsgtnksntshtk	所得税総合短期損通所得額	V-shtkzsgtnksntshtk	損益通算後 総合課税 短期譲渡所得（所得税対象）	number	15		Null					
145	shtkzsgchksntshtk	所得税総合長期損通所得額	V-shtkzsgchksntshtk	損益通算後 総合課税 長期譲渡所得（所得税対象）	number	15		Null					
146	shtkztinkpnsntshtk	所得税短期一般損通所得額	V-shtkztinkpnsntshtk	損益通算後 分離課税 短期一般所得（所得税対象）	number	15		Null					
147	shtkztinkkgsntshtk	所得税短期軽減損通所得額	V-shtkztinkkgsntshtk	損益通算後 分離課税 短期軽減所得（所得税対象）	number	15		Null					
148	shtkzchkpnsntshtk	所得税長期一般損通所得額	V-shtkzchkpnsntshtk	損益通算後 分離課税 長期一般所得（所得税対象）	number	15		Null					
149	shtkzchktktsntshtk	所得税長期特定損通所得額	V-shtkzchktktsntshtk	損益通算後 分離課税 長期特定所得（所得税対象）	number	15		Null					
150	shtkzchhksntshtk	所得税長期軽減課損通所得額	V-shtkzchhksntshtk	損益通算後 分離課税 長期軽減所得（所得税対象）	number	15		Null					
151	shtkzichuktknsnshgk	所得税長期特別損通所得額	V-shtkzichuktknsnshgk	損益通算後 分離課税 長期特別所得（所得税対象）	number	15		Null					
152	shtkztchtztsntshtk	所得税土地等雑損通所得額	V-shtkztchtztsntshtk	損益通算後 分離課税 土地等雑所得（所得税対象）	number	15		Null					
153	shtkzchtntksntshtk	所得税超短期損通所得額	V-shtkzchtntksntshtk	損益通算後 分離課税 超短期譲渡所得（所得税対象）	number	15		Null					
154	shtkzkbksjtsntshtk	所得税株式譲渡損通所得額	V-shtkzkbksjtsntshtk	損益通算後 分離課税 株式譲渡所得（所得税対象）（H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分（一般公社債含む））	number	15		Null					
155	shtkzisushkmsnshgk	所得税商品先物取引損通所得額	V-shtkzisushkmsnshgk	損益通算後 分離課税 商品先物取引所得（所得税対象）	number	15		Null					
156	shtkzsnrnsntshtk	所得税山林損通所得額	V-shtkzsnrnsntshtk	損益通算後 分離課税 山林所得（所得税対象）	number	15		Null					
157	shtkztshksntshtk	所得税退職損通所得額	V-shtkztshksntshtk	損益通算後 退職所得（所得税対象）	number	15		Null					
158	zssnkujogk	雑損控除額	V-zssnkujogk	雑損控除	number	15		Null					
159	iriyuhkujogk	医療費控除額	V-iriyuhkujogk	医療費控除（H30～：医療費控除の特例を含まない）	number	15		Null					
160	shkihknryukujogk	社会保険料控除額	V-shkihknryukujogk	社会保険料控除	number	15		Null					
161	shukbkyusikujogk	小規模共済控除額	V-shukbkyusikujogk	小規模企業共済掛金控除（社会保険料控除の外数）	number	15		Null					
162	simihknryukujogk	生命保険料控除額	V-simihknryukujogk	生命保険料控除	number	15		Null					
163	shtkzsmhknrykjgk	所得税生命保険料控除額	V-shtkzsmhknrykjgk	生命保険料控除（所得税対象）	number	15		Null					
164	simihknryushrigk	生命保険料支払額	V-simihknryushrigk	生命保険料支払額	number	15		Null					
165	kjnnknknknryushrigk	個人年金保険料支払額	V-kjnnknknknryushrigk	個人年金保険料支払額	number	15		Null					
166	sngihknryukujogk	損害保険料控除額	V-sngihknryukujogk	～H19：損害保険料控除 H20～：地震保険料控除 ～H19：損害保険料控除（所得税対象） H20～：地震保険料控除（所得税対象）	number	15		Null					
167	shtkzsnghknrykjgk	所得税損害保険料控除額	V-shtkzsnghknrykjgk	～H19：損害保険料支払額（短期損害保険料支払分） H20～：損害保険料支払額（地震保険料支払分）	number	15		Null					
168	sngihknryushrigk	損害保険料支払額	V-sngihknryushrigk	～H19：損害保険料支払額（短期損害保険料支払分） H20～：損害保険料支払額（地震保険料支払分）	number	15		Null					
169	chuksgnighknryushrigk	長期損害保険料支払額	V-chuksgnighknryushrigk	長期損害保険料控除支払額	number	15		Null					
170	kfkujoflg	寄付控除 ¹⁾	V-kfkujoflg	【使用不可】	char	1		Null					
171	kifkujogk	寄付控除額	V-kifkujogk	寄附金控除額（住民税対象） ～H20 ・住所地の都道府県共同募金・日本赤十字支部に対する寄付金 H21～ ・ふるさと納税分？	number	15		Null					
172	shtkzikfknkujogk	所得税寄付金控除額	V-shtkzikfknkujogk	寄付金控除額（所得税対象）	number	15		Null					
173	gukikujogk	合計控除額	V-gukikujogk	控除額合計	number	15		Null					
174	shtkzigukikujogk	所得税合計控除額	V-shtkzigukikujogk	控除額合計（所得税対象）	number	15		Null					
175	kutihigitud	控対配該当 ²⁾	V-kutihigitud	控除対象配偶者 0：なし 1：控対配 2：老配 ～H30 3：控対配（特障該当） 4：老配（特障該当） H31～ 5：同一生計配偶者 6：老人同一生計配偶者	char	1		Null					

176	higushkbn	配偶者区分	V-higushkbn	配偶者区分 0: なし 1: 夫有り 2: 妻有り	char	1		Null					
177	hitkumkbnflg	配特有無区分フラグ	V-hitkumkbnflg	配特有無区分コード 1: 配特強制なし 0: 通常の配特計算に従う	char	1		Null					
178	higushktbtukujogk	配偶者特別控除額	V-higushktbtukujogk	配偶者特別控除額	number	15		Null					
179	shtkzhgshktbtkjgk	所得税配偶者特別控除額	V-shtkzhgshktbtkjgk	配偶者特別控除所得税	number	15		Null					
180	higushgukishtkknkgk	配偶者合計所得金額	V-higushgukishtkknkgk	配偶者合計所得	number	15		Null					
181	fyuipngigitunnzu	扶養一般該当人数	V-fyuipngigitunnzu	扶養一般人数	number	5		Null					
182	fyunnshugigitunnzu	扶養年少該当人数	V-fyunnshugigitunnzu	扶養年少人数 (扶養一般人数所得税の内数)	number	5		Null					
183	fyutktigitunnzu	扶養特定該当人数	V-fyutktigitunnzu	扶養特定人数	number	5		Null					
184	fyurujngigitunnzu	扶養老人該当人数	V-fyurujngigitunnzu	扶養老人人数	number	5		Null					
185	fyudukyrujngigitunnzu	扶養同居老人該当人数	V-fyudukyrujngigitunnzu	扶養同居老人人数 (扶養老人人数の内数)	number	5		Null					
186	fyutkshugigitunnzu	扶養特障該当人数	V-fyutkshugigitunnzu	扶養特別障害人数	number	5		Null					
187	fyudukytkshugigitunnzu	扶養同居特障該当人数	V-fyudukytkshugigitunnzu	扶養同居特別障害人数 (扶養特障人数の内数)	number	5		Null					
188	fyufshugigitunnzu	扶養普障該当人数	V-fyufshugigitunnzu	扶養普通障害人数	number	5		Null					
189	msinnngitucd	未成年該当コード	V-msinnngitucd	未成年該当 0: 非該当 1: 未成年該当	char	1		Null					
190	runnshgitucd	老年人該当コード	V-runnshgitucd	老年人該当 0: 非該当 1: 老年人該当 2: 老年人1/2生 (控除なし) 3: 非課税の特例 (H18法改正で追加)	char	1		Null					
191	kfgitucd	寡婦該当コード	V-kfgitucd	寡婦等該当 0: 非該当 1: 寡婦 2: 寡夫 3: 特別寡婦 4: 寡婦 (控除なし) ←表示は寡無 5: ひとり親 (母) 6: ひとり親 (父)	char	1		Null					
192	shuagshgitucd	障害者該当コード	V-shuagshgitucd	障害者該当 0: 非該当 1: 特別障害 2: 普通障害 3: 原爆障害	char	1		Null					
193	knrugksigitucd	勤労学生該当コード	V-knrugksigitucd	勤労学生該当 0: 非該当 1: 勤労学生	char	1		Null					
194	juumnzisnkkkbn	住民税申告区分	V-juumnzisnkkkbn	申告区分 0: 非該当 1: 青色 2: 白色	char	1		Null					
195	hnsnknbn	本専区分	V-hnsnknbn	本人専従者該当 0: 非該当 1: 青色事業所専従者 2: 白色事業所専従	char	1		Null					
196	hlsnknbn	配専区分	V-hlsnknbn	配偶者専従者該当 0: 非該当 1: 該当	char	1		Null					
197	aoirsnjuugigitunnzu	青色専従該当人数	V-aoirsnjuugigitunnzu	青色事業所専従者 雇用人数 ※配専も人数に含める	number	5		Null					
198	srirsnjuugigitunnzu	白色専従該当人数	V-srirsnjuugigitunnzu	白色事業所専従者 雇用人数 ※配専も人数に含める	number	5		Null					
199	snjuushkujogk	専従者控除額	V-snjuushkujogk	適用した専従者控除の合計金額	number	15		Null					
200	krkssnstugk	繰越損失額	V-krkssnstugk	繰越損失 合計金額 (該当年度での適用分のみ)	number	15		Null					
201	junsnstugk	純損失額	V-junsnstugk	繰越損失純損失分 合計金額	number	15		Null					
202	joutkrkssnstugk	譲渡繰越損失額	V-joutkrkssnstugk	譲渡繰越損失 合計金額	number	15		Null					
203	ztusnstugk	雑損失額	V-ztusnstugk	繰越損失雑損失 合計金額	number	15		Null					
204	tktikbsksnstugk	特定株式損失額	V-tktikbsksnstugk	繰越損失株式譲渡所得分 合計金額	number	15		Null					
205	tunnjunsnstugk	当年純損失額	V-tunnjunsnstugk	1年純損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
206	tunnjoutkrkssnstugk	当年譲渡繰越損失額	V-tunnjoutkrkssnstugk	1年前譲渡繰越損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
207	tunnztusnstugk	当年雑損失額	V-tunnztusnstugk	1年雑損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
208	tunnnttikbsksnstugk	当年特定株式損失額	V-tunnnttikbsksnstugk	1年株式譲渡損失	number	15		Null					
209	mejunsnstugk	前純損失額	V-mejunsnstugk	2年純損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
210	mejoutkrkssnstugk	前譲渡繰越損失額	V-mejoutkrkssnstugk	2年譲渡繰越損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
211	meztusnstugk	前雑損失額	V-meztusnstugk	2年雑損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
212	metktikbsksnstugk	前特定株式損失額	V-metktikbsksnstugk	2年株式譲渡損失	number	15		Null					
213	znznjunsnstugk	前々純損失額	V-znznjunsnstugk	3年純損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
214	znznjoutkrkssnstugk	前々譲渡繰越損失額	V-znznjoutkrkssnstugk	3年譲渡繰越損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
215	znznztusnstugk	前々雑損失額	V-znznztusnstugk	3年雑損失 (※適用分のみ)	number	15		Null					
216	znznnttikbsksnstugk	前々特定株式損失額	V-znznnttikbsksnstugk	3年株式譲渡損失	number	15		Null					
217	shtkzisushtkkhyugk	所得税総所得課税額	V-shtkzisushtkkhyugk	課税標準 総所得分 (所得税対象)	number	15		Null					
218	shtkzitinipnkhuyugk	所得税短期一般課税額	V-shtkzitinipnkhuyugk	課税標準 短期一般分 (所得税対象)	number	15		Null					
219	shtkzitinikignkhuyugk	所得税短期軽減課税額	V-shtkzitinikignkhuyugk	課税標準 短期軽減分 (所得税対象)	number	15		Null					
220	shtkzichukippnkhuyugk	所得税長期一般課税額	V-shtkzichukippnkhuyugk	課税標準 長期一般分 (所得税対象)	number	15		Null					
221	shtkzichuktktikhyugk	所得税長期特定課税額	V-shtkzichuktktikhyugk	課税標準 長期特定分 (所得税対象)	number	15		Null					
222	shtkzichukkikkhyugk	所得税長期軽減課税額	V-shtkzichukkikkhyugk	課税標準 長期軽減分 (所得税対象)	number	15		Null					
223	shtkzchktkbtikhygk	所得税長期特別課税額	V-shtkzchktkbtikhygk	課税標準 長期特別分 (所得税対象)	number	15		Null					
224	shtkzitchtuztukhyugk	所得税土地等雑課税額	V-shtkzitchtuztukhyugk	課税標準 土地等雑分 (所得税対象)	number	15		Null					
225	shtkzichutnkhuyugk	所得税超短期課税額	V-shtkzichutnkhuyugk	課税標準 超短期分 (所得税対象)	number	15		Null					
226	shtkzikbskkyugk	所得税株式課税額	V-shtkzikbskkyugk	課税標準 株式分 (所得税対象) (H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分 (一般公社債含む))	number	15		Null					
227	shtkzishuskmnkhuyugk	所得税商品先物取引課税額	V-shtkzishuskmnkhuyugk	課税標準 商品先物取引分 (所得税対象)	number	15		Null					
228	shtkzisnrnkhuyugk	所得税山林課税額	V-shtkzisnrnkhuyugk	課税標準 山林分 (所得税対象)	number	15		Null					
229	shtkzitisshkkyugk	所得税退職課税額	V-shtkzitisshkkyugk	課税標準 退職分 (所得税対象)	number	15		Null					
230	sushtkshtkzigk	総所得所得税額	V-sushtkshtkzigk	所得税 総所得分	number	15		Null					
231	tnkippshtkzigk	短期一般所得税額	V-tnkippshtkzigk	所得税 短期一般分	number	15		Null					
232	tnkkinshtkzigk	短期軽減所得税額	V-tnkkinshtkzigk	所得税 短期軽減分	number	15		Null					
233	chukippnshtkzigk	長期一般所得税額	V-chukippnshtkzigk	所得税 長期一般分	number	15		Null					
234	chuktktishtkzigk	長期特定所得税額	V-chuktktishtkzigk	所得税 長期特定分	number	15		Null					
235	chukkikshhtkzigk	長期軽減課税額	V-chukkikshhtkzigk	所得税 長期軽減分	number	15		Null					
236	chuktkbtushtkzigk	長期特別所得税額	V-chuktkbtushtkzigk	所得税 長期特別分	number	15		Null					
237	tchtuztushtkzigk	土地等雑所得税額	V-tchtuztushtkzigk	所得税 土地等雑分	number	15		Null					
238	chutnkshtkzigk	超短期所得税額	V-chutnkshtkzigk	所得税 超短期分	number	15		Null					

239	kbskshtkzigm	株式所得税額	V-kbskshtkzigm	所得税 株式分 (H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分 (一般公社債含む))	number	15		Null			
240	shhnskmmtrhkshtkzgm	商品先物取引所得税額	V-shhnskmmtrhkshtkzgm	所得税 商品先物取引分	number	15		Null			
241	snrnshtkzigm	山林所得税額	V-snrnshtkzigm	所得税 山林分	number	15		Null			
242	tishkshtkzigm	退職所得税額	V-tishkshtkzigm	所得税 退職分	number	15		Null			
243	shtkzihihtukujogk	所得税配当控除額	V-shtkzihihtukujogk	配当控除額 (所得税対象)	number	15		Null			
244	jtkkrntkbtbjkigm	住宅借入金特別控除額	V-jtkkrntkbtbjkigm	住宅借入金特別控除額 (所得税対象)	number	15		Null			
245	snttkbtukujogk	その他特別控除額	V-snttkbtukujogk	eTAX使用控除額 (租税特別措置法第10条による特別控除額がある場合もここに入力。ただし、ワーニングチェックにより算出する住宅借入金特別控除可能額は正しくない) ※H19までは政党等寄付金特別控除 (所得税対象) として使用していたが、H20改善により追加した「政党等寄付金特別控除」に移動。	number	15		Null			
246	tirtukujomeshtkzigm	定率控除前所得税額	V-tirtukujomeshtkzigm	定率控除前所得税額。H26より、復興特別所得税額を加味した額 を格納する。	number	15		Null			
247	shtkzisiigimngk	所得税災害減免額	V-shtkzisiigimngk	災害減免額 (所得税対象)	number	15		Null			
248	shtkzigiikkzigmkujogk	所得税外国税額控除額	V-shtkzigiikkzigmkujogk	外国税額控除 (所得税対象)	number	15		Null			
249	shtkziktbtugnzigm	所得税特別減税額	V-shtkziktbtugnzigm	〔使用不可〕	number	15		Null			
250	shtkzitiirtukujogk	所得税定率控除額	V-shtkzitiirtukujogk	〔使用不可〕	number	15		Null			
251	tirtukujogshtkzigm	定率控除後所得税額	V-tirtukujogshtkzigm	定率控除後所得税額。H26より、復興特別所得税額を加味した額 を格納する。	number	15		Null			
252	shtkzigm	所得税額	V-shtkzigm	所得税額入力金額。H26より、所得税及び復興特別所得税額 を格納する。	number	15		Null			
253	shtkzigmcheckflg	所得税額チェックフラグ	V-shtkzigmcheckflg	〔使用不可〕	char	1		Null			
254	sushtkkhyugk	総所得課税額	V-sushtkkhyugk	課税標準 総所得分	number	15		Null			
255	tnkippnkhyugk	短期一般課税額	V-tnkippnkhyugk	課税標準 短期一般分	number	15		Null			
256	tnkkipgnkhyugk	短期軽減課税額	V-tnkkipgnkhyugk	課税標準 短期軽減分	number	15		Null			
257	chukippnkhuyugk	長期一般課税額	V-chukippnkhuyugk	課税標準 長期一般分	number	15		Null			
258	chuktktkhyugk	長期特定課税額	V-chuktktkhyugk	課税標準 長期特定分	number	15		Null			
259	chukkipkhyugk	長期軽減課税額	V-chukkipkhyugk	課税標準 長期軽減分	number	15		Null			
260	chuktkbtukhyugk	長期特別課税額	V-chuktkbtukhyugk	課税標準 長期特別分	number	15		Null			
261	tchtuztukhyugk	土地等雑課税額	V-tchtuztukhyugk	課税標準 土地等雑分	number	15		Null			
262	chutnkkyugk	超短期課税額	V-chutnkkyugk	課税標準 超短期分	number	15		Null			
263	kbskkyugk	株式課税額	V-kbskkyugk	課税標準 株式分 (H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分 (一般公社債含む))	number	15		Null			
264	shuhnskmmtrhkkhyugk	商品先物取引課税額	V-shuhnskmmtrhkkhyugk	課税標準 商品先物取引分	number	15		Null			
265	snrnkyugk	山林課税額	V-snrnkyugk	課税標準 山林分	number	15		Null			
266	tishkkyugk	退職課税額	V-tishkkyugk	課税標準 退職分	number	15		Null			
267	scssushtkshtkwrkg	市町村総所得所得割額	V-scssushtkshtkwrkg	市町村算出所得割 総所得分	number	15		Null			
268	scstnkippnshtkwrkg	市町村短期一般所得割額	V-scstnkippnshtkwrkg	市町村算出所得割 短期一般分	number	15		Null			
269	scstnkkipgnshkwrkg	市町村短期軽減所得割額	V-scstnkkipgnshkwrkg	市町村算出所得割 短期軽減分	number	15		Null			
270	scschukippnshtkwrkg	市町村長期一般所得割額	V-scschukippnshtkwrkg	市町村算出所得割 長期一般分	number	15		Null			
271	scschuktktishtkwrkg	市町村長期特定所得割額	V-scschuktktishtkwrkg	市町村算出所得割 長期特定分	number	15		Null			
272	scschukkipshkwrkg	市町村長期軽減所得割額	V-scschukkipshkwrkg	市町村算出所得割 長期軽減分	number	15		Null			
273	scschuktkbtushkwrkg	市町村長期特別所得割額	V-scschuktkbtushkwrkg	市町村算出所得割 長期特別分	number	15		Null			
274	scstchtuztushkwrkg	市町村土地等雑所得割額	V-scstchtuztushkwrkg	市町村算出所得割 土地等雑分	number	15		Null			
275	scschutnkshtkwrkg	市町村超短期所得割額	V-scschutnkshtkwrkg	市町村算出所得割 超短期分	number	15		Null			
276	scskbskshkwrkg	市町村株式所得割額	V-scskbskshkwrkg	市町村算出所得割 株式分 (H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分 (一般公社債含む))	number	15		Null			
277	scssshuhnskmmshwrkg	市町村商品先物取引所得割額	V-scssshuhnskmmshwrkg	市町村算出所得割 商品先物取引分	number	15		Null			
278	scssnrnshtkwrkg	市町村山林所得割額	V-scssnrnshtkwrkg	市町村算出所得割 山林分	number	15		Null			
279	scstishkshtkwrkg	市町村退職所得割額	V-scstishkshtkwrkg	市町村算出所得割 退職分	number	15		Null			
280	scssnshtushkwrkg	市町村算出所得割額	V-scssnshtushkwrkg	市町村算出所得割	number	15		Null			
281	scshitukujogk	市町村配当控除額	V-scshitukujogk	市町村配当控除	number	15		Null			
282	scsgikkzigmkujogk	市町村外国税額控除額	V-scsgikkzigmkujogk	市町村外国税額控除	number	15		Null			
283	scschusigm	市町村調整額	V-scschusigm	市町村調整額	number	15		Null			
284	scstktugnzigm	市町村特別減税額	V-scstktugnzigm	市町村特別減税額	number	15		Null			
285	scstirtukujogk	市町村定率控除額	V-scstirtukujogk	市町村定率控除※H19～¥0	number	15		Null			
286	scsmenzigm	市町村免税額	V-scsmenzigm	市町村免税額	number	15		Null			
287	scsshtkwrkg	市町村所得割額	V-scsshtkwrkg	市町村所得割 (端数を残す)	number	15		Null			
288	scshsukrstshkwrkg	市町村端数切捨所得割額	V-scshsukrstshkwrkg	市町村所得割 (100円未満端数を切捨て)	number	15		Null			
289	scstgmeshrkg	市町村特別減税前所得割額	V-scstgmeshrkg	特別減税前市町村所得割	number	15		Null			
290	scstrtkjmshtkwrkg	市町村定率控除前所得割額	V-scstrtkjmshtkwrkg	定率控除前市町村所得割※市町村算出所得割-(市町村調整控除額+市町村配当控除+市町村外国税額控除)-市町村調整額	number	15		Null			
291	scskntuwrkg	市町村均等割額	V-scskntuwrkg	市町村均等割	number	15		Null			
292	scsminzigm	市町村民税額	V-scsminzigm	市町村民税額 (100円未満端数を切捨て)	number	15		Null			
293	tfksushtkshtkwrkg	都道府県総所得所得割額	V-tfksushtkshtkwrkg	都道府県算出所得割 総所得分	number	15		Null			

294	tfktknkippnshtkwrqk	都道府県短期一般所得割額	V-tfktknkippnshtkwrqk	都道府県算出所得割 短期一般分	number	15		Null				
295	tfktknkignshtkwrqk	都道府県短期軽減所得割額	V-tfktknkignshtkwrqk	都道府県算出所得割 短期軽減分	number	15		Null				
296	tfkchukippnshtkwrqk	都道府県長期一般所得割額	V-tfkchukippnshtkwrqk	都道府県算出所得割 長期一般分	number	15		Null				
297	tfkchuktktishtkwrqk	都道府県長期特定所得割額	V-tfkchuktktishtkwrqk	都道府県算出所得割 長期特定分	number	15		Null				
298	tfkchukikishtkwrqk	都道府県長期軽減所得割額	V-tfkchukikishtkwrqk	都道府県算出所得割 長期軽減分	number	15		Null				
299	tfkchuktkbtushtkwrqk	都道府県長期特別所得割額	V-tfkchuktkbtushtkwrqk	都道府県算出所得割 長期特別分	number	15		Null				
300	tfktchtuztustkwrqk	都道府県土地等雑所得割額	V-tfktchtuztustkwrqk	都道府県算出所得割 土地等雑分	number	15		Null				
301	tfkchutnkshtkwrqk	都道府県超短期所得割額	V-tfkchutnkshtkwrqk	都道府県算出所得割 超短期分	number	15		Null				
302	tfkksbshtkwrqk	都道府県株式所得割額	V-tfkksbshtkwrqk	都道府県算出所得割 株式分 (H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分 (一般公社債含む))	number	15		Null				
303	tfkshuhnksmnshwrgk	都道府県商品先物取引所得割額	V-tfkshuhnksmnshwrgk	都道府県算出所得割 商品先物取引分	number	15		Null				
304	tfksnrnshtkwrqk	都道府県山林所得割額	V-tfksnrnshtkwrqk	都道府県算出所得割 山林分	number	15		Null				
305	tfktiishkshtkwrqk	都道府県退職所得割額	V-tfktiishkshtkwrqk	都道府県算出所得割 退職分	number	15		Null				
306	tfksnshstushtkwrqk	都道府県算出所得割額	V-tfksnshstushtkwrqk	都道府県算出所得割	number	15		Null				
307	tfkhitukujogk	都道府県配当控除額	V-tfkhitukujogk	都道府県配当控除	number	15		Null				
308	tfkgikkziggkujogk	都道府県外国税額控除額	V-tfkgikkziggkujogk	都道府県外国税額控除	number	15		Null				
309	tfkchusigk	都道府県調整額	V-tfkchusigk	都道府県調整額	number	15		Null				
310	tfktkbtugnzigk	都道府県特別減税額	V-tfktkbtugnzigk	都道府県特別減税額	number	15		Null				
311	tfktirtukujogk	都道府県定率控除額	V-tfktirtukujogk	都道府県定率控除※H19～¥0	number	15		Null				
312	tfkmenzigk	都道府県免税額	V-tfkmenzigk	都道府県免税額	number	15		Null				
313	tfkshtkwrqk	都道府県所得割額	V-tfkshtkwrqk	都道府県所得割 (端数を残す)	number	15		Null				
314	tfkhsukrststskwrqk	都道府県端数切捨所得割額	V-tfkhsukrststskwrqk	都道府県所得割 (100円未満端数を切捨て)	number	15		Null				
315	tfktgmeshwrgk	都道府県特別減税前所得割額	V-tfktgmeshwrgk	特別減税前道府県所得割	number	15		Null				
316	tfktrtkjmshtkwrqk	都道府県定率控除前所得割額	V-tfktrtkjmshtkwrqk	定率控除前道府県所得割※都道府県算出所得割-(都道府県調整控除額+都道府県配当控除+都道府県外国税額控除)-都道府県調整額	number	15		Null				
317	tfkknwtuwrqk	都道府県均等割額	V-tfkknwtuwrqk	都道府県均等割	number	15		Null				
318	tfkminzigk	都道府県民税額	V-tfkminzigk	都道府県民税額 (100円未満端数を切捨て)	number	15		Null				
319	kzihzkzibncd	課税非課税区分コード	V-kzihzkzibncd	課税非課税区分 0: 課税 1: 生活保護 2: 障害者 3: 未成年 4: 老年者 5: 寡婦 6: その他	char	1		Null				
320	shtkwrhkhziflg	所得割非課税フラグ	V-shtkwrhkhziflg	(使用不可)	char	1		Null				
321	kntuwrhkhziflg	均等割非課税フラグ	V-kntuwrhkhziflg	(使用不可)	char	1		Null				
322	nnzigk	年税額	V-nnzigk	年税額 (R6～森林環境税除く住民税年税額)	number	15		Null				R06～意味合い変更
323	scsshtkwrgrnmngk	市町村所得割減免額	V-scsshtkwrgrnmngk	市町村所得割減免税額	number	15		Null				
324	scskntuwrgrnmngk	市町村均等割減免額	V-scskntuwrgrnmngk	市町村均等割減免税額	number	15		Null				
325	tfkshtkwrgrnmngk	都道府県所得割減免額	V-tfkshtkwrgrnmngk	都道府県所得割減免税額	number	15		Null				
326	tfkknwtuwrgrnmngk	都道府県均等割減免額	V-tfkknwtuwrgrnmngk	都道府県均等割減免税額	number	15		Null				
327	ybkngk1	予備金額1	V-ybkngk1	(使用不可)	number	15		Null				
328	ybkngk2	予備金額2	V-ybkngk2	(使用不可)	number	15		Null				
329	ybkngk3	予備金額3	V-ybkngk3	(使用不可)	number	15		Null				
330	ybkngk4	予備金額4	V-ybkngk4	(使用不可)	number	15		Null				
331	ybkngk5	予備金額5	V-ybkngk5	(使用不可)	number	15		Null				
332	ybkumk1	予備項目1	V-ybkumk1	(使用不可)	varchar2	10		Null				
333	ybkumk2	予備項目2	V-ybkumk2	転出状況 0:当初賦課時、翌年徴収マスタ有り 1:当初賦課時、翌年徴収マスタ無し 2:1/2～3/31転出者 3:4/1～1/1転出者 左記に該当しない場合Null	varchar2	10		Null				
334	ybkumk3	予備項目3	V-ybkumk3	(使用不可)	varchar2	10		Null				
335	ybkumk4	予備項目4	V-ybkumk4	(使用不可)	varchar2	10		Null				
336	ybkumk5	予備項目5	V-ybkumk5	(使用不可)	varchar2	10		Null				
337	tihyurrkhnti	退避用履歴判定	V-tihyurrkhnti	(使用不可)	char	1		Null				
338	kbskjoutjoujoushtkqk	株式譲渡上場所得額	V-kbskjoutjoujoushtkqk	上場分の株式譲渡所得 (住民税対象)	number	15		Null				
339	shtkzkbkskjtijshtkqk	所得税株式譲渡上場所得額	V-shtkzkbkskjtijshtkqk	上場分の株式譲渡所得 (所得税対象)	number	15		Null				
340	shtkzikbskjoutshtkqk	所得税株式譲渡所得額	V-shtkzikbskjoutshtkqk	株式譲渡所得 (所得税対象) (H16～H28は未公開分。H29～は一般分 (一般公社債含む))	number	15		Null				
341	kbskjoutflg	株式譲渡フラグ	V-kbskjoutflg	(使用不可)	char	1		Null				
342	kbskjtijsntshtkqk	株式譲渡上場損通所得額	V-kbskjtijsntshtkqk	損益通算後 上場分の株式譲渡所得 (住民税対象) (H27～H28は0固定。)	number	15		Null				
343	shtkzkbjijnsnshgk	所得税株式譲渡上場損通所得額	V-shtkzkbjijnsnshgk	損益通算後 上場分の株式譲渡所得 (所得税対象) (H27～H28は0固定。)	number	15		Null				
344	kbskjoujoukhyugk	株式上場課税額	V-kbskjoujoukhyugk	課税標準 上場分の株式譲渡所得 (住民税対象) (H27～H28は0固定。)	number	15		Null				
345	shtkzkbkskjkhkygk	所得税株式上場課税額	V-shtkzkbkskjkhkygk	課税標準 上場分の株式譲渡所得 (所得税対象) (H27～H28は0固定。)	number	15		Null				
346	nkayukiankhyugk	肉生軽減課税額	V-nkayukiankhyugk	課税標準 肉用牛軽減分に関わる所得※課税総所得の内数: H16～セツ	number	15		Null				
347	scskbskjijshtkwrqk	市町村株式上場所得割額	V-scskbskjijshtkwrqk	市町村所得割 上場分株式譲渡所得に関わる所得割 (H27～H28は0固定。)	number	15		Null				
348	tfkkskjijshtkwrqk	都道府県株式上場所得割額	V-tfkkskjijshtkwrqk	都道府県所得割 上場分株式譲渡所得に関わる所得割 (H27～H28は0固定。)	number	15		Null				

349	scsnkgyukignshtkwrkg	市町村肉牛軽減所得割額	V-scsnkgyukignshtkwrkg	市町村所得割 肉用牛軽減分に関わる所得割※市町村総所得の内数：H16～セット	number	15		Null				
350	tfknkgyukignshtkwrkg	都道府県肉牛軽減所得割額	V-tfknkgyukignshtkwrkg	都道府県所得割 肉用牛軽減分に関わる所得割※都道府県総所得の内数：H16～セット	number	15		Null				
351	kbskjoujoushtkzigm	株式上場所得税額	V-kbskjoujoushtkzigm	所得税 上場分株式譲渡所得に関わる所得税（H27～H28は0固定。）	number	15		Null				
352	nkgykignshtkzigm	肉牛軽減所得税額	V-nkgykignshtkzigm	所得税 肉用牛軽減分に関わる所得税※所得税総所得の内数：H16～セット	number	15		Null				
353	kbskfkmgukishtkngk	株式含む合計所得金額	V-kbskfkmgukishtkngk	合計所得金額に上場分株式譲渡所得を含んだ金額	number	15		Null				
354	skmntrhksnstugk	先物取引損失額	V-skmntrhksnstugk	先物取引に関わる繰越損失	number	15		Null				
355	tunnskmmnrhksnstugk	当年先物取引損失額	V-tunnskmmnrhksnstugk	1年前において発生した先物取引の繰越損失	number	15		Null				
356	meskmmnrhksnstugk	前々先物取引損失額	V-meskmmnrhksnstugk	2年前において発生した先物取引の繰越損失	number	15		Null				
357	znznskmmnrhksnstugk	前々先物取引損失額	V-znznskmmnrhksnstugk	3年前において発生した先物取引の繰越損失	number	15		Null				
358	hiturkujogk	配当割控除額	V-hiturkujogk	特別徴収済みの配当割額（申告書二面に記載） ※H17法改正	number	15		Null				
359	kbskjoutwrkujogk	株式譲渡割控除額	V-kbskjoutwrkujogk	特別徴収済みの株式等譲渡所得割額（申告書二面に記載） ※H17法改正	number	15		Null				
360	scstrtkjgshktwrkg	市町村定率控除後所得割額	V-scstrtkjgshktwrkg	定率控除差引き後市町村所得割（端数残す）定率控除前市町村所得割-市町村定率控除	number	15		Null				
361	tfktrtkjgshktwrkg	都道府県定率控除後所得割額	V-tfktrtkjgshktwrkg	定率控除差引き後都道府県所得割（端数残す）定率控除前都道府県所得割-都道府県定率控除	number	15		Null				
362	kujochukgk	控除超過額	V-kujochukgk	還付額	number	15		Null				
363	kyjytkjtishtkgk	居住用特定譲渡所得額	V-kyjytkjtishtkgk	居住用財産譲渡の特例に該当する長期譲渡益。内数 ※H17法改正	number	15		Null				
364	kyjuuyutktisnstugk	居住用特定損失額	V-kyjuuyutktisnstugk	分離所得内の通算後に残ったマイナス所得。総所得等との通算用。 ※H17法改正	number	15		Null				
365	scskbskjthtwrkjgk	市町村株式譲渡配当割控除額	V-scskbskjthtwrkjgk	H17～H19：配当割控除額×2/3（1円未満切捨て）+株式譲渡割控除額×2/3（1円未満切捨て） H20～：配当割控除額×3/5（1円未満切捨て）+株式譲渡割控除額×3/5（1円未満切捨て）	number	15		Null				
366	tfkbskjthtwrkjgk	都道府県株式譲渡配当割控除額	V-tfkbskjthtwrkjgk	H17～H19：配当割控除額×1/3（1円未満切上げ）+株式譲渡割控除額×1/3（1円未満切上げ） H20～：配当割控除額×2/5（1円未満切上げ）+株式譲渡割控除額×2/5（1円未満切上げ）	number	15		Null				
367	scs65sntkrkjgk	市町村65歳以上の特例控除額	V-scs65sntkrkjgk	H18年度定率控除後市町村所得割額 × 2/3（1円未満端数切り上げ）H19年度定率控除後市町村所得割額 × 1/3（1円未満端数切り上げ）	number	15		Null				
368	tfk65sntkrkjgk	都道府県65歳以上の特例控除額	V-tfk65sntkrkjgk	H18年度定率控除後都道府県所得割額 × 2/3（1円未満端数切り上げ）H19年度定率控除後都道府県所得割額 × 1/3（1円未満端数切り上げ）	number	15		Null				
369	scschusikujogk	市町村調整控除額	V-scschusikujogk	（課税総所得+課税山林+課税退職）≧200万の場合、①②の少ない額 ① 所得税と住民税の人的控除の差額×3% ②（課税総所得+課税山林+課税退職）×3%（課税総所得+課税山林+課税退職）>200万の場合、〔所得税と住民税の人的控除の差額-（（課税総所得+課税山林+課税退職）-200万）〕×3% ※最小1500円	number	15		Null				
370	tfkchusikujogk	都道府県調整控除額	V-tfkchusikujogk	（課税総所得+課税山林+課税退職）≧200万の場合、①②の少ない額 ① 所得税と住民税の人的控除の差額×2% ②（課税総所得+課税山林+課税退職）×2%（課税総所得+課税山林+課税退職）>200万の場合、〔所得税と住民税の人的控除の差額-（（課税総所得+課税山林+課税退職）-200万）〕×2% ※最小1000円	number	15		Null				
371	scskujofskgk	市町村控除不足額	V-scskujofskgk	定率控除後市町村所得割額-市町村65歳以上の特例控除額-市町村株式譲渡配当割控除額	number	15		Null				
372	tfkkujofskgk	都道府県控除不足額	V-tfkkujofskgk	定率控除後都道府県所得割額-都道府県65歳以上の特例控除額-道府県株式譲渡配当割控除額	number	15		Null				
373	scsnijutugk	市町村内充当額	V-scsnijutugk	市町村控除不足額-市町村均等割≧0の場合、市町村均等割。市町村控除不足額-市町村均等割<0の場合、市町村控除不足額。	number	15		Null				
374	tfknijutugk	都道府県内充当額	V-tfknijutugk	都道府県控除不足額-都道府県均等割≧0の場合、都道府県均等割。都道府県控除不足額-都道府県均等割<0の場合、都道府県控除不足額。	number	15		Null				
375	scsgijutugk	市町村外充当額	V-scsbijutugk	（都道府県控除不足額-都道府県内充当額）-（（市町村所得割端数切捨+市町村均等割）-市町村内充当額）≧0の場合、（（市町村所得割端数切捨+市町村均等割）-市町村内充当額）。（都道府県控除不足額-都道府県内充当額）-（（市町村所得割端数切捨+市町村均等割）-市町村内充当額）<0の場合、（都道府県控除不足額-都道府県内充当額）	number	15		Null				
376	tfkgijutugk	都道府県外充当額	V-tfkgijutugk	（市町村控除不足額-市町村内充当額）-（（都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割）-都道府県内充当）≧0の場合、（（都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割）-都道府県内充当額）。（市町村控除不足額-市町村内充当額）-（（都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割）-都道府県内充当）<0の場合、（市町村控除不足額-市町村内充当額）	number	15		Null				
377	hyujunzirtuscusshtk	標準税率市町村総所得	V-hyujunzirtuscusshtk	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null				
378	hyujunzirtuscssnrn	標準税率市町村山林	V-hyujunzirtuscssnrn	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null				
379	hyujunzirtuscstishk	標準税率市町村退職	V-hyujunzirtuscstishk	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null				
380	hjnztscssnshstskwr	標準税率市町村算出所得割	V-hjnztscssnshstskwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null				
381	hyjnztscschsgk	標準税率市町村調整額	V-hyjnztscschsgk	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null				
382	hjnzttrtkjmscsstkw	標準税率定率控除前市町村所得割	V-hjnzttrtkjmscsstkw	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null				

383	hjnzttrtkjgscsstkwr	標準税率定率控除後市町村所得割額	V-hjnzttrtkjgscsstkwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
384	hjnztscs65sntkrkkg	標準税率市町村65歳以上の特例控除	V-hjnztscs65sntkrkkg	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
385	hyujunzirtuscshstkw	標準税率市町村所得割	V-hyujunzirtuscshstkw	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
386	hjnztscsstkwrhskrst	標準税率市町村所得割端数切捨	V-hjnztscsstkwrhskrst	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
387	hyujunzirtuscskntuwr	標準税率市町村均等割	V-hyujunzirtuscskntuwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
388	hyujunzirtutfskshtk	標準税率都道府県総所得	V-hyujunzirtutfskshtk	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
389	hyujunzirtutfsksn	標準税率都道府県山林	V-hyujunzirtutfsksn	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
390	hyujunzirtutftkshk	標準税率都道府県退職	V-hyujunzirtutftkshk	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
391	hjnzttrtkjgscsstkwr	標準税率都道府県算出所得割	V-hjnzttrtkjgscsstkwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
392	hjnzttrtkjgscsgk	標準税率都道府県調整額	V-hjnzttrtkjgscsgk	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
393	hjnzttrtkjmtfkskwr	標準税率定率控除前都道府県所得割	V-hjnzttrtkjmtfkskwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
394	hjnzttrtkjgtfkskwr	標準税率定率控除後都道府県所得割	V-hjnzttrtkjgtfkskwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
395	hjnzttrtk65sntkrkkg	標準税率都道府県65歳以上の特例控	V-hjnzttrtk65sntkrkkg	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
396	hyujunzirtutfskshtkwr	標準税率都道府県所得割	V-hyujunzirtutfskshtkwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
397	hjnzttrtkjgscsstkwr	標準税率都道府県所得割端数切捨	V-hjnzttrtkjgscsstkwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
398	hyujunzirtutfskntuwr	標準税率都道府県均等割	V-hyujunzirtutfskntuwr	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
399	sttkfntkbtjkjgk	政党等寄付金特別控除額	V-sttkfntkbtjkjgk	政党等寄付金特別控除（所得税用）※H19までは「その他特別控除」を使用していたが、H20改善によりフィールドを変更。	number	15		Null					
400	tiskishutkbtukujogk	耐震改修特別控除額	V-tiskishutkbtukujogk	所得税専用の耐震改修特別控除額	number	15		Null					
401	jtkkrkntkbtjkjngk	住宅借入金特別控除可能額	V-jtkkrkntkbtjkjngk	住宅借入金特別控除額、または改正前の税率で算出した所得税額のどちらか少ない方＝住宅借入金特別控除額（H18年入居までが対象）	number	15		Null					
402	scsjtkkrkntkbtjkjngk	市町村住宅借入金特別控除可能額	V-scsjtkkrkntkbtjkjngk	住宅借入金特別控除可能額 × 3/5（1円未満切捨て）	number	15		Null					
403	tfkjtktkrkntkbtjkjngk	都道府県住宅借入金特別控除可能額	V-tfkjtktkrkntkbtjkjngk	住宅借入金特別控除可能額 × 2/5（1円未満切上げ）	number	15		Null					
404	scszignijougngk	市町村税源移譲減額	V-scszignijougngk	税源移譲によるH19更正処理の市町村分の控除額	number	15		Null					
405	tfkzignijougngk	都道府県税源移譲減額	V-tfkzignijougngk	税源移譲によるH19更正処理の都道府県分の控除額	number	15		Null					
406	hyjnztscszgnjgngk	標準税率市町村税源移譲減額	V-hyjnztscszgnjgngk	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
407	hyjnzttrtkfzgnjgngk	標準税率都道府県税源移譲減額	V-hyjnzttrtkfzgnjgngk	超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用	number	15		Null					
408	kkzikusib	国税更正日	V-kkzikusib	〔使用不可〕	char	8		Null					
409	turkkbn	登録区分	V-turkkbn	〔使用不可〕	char	1		Null					
410	kfkknkujochtibn	寄附金控除自治体分	V-kfkknkujochtibn	ふるさと納税分	number	15		Null					
411	kfkknkujotfstibn	寄附金控除都道府県指定分	V-kfkknkujotfstibn	寄附金控除額（住民税都道府県税額控除対象）・住所地の都道府県共同募金 ・日本赤十字支部に対する寄付金 ・住所地の都道府県条例で指定された寄付金 ※項番166「寄附金控除」の外数	number	15		Null					
412	kfkknkujoscsstkbn	寄附金控除市町村指定分	V-kfkknkujoscsstkbn	寄附金控除額（住民税市町村税額控除対象）・住所地の都道府県共同募金 ・日本赤十字支部に対する寄付金 ・住所地の市町村条例で指定された寄付金 ※項番166「寄附金控除」の外数	number	15		Null					
413	uchstknknshrigk	内私的年金支払額	V-uchstknknshrigk	私的年金支払額。※項番43「公的年金支払」の内数 予備項目	number	15		Null					
414	juumnzinnknshbtu	住民税年金種別	V-juumnzinnknshbtu	〔使用不可〕	varchar2	2		Null					
415	kskujotishuflg	基礎控除対象77%	V-kskujotishuflg	基礎控除対象 ' 0 ' :基礎控除対象外 ' 1 ' :基礎控除対象	char	1		Null					
416	scskfkknkujogk	市町村寄附金控除額	V-scskfkknkujogk	市町村寄附金控除額	number	15		Null					
417	tfkfkfkknkujogk	都道府県寄附金控除額	V-tfkfkfkknkujogk	都道府県寄附金控除額	number	15		Null					
418	uchnnknflg	内年金77%	V-uchnnknflg	内数に年金特徴がある場合・・・1	char	1		Null					
419	uchtkchuflg	内特徴77%	V-uchtkchuflg	内数に給与特徴がある場合・・・1	char	1		Null					
420	snchushuflg	三徴収77%	V-snchushuflg	内数の均等割区分がHの場合・・・1	char	1		Null					
421	kyuujukisymd	居住開始年月日	V-kyuujukisymd	～H21 未使用 H22～原票または磁気データに記載されている居住開始年月日の1つ目。TZK 当初マスタからコピーするだけの参照用予備項	char	8		Null					
422	juutkkujukbn	住宅控除区分	V-juutkkujukbn	～H21 未使用 H22～住宅借入金等特別控除区分の1つ目。（措法41①、③「住」＝' 01'、措法41⑩「認」＝' 02'、措法41の3の2①、④「増」「断」＝' 03'、震災特例法13「震」＝' 04'、' 02'のうち、ZEH水準省エネ住宅「ZEH」＝' 21'、省エネ基準適合住宅「省エネ」＝' 22'）	char	2		Null					
423	juutkkirknznk	住宅借入金残高	V-juutkkirknznk	～H21 未使用 H22～原票または磁気データに記載されているローン残高の1つ目。TZK 当初マスタからコピーするだけの参照用予備項目。	number	15		Null					
424	kyujukisymd2	居住開始年月日2	V-kyujukisymd2	～H21 未使用 H22～原票または磁気データに記載されている居住開始年月日の2つ目。TZK 当初マスタからコピーするだけの参照用予備項	char	8		Null					
425	juutkkujukbn2	住宅控除区分2	V-juutkkujukbn2	～H21 未使用 H22～住宅借入金等特別控除区分の2つ目。（措法41①、③「住」＝' 01'、措法41⑩「認」＝' 02'、措法41の3の2①、④「増」「断」＝' 03'、震災特例法13「震」＝' 04'、' 02'のうち、ZEH水準省エネ住宅「ZEH」＝' 21'、省エネ基準適合住宅「省エネ」＝' 22'）	char	2		Null					
426	juutkkirknznk2	住宅借入金残高2	V-juutkkirknznk2	～H21 未使用 H22～原票または磁気データに記載されているローン残高の2つ目。TZK 当初マスタからコピーするだけの参照用予備項目。	number	15		Null					
427	snrnjunsnstugk	山林純損失額	V-snrnjunsnstugk	～H21:未使用 H22～:「[当年純損失山林]+[前純損失山林]+[前々純損失山林]。第4表の純損失（前年、2年前、3年前）のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」	number	15		Null					

428	tunnsnrnjunsnstugk	当年山林純損失額	V-tunnsnrnjunsnstugk	～H21:未使用 H22～:[繰越損失純損失山林]の内訳。明細(TZK)繰越損失明細)は使用しない。第4表の純損失(前年)のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」	number	15		Null				
429	mesnrnjunsnstugk	前山林純損失額	V-mesnrnjunsnstugk	～H21:未使用 H22～:[繰越損失純損失山林]の内訳。明細(TZK)繰越損失明細)は使用しない。第4表の純損失(2年前)のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」	number	15		Null				
430	znznsnrnjunsnstugk	前々山林純損失額	V-znznsnrnjunsnstugk	～H21:未使用 H22～:[繰越損失純損失山林]の内訳。明細(TZK)繰越損失明細)は使用しない。第4表の純損失(3年前)のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」	number	15		Null				
431	kbskhitusnstugk	株式配当損失額	V-kbskhitusnstugk	～H21:未使用 H22～:上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額。第3表または第4表の「本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く繰越損失額」	number	15		Null				
432	bnrhitushtgk	分離配当所得額	V-bnrhitushtgk	～H21:未使用 H22～:分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得。[株式譲渡上場]との通算後、かつ繰越損失[株式配当損失]適用前の金額(第3表の所得金額欄にある「上場株式等の配当」)。赤字	number	15		Null				
433	bnrhitusntushtgk	分離配当損通所得額	V-bnrhitusntushtgk	～H21:未使用 H22～:分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得に繰越損失[株式配当損失]、[繰越損失雑損失]適用後	number	15		Null				
434	shtkzbnrhtsntsthtgk	所得税分離配当損通所得額	V-shtkzbnrhtsntsthtgk	～H21:未使用 H22～:分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得に繰越損失[株式配当損失]、[繰越損失雑損失]適用後所得税分	number	15		Null				
435	tustuzigkujogk	投資等税額控除額	V-tustuzigkujogk	～H21:未使用 H22～:措置法第10の1～7のいずれかの税額控除	number	15		Null				
436	shtkzknkygkqkhygk	所得税肉牛軽減課税額	V-shtkzknkygkqkhygk	所得税分の肉用牛軽減分に関わる所得の課税標準額。	number	15		Null				
437	shtkzibnrhitukhyugk	所得税分離配当課税額	V-shtkzibnrhitukhyugk	分離課税を選択した所得税分配当所得の課税標準額。損通株式譲渡上場から控除しきれなかった所得控除を控除後、¥1,000未満を切り捨てた値。	number	15		Null				
438	bnrhitukhyugk	分離配当課税額	V-bnrhitukhyugk	分離課税を選択した住民税分配当所得の課税標準額。損通株式譲渡上場から控除しきれなかった所得控除を控除後、¥1,000未満を切り捨てた値。	number	15		Null				
439	shtkzibnrhitushtgk	所得税分離配当所得額	V-shtkzibnrhitushtgk	分離課税を選択した住民税分配当所得の所得税。	number	15		Null				
440	scsbnrhitushtkwrqk	市町村分離配当所得割額	V-scsbnrhitushtkwrqk	分離課税を選択した住民税分配当所得の市町村所得割。	number	15		Null				
441	tfkbnrhitushtkwrqk	都道府県分離配当所得割額	V-tfkbnrhitushtkwrqk	分離課税を選択した住民税分配当所得の都道府県所得割。	number	15		Null				
442	nnknhchushuflg	年金本徴収方	V-nnknhchushuflg	(使用不可)	char	1		Null				
443	nnknkrchushutuksu	年金仮徴収月数	V-nnknkrchushutuksu	(使用不可)	number	5		Null				
444	nnknkrchushukbtuzigk	年金仮徴収期別税額	V-nnknkrchushukbtuzigk	(使用不可)	number	15		Null				
445	kujofskhneizmgk	控除不足反映済額	V-kujofskhneizmgk	(使用不可)	number	15		Null				
446	chushuzigktkchubn	徴収税額特徴分	V-chushuzigktkchubn	(使用不可)	number	15		Null				
447	scsshtkwrqktkchubn	市町村所得割額特徴分	V-scsshtkwrqktkchubn	(使用不可)	number	15		Null				
448	scskntuwrqktkchubn	市町村均等割額特徴分	V-scskntuwrqktkchubn	(使用不可)	number	15		Null				
449	tfkshhtkwrqktkchubn	都道府県所得割額特徴分	V-tfkshhtkwrqktkchubn	(使用不可)	number	15		Null				
450	tfkknntuwrqktkchubn	都道府県均等割額特徴分	V-tfkknntuwrqktkchubn	(使用不可)	number	15		Null				
451	chushuzigkfchubn	徴収税額普徴分	V-chushuzigkfchubn	(使用不可)	number	15		Null				
452	scsshtkwrqkfchubn	市町村所得割額普徴分	V-scsshtkwrqkfchubn	(使用不可)	number	15		Null				
453	scskntuwrqkfchubn	市町村均等割額普徴分	V-scskntuwrqkfchubn	(使用不可)	number	15		Null				
454	tfkshhtkwrqkfchubn	都道府県所得割額普徴分	V-tfkshhtkwrqkfchubn	(使用不可)	number	15		Null				
455	tfkknntuwrqkfchubn	都道府県均等割額普徴分	V-tfkknntuwrqkfchubn	(使用不可)	number	15		Null				
456	chushuzigkhngknnknbn	徴収税額半額年金分	V-chushuzigkhngknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
457	scsshtkwrhngknnknbn	市町村所得割額半額年金分	V-scsshtkwrhngknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
458	scskntuwrqkhngknnknbn	市町村均等割額半額年金分	V-scskntuwrqkhngknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
459	tfkshhtkwrhngknnknbn	都道府県所得割額半額年金分	V-tfkshhtkwrhngknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
460	tfkknntuwrqkhngknnknbn	都道府県均等割額半額年金分	V-tfkknntuwrqkhngknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
461	chushuzigknnknbn	徴収税額年金分	V-chushuzigknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
462	scsshtkwrqknnknbn	市町村所得割額年金分	V-scsshtkwrqknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
463	scskntuwrqknnknbn	市町村均等割額年金分	V-scskntuwrqknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
464	tfkshhtkwrqknnknbn	都道府県所得割額年金分	V-tfkshhtkwrqknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
465	tfkknntuwrqknnknbn	都道府県均等割額年金分	V-tfkknntuwrqknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
466	hyjnzrtchshzqktkchbn	標準税率徴収税額特徴分	V-hyjnzrtchshzqktkchbn	(使用不可)	number	15		Null				
467	hyjnscsshtkwrktchbn	標準税率市町村所得割額特徴分	V-hyjnscsshtkwrktchbn	(使用不可)	number	15		Null				
468	hyjnscskntwrktchbn	標準税率市町村均等割額特徴分	V-hyjnscskntwrktchbn	(使用不可)	number	15		Null				
469	hyjntfkshtkwrktchbn	標準税率都道府県所得割額特徴分	V-hyjntfkshtkwrktchbn	(使用不可)	number	15		Null				
470	hyjntfknntwrktchbn	標準税率都道府県均等割額特徴分	V-hyjntfknntwrktchbn	(使用不可)	number	15		Null				
471	hyjnzrtchshzqkfchbn	標準税率徴収税額普徴分	V-hyjnzrtchshzqkfchbn	(使用不可)	number	15		Null				
472	hyjnscsshtkwrkfchbn	標準税率市町村所得割額普徴分	V-hyjnscsshtkwrkfchbn	(使用不可)	number	15		Null				
473	hyjnscskntwrkfchbn	標準税率市町村均等割額普徴分	V-hyjnscskntwrkfchbn	(使用不可)	number	15		Null				
474	hyjntfkshtkwrkfchbn	標準税率都道府県所得割額普徴分	V-hyjntfkshtkwrkfchbn	(使用不可)	number	15		Null				
475	hyjntfknntwrkfchbn	標準税率都道府県均等割額普徴分	V-hyjntfknntwrkfchbn	(使用不可)	number	15		Null				
476	hyjnchshhngknnknbn	標準税率徴収税額半額年金分	V-hyjnchshhngknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
477	hyjnsshtkwrhngknnkn	標準税率市町村所得割額半額年金分	V-hyjnsshtkwrhngknnkn	(使用不可)	number	15		Null				

478	hyjnskntwrhngknnkn	標準税率市町村均等割額半額年金分	V-hyjnskntwrhngknnkn	(使用不可)	number	15		Null				
479	hyjnskshtkwrhngknnkn	標準税率都道府県所得割額半額年金分	V-hyjnskshtkwrhngknnkn	(使用不可)	number	15		Null				
480	hyjnkknkntwrhngknnkn	標準税率都道府県均等割額半額年金分	V-hyjnkknkntwrhngknnkn	(使用不可)	number	15		Null				
481	hyjnzrtchshzgknnknbn	標準税率徴収税額年金分	V-hyjnzrtchshzgknnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
482	hyjnsccshtkwrnknbn	標準税率市町村所得割額年金分	V-hyjnsccshtkwrnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
483	hyjnsccskntwrnknbn	標準税率市町村均等割額年金分	V-hyjnsccskntwrnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
484	hyjntfkshtkwrnknbn	標準税率都道府県所得割額年金分	V-hyjntfkshtkwrnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
485	hyjntfkkntwrnknbn	標準税率都道府県均等割額年金分	V-hyjntfkkntwrnknbn	(使用不可)	number	15		Null				
486	nnknuchwkkkrkeflg	年金内訳切替ﾌﾗｸﾞ	V-nnknuchwkkkrkeflg	(使用不可)	char	1		Null				
487	chushuzigkhkuflg	徴収税額変更ﾌﾗｸﾞ	V-chushuzigkhkuflg	(使用不可)	char	1		Null				
488	tkchuuchwkhhyuflg	特徴内訳保有ﾌﾗｸﾞ	V-tkchuuchwkhhyuflg	(使用不可)	char	1		Null				
489	hns Huyuybkumk	編集用予備項目	V-hns Huyuybkumk	(使用不可)	nvarchar	230		Null				
490	snsimihknyrusrigk	新生命保険料支払額	V-snsimihknyrusrigk	新生命保険料支払額	number	15		Null				
491	snkjnnknkhknyrshrgk	新個人年金保険料支払額	V-snkjnnknkhknyrshrgk	新個人年金保険料支払額	number	15		Null				
492	kighknryusrigk	介護保険料支払額	V-kighknryusrigk	介護保険料支払額	number	15		Null				
493	ybkngk6	予備金額6	V-ybkngk6	短期一般特別控除額（繰越控除適用前）	number	15		Null				
494	ybkngk7	予備金額7	V-ybkngk7	短期軽減特別控除額（繰越控除適用前）	number	15		Null				
495	ybkngk8	予備金額8	V-ybkngk8	長期一般特別控除額（繰越控除適用前）	number	15		Null				
496	ybkngk9	予備金額9	V-ybkngk9	長期特定特別控除額（繰越控除適用前）	number	15		Null				
497	ybkngk10	予備金額10	V-ybkngk10	長期軽減特別控除額（繰越控除適用前）	number	15		Null				
498	ybkumk6	予備項目6	V-ybkumk6	消費税率①を格納	varchar2	10		Null				
499	ybkumk7	予備項目7	V-ybkumk7	消費税率②を格納	varchar2	10		Null				
500	ybkumk8	予備項目8	V-ybkumk8	R04～住宅借入金見込計算画面の（特例）特別特例取得該当の場合 '1'、それ以外null	varchar2	10		Null				
501	ybkumk9	予備項目9	V-ybkumk9	R04～住宅借入金見込計算画面のコロナ禍入居遅延の場合'1'、それ以外null	varchar2	10		Null				
502	ybkumk10	予備項目10	V-ybkumk10	～R03 未使用 R04～R05 所得税入力画面の「配当等全部申告不要」 該当、もしくは税務LANの配当等全部申告不要対象者の場合、'1'、非 該当の場合null R06～未使用	varchar2	10		Null				R06～未使用に変更
503	kfkknkujotkribn	寄附金控除特例分	V-kfkknkujotkribn	ワンストップ特例対象分（H28～）	number	15		Null				
504	scssnkktkrikujogk	市町村申告特例控除額	V-scssnkktkrikujogk	市町村申告特例控除額	number	15		Null				
505	tfksnkktkrikujogk	都道府県申告特例控除額	V-tfksnkktkrikujogk	都道府県申告特例控除額	number	15		Null				
506	ybkngk11	予備金額11	V-ybkngk11	～H28 未使用 H29～ 繰越損失特定中小株式損失分（一般分と上場分 に適用可能な損失）合計金額	number	15		Null				
507	ybkngk12	予備金額12	V-ybkngk12	～H28 未使用 H29～ 1年特定中小株式損失（※適用分のみ）	number	15		Null				
508	ybkngk13	予備金額13	V-ybkngk13	～H28 未使用 H29～ 2年特定中小株式損失（※適用分のみ）	number	15		Null				
509	ybkngk14	予備金額14	V-ybkngk14	～H28 未使用 H29～ 3年特定中小株式損失（※適用分のみ）	number	15		Null				
510	ybkngk15	予備金額15	V-ybkngk15	～H29 未使用 H30～ 医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）	number	15		Null				
511	ybkngk16	予備金額16	V-ybkngk16	～H30 未使用 H31～ 配偶者控除額（住民税）	number	15		Null				
512	ybkngk17	予備金額17	V-ybkngk17	～H30 未使用 H31～ 配偶者控除額（所得税）※但し、入力区分=1の 場合、0	number	15		Null				
513	ybkngk18	予備金額18	V-ybkngk18	～R02 未使用 R03～ 住民税基礎控除額	number	15		Null				
514	ybkngk19	予備金額19	V-ybkngk19	～R02 未使用 R03～ 所得税基礎控除額	number	15		Null				
515	ybkngk20	予備金額20	V-ybkngk20	分離課税分の譲渡所得に対する特別控除額（控除可能分）	number	15		Null				
516	ybkumk11	予備項目11	V-ybkumk11	～H29 未使用 H30～R05 課税支援システム連携を実施し、分離配当 所得の課税方式に差異ある場合'1'、非該当の場合null R06～未使 用	varchar2	10		Null				R06～未使用に変更
517	ybkumk12	予備項目12	V-ybkumk12	控除不足クリア機能使用有無 1：使用 1以外：未使用	varchar2	10		Null				
518	ybkumk13	予備項目13	V-ybkumk13	～R02未使用（null固定） R03～所得金額調整控除対象親族（23歳未 満親族、扶養特種親族）の有無 0：非該当 1：有 2：×（適用しな い）	varchar2	10		Null				
519	ybkumk14	予備項目14	V-ybkumk14	減免計算画面で入力した減免コード	varchar2	10		Null				
520	ybkumk15	予備項目15	V-ybkumk15	減免計算画面で入力した減免開始期（普徴）	varchar2	10		Null				
521	ybkumk16	予備項目16	V-ybkumk16	減免計算画面で入力した減免開始月（特徴）	varchar2	10		Null				
522	ybkumk17	予備項目17	V-ybkumk17	減免計算画面で入力した減免開始月（年金）	varchar2	10		Null				
523	ybkumk18	予備項目18	V-ybkumk18	～R02未使用（null固定） R03～公的年金等控除額の判定ランクの強 制指定区分 0：非該当 1：1,000万円以下 2：1,000万円超2,000万円以 下 3：2,000万円超	varchar2	10		Null				
524	ybkumk19	予備項目19	V-ybkumk19	～R04未使用 R05～住宅借入金居住区分 1回目を1桁目、2回目を2桁目 とし、2桁で管理。0：非該当 1：新築買取再販 2：中古増改築 例） 控除区分2が空欄で控除区分が新築の場合「10」	varchar2	10		Null				
525	ybkumk20	予備項目20	V-ybkumk20	～R04未使用 R05～住民税のみ寡婦ひとり親該当区分 0：非該当 1：該当 1：該当かつ寡婦該当コードが'1','5','6'の場合に住民税の み寡婦またはひとり親	varchar2	10		Null				
526	jouyktkyurstushtgk	条約適用利子等所得額	V-jouyktkyurstushtgk	～H31 未使用 R02～ 条約適用利子等の額	number	15		Null				
527	jyktkyhttshtgk	条約適用配当等所得額	V-jyktkyhttshtgk	～H31 未使用 R02～ 条約適用配当等の額	number	15		Null				
528	tkritkyurstushtgk	特例適用利子等所得額	V-tkritkyurstushtgk	～H31 未使用 R02～ 特例適用利子等の額	number	15		Null				
529	tkritkyuhitutushtgk	特例適用配当等所得額	V-tkritkyuhitutushtgk	～H31 未使用 R02～ 特例適用配当等の額	number	15		Null				

530	jytktyrstsntshkqk	条約適用利子等損通所得額	V-jytktyrstsntshkqk	～H31 未使用 R02～	条約適用利子等損通後所得額	number	15		Null			
531	jytktyhtsntshkqk	条約適用配当等損通所得額	V-jytktyhtsntshkqk	～H31 未使用 R02～	条約適用配当等損通後所得額	number	15		Null			
532	tkrtyrstsntshkqk	特例適用利子等損通所得額	V-tkrtyrstsntshkqk	～H31 未使用 R02～	特例適用利子等損通後所得額	number	15		Null			
533	tkrtyhtsntshkqk	特例適用配当等損通所得額	V-tkrtyhtsntshkqk	～H31 未使用 R02～	特例適用配当等損通後所得額	number	15		Null			
534	jouytktyurstukhyugk	条約適用利子等課税額	V-jouytktyurstukhyugk	～H31 未使用 R02～	条約適用利子等課税額	number	15		Null			
535	jytktyhttkhygk	条約適用配当等課税額	V-jytktyhttkhygk	～H31 未使用 R02～	条約適用配当等課税額	number	15		Null			
536	tkrityurstukhyugk	特例適用利子等課税額	V-tkrityurstukhyugk	～H31 未使用 R02～	特例適用利子等課税額	number	15		Null			
537	tkrityuhiutukhyugk	特例適用配当等課税額	V-tkrityuhiutukhyugk	～H31 未使用 R02～	特例適用配当等課税額	number	15		Null			
538	jytktyrstgndzrt	条約適用利子等限度税率	V-jytktyrstgndzrt	～H31 未使用 R02～	条約適用利子等限度税率 ※百分率の100倍値	number	15		Null			
539	jytktyhtgndzrt	条約適用配当等限度税率	V-jytktyhtgndzrt	～H31 未使用 R02～	条約適用配当等限度税率 ※百分率の100倍値	number	15		Null			
540	scsjytktyrstshkwrqk	市町村条約適用利子等所得割額	V-scsjytktyrstshkwrqk	～H31 未使用 R02～	市町村条約適用利子等所得割額	number	15		Null			
541	tfkjytktyrstshkwrqk	都道府県条約適用利子等所得割額	V-tfkjytktyrstshkwrqk	～H31 未使用 R02～	都道府県条約適用利子等所得割額	number	15		Null			
542	scsjytktyhtshkwrqk	市町村条約適用配当等所得割額	V-scsjytktyhtshkwrqk	～H31 未使用 R02～	市町村条約適用配当等所得割額	number	15		Null			
543	tfkjytktyhtshkwrqk	都道府県条約適用配当等所得割額	V-tfkjytktyhtshkwrqk	～H31 未使用 R02～	都道府県条約適用配当等所得割額	number	15		Null			
544	scstkrtyrstshkwrqk	市町村特例適用利子等所得割額	V-scstkrtyrstshkwrqk	～H31 未使用 R02～	市町村特例適用利子等所得割額	number	15		Null			
545	tfktkrtyrstshkwrqk	都道府県特例適用利子等所得割額	V-tfktkrtyrstshkwrqk	～H31 未使用 R02～	都道府県特例適用利子等所得割額	number	15		Null			
546	scstkrtyhtshkwrqk	市町村特例適用配当等所得割額	V-scstkrtyhtshkwrqk	～H31 未使用 R02～	市町村特例適用配当等所得割額	number	15		Null			
547	tfktkrtyhtshkwrqk	都道府県特例適用配当等所得割額	V-tfktkrtyhtshkwrqk	～H31 未使用 R02～	都道府県特例適用配当等所得割額	number	15		Null			
548	shtkzyjtktyrstgndzrt	所得税条約適用利子等限度税率	V-shtkzyjtktyrstgndzrt	～H31 未使用 R02～	所得税条約適用利子等限度税率 ※百分率の100倍値	number	15		Null			
549	shtkzyjtktyhtgndzrt	所得税条約適用配当等限度税率	V-shtkzyjtktyhtgndzrt	～H31 未使用 R02～	所得税条約適用配当等限度税率 ※百分率の100倍値	number	15		Null			
550	shjytktyrstshkqk	所得税条約適用利子等損通所得額	V-shjytktyrstshkqk	～H31 未使用 R02～	所得税条約適用利子等損通後所得額	number	15		Null			
551	shjytktyhtsntshkqk	所得税条約適用配当等損通所得額	V-shjytktyhtsntshkqk	～H31 未使用 R02～	所得税条約適用配当等損通後所得額	number	15		Null			
552	shtkrtyrstshkqk	所得税特例適用利子等損通所得額	V-shtkrtyrstshkqk	～H31 未使用 R02～	所得税特例適用利子等損通後所得額	number	15		Null			
553	shtkrtyhtsntshkqk	所得税特例適用配当等損通所得額	V-shtkrtyhtsntshkqk	～H31 未使用 R02～	所得税特例適用配当等損通後所得額	number	15		Null			
554	shtkzyjtktyrstshkqk	所得税条約適用利子等課税額	V-shtkzyjtktyrstshkqk	～H31 未使用 R02～	所得税条約適用利子等課税額	number	15		Null			
555	shtkzyjtktyhtshkqk	所得税条約適用配当等課税額	V-shtkzyjtktyhtshkqk	～H31 未使用 R02～	所得税条約適用配当等課税額	number	15		Null			
556	shtkztkrtyrstshkqk	所得税特例適用利子等課税額	V-shtkztkrtyrstshkqk	～H31 未使用 R02～	所得税特例適用利子等課税額	number	15		Null			
557	shtkztkrtyhtshkqk	所得税特例適用配当等課税額	V-shtkztkrtyhtshkqk	～H31 未使用 R02～	所得税特例適用配当等課税額	number	15		Null			
558	jytktyrstshkzqk	条約適用利子等所得税額	V-jytktyrstshkzqk	～H31 未使用 R02～	条約適用利子等所得税額	number	15		Null			
559	jytktyhtsntshkzqk	条約適用配当等所得税額	V-jytktyhtsntshkzqk	～H31 未使用 R02～	条約適用配当等所得税額	number	15		Null			
560	tkrityurstushkzqk	特例適用利子等所得税額	V-tkrityurstushkzqk	～H31 未使用 R02～	特例適用利子等所得税額	number	15		Null			
561	tkrityhtsntshkzqk	特例適用配当等所得税額	V-tkrityhtsntshkzqk	～H31 未使用 R02～	特例適用配当等所得税額	number	15		Null			
562	ybkngk21	予備金額21	V-ybkngk21	～R02 未使用 R03～	所得金額調整控除額（子ども等要件分）	number	15		Null			
563	ybkngk22	予備金額22	V-ybkngk22	～R02 未使用 R03～	所得金額調整控除額（年金等要件分）	number	15		Null			
564	ybkngk23	予備金額23	V-ybkngk23	～R02 未使用 R03～	給与所得金額（特定支出控除前、所得金額調整控除前）	number	15		Null			
565	ybkngk24	予備金額24	V-ybkngk24	～R02 未使用 R03～	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額※セットアップ考慮要。年金支払が無い場合は合計所得金	number	15		Null			
566	ybkngk25	予備金額25	V-ybkngk25	～R02 未使用 R03～	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（所得税）※セットアップ考慮要。年金支払が無い場合は所得税合計所得金額。	number	15		Null			
567	ybkngk26	予備金額26	V-ybkngk26	～R02 未使用 R03～	所得税年金雑所得額（予備金額25から求めた結果の額）	number	15		Null			
568	ybkngk27	予備金額27	V-ybkngk27	～R02 未使用 R03～	所得税給与所得額	number	15		Null			
569	ybkngk28	予備金額28	V-ybkngk28	～R02 未使用 R03～	業務雑所得額	number	15		Null			
570	ybkngk29	予備金額29	V-ybkngk29	【使用不可】		number	15		Null			
571	ybkngk30	予備金額30	V-ybkngk30	【使用不可】		number	15		Null			
572	snrnknkyukzihkzikbn	森林環境課税非課税区分	V-snrnknkyukzihkzikbn		森林環境税の課税非課税区分	char	1		Null			R06～追加
573	snrnknkymnjogyucd	森林環境免除事由コード	V-snrnknkymnjogyucd		森林環境税の免除事由コード	char	2		Null			R06～追加
574	snrnknkyuzigk	森林環境税額	V-snrnknkyuzigk		免除前の森林環境税額	number	15		Null			R06～追加
575	nnzignksnrnfkm	年税額森林含む	V-nnzignksnrnfkm		森林環境税額含む年税額	number	15		Null			R06～追加
576	snrnknkyuzimnjogk	森林環境税免除額	V-snrnknkyuzimnjogk		森林環境税の免除額	number	15		Null			R06～追加
577	snrnknkyuziitknufgk	森林環境税委託納付額	V-snrnknkyuziitknufgk		森林環境税の委託納付額	number	15		Null			R06～追加
578	mnojokistukfchubn	免除開始期月普徴分	V-mnojokistukfchubn		減免免除計算画面で入力した免除開始期（普徴）	char	2		Null			R06～追加
579	mnojokistuknnknbn	免除開始期月年金分	V-mnojokistuknnknbn		減免免除計算画面で入力した免除開始期（年金）	char	2		Null			R06～追加
580	mnojokistuktchubn	免除開始期月特徴分	V-mnojokistuktchubn		減免免除計算画面で入力した免除開始期（特徴）	char	2		Null			R06～追加

表列定義書	テーブル名		テーブル日本語名	作成者	承認者	更新日					
	KKV_FKS_RSEIHO		生活保護参照情報								
	テーブルID		FIX指定								
項番	カラム名	カラム日本語名	データカラムのコメント		データ型	長さ	小数	Null指定	主キー	繰返数	備考
1	KOJINNO	宛名番号	自治体内において、個人を一意に識別する番号（下10桁）		X	10		Not Null	○		
2	SEIHOSTRAT	生活保護開始年月日	生活保護の開始年月日（西暦 YYYYMMDD）		X	8		Not Null			
3	SEIHOEND	廃止年月日	生活保護の停止及び廃止した日付（西暦 YYYYMMDD）		X	8		Not Null			

表列定義書	テーブル名		テーブル日本語名		作成者	承認者	更新日	
	TCat_YOKUSHIKANRIHYOJUN		TCat 抑止管理標準					
	テーブルID		FIX指定					
	0145		-				2021/12/06	

項番	カラム名	カラム日本語名	カラム変数名	データカラムのコメント	データ型	長さ	小数	Null指定	主キー	繰返数	備考
1	jichtiCd	自治体コード	V-jichtiCd	(共通項目)	char	6		Not Null			○
2	kojinNo	個人番号	V-kojinNo	抑止対象者の個人番号	char	10		Not Null			○
3	gyumid	業務ID	V-gyumid	抑止対象業務	char	3		Not Null			○
4	chohyId	帳票ID	V-chohyId	抑止対象帳票	char	7		Not Null			○
5	yksryucd	抑止理由コード	V-yksryucd	抑止設定理由(CCat 抑止理由)	char	2		Not Null			○
6	rirekiNo	履歴番号	V-rirekiNo	(共通項目)	number	10		Not Null			○
7	shkturkayumnchi	初期登録業務日時	V-shkturkayumnchi	(共通項目)	char	17		Null			
8	kusnqayumnchi	更新業務日時	V-kusnqayumnchi	(共通項目)	char	17		Null			
9	kusnsystemnchi	更新システム名	V-kusnsystemnchi	(共通項目)	char	17		Null			
10	kusncompmi	更新コンピュータ名	V-kusncompmi	(共通項目)	varchar2	15		Null			
11	kusnuserid	更新ユーザID	V-kusnuserid	(共通項目)	varchar2	20		Null			
12	yukoFlag	有効フラグ	V-yukoFlag	(共通項目)	char	1		Null			
13	kssijouti	法裁状態	V-kssijouti	(共通項目)	char	1		Null			
14	kyuichitcd	旧自治体コード	V-kyuichitcd	(使用不可)	char	6		Null			
15	ykskbn	抑止区分	V-ykskbn	1:異動抑止、2:発行抑止	char	1		Null			
16	yksduskbn	抑止動作区分	V-yksduskbn	1:禁止、2:警告	char	1		Null			
17	yksklsb	抑止開始日	V-yksklsb	抑止の開始日	char	8		Null			
18	yksshuryuytib	抑止終了予定日	V-yksshuryuytib	抑止の終了予定日	char	8		Null			
19	yksshuryub	抑止終了日	V-yksshuryub	抑止の終了日	char	8		Null			
20	bku_160	備考_160	V-bku-160	備考	nvarchar2	160		Null			
21	siyusnflg	最優先フラグ	V-siyusnflg	1:TCat 抑止管理に存在する対象	char	1		Null			

表列定義書	テーブル名	テーブル日本語名	作成者	承認者	更新日
	TCda_TOGOATENAHENKAN	TCda_統合宛名変換			2015/06/08
	テーブルID	FIX指定			
	0003	-			

項番	カラム名	カラム日本語名	カラム変数名	データカラムのコメント	データ型	長さ	小数	Null指定	主キー	繰返数	備考
1	jichtiCd	自治体コード	V-jichtiCd	自治体コード	char	6		Not Null	○		
2	sstmkbn	システム区分	V-sstmkbn	ADWORLD、他社製品を分類する区分	char	2		Not Null	○		
3	sstmnikjno	システム内個人番号	V-sstmnikjno	システム区分ごとの宛名番号。桁数が15	char	15		Not Null	○		
4	rirekiNo	履歴番号	V-rirekiNo	更新ごとに1ずつ増加最新のみ保持	number	10		Null			
5	shkturkgyumnchj	初期登録業務日時	V-shkturkgyumnchj	初期登録業務日時	char	17		Null			
6	kusngyumncj	更新業務日時	V-kusngyumncj	更新業務日時	char	17		Null			
7	kusnsystemncj	更新システム日時	V-kusnsystemncj	更新システム日時	char	17		Null			
8	kusncompmi	更新コンピュータ名	V-kusncompmi	更新コンピュータ名	varchar2	15		Null			
9	kusnuserid	更新ユーザID	V-kusnuserid	更新ユーザID	varchar2	20		Null			
10	yukoFlag	有効フラグ	V-yukoFlag	有効フラグ	char	1		Null			
11	kssijouti	決裁状態	V-kssijouti	決裁状態	char	1		Null			
12	kyuichticd	旧自治体コード	V-kyuichticd	旧自治体コード	char	6		Null			
13	dntinituguatnno	団体内統合宛名番号	V-dntinituguatnno	システムで自動採番、変更、削除不可	char	15		Null			
14	kinhujnkbn	個人法人区分	V-kinhujnkbn	0:個人、1:法人	char	1		Null			
15	nohukjno	番号法個人番号	V-nohukjno	統一個人番号	char	12		Null			
16	nohuhujnno	番号法法人番号	V-nohuhujnno	統一法人番号	char	13		Null			
17	smkn	氏名カナ	V-smkn	中間サーバへ提供する氏名のカナ	nvarchar2	100		Null			
18	lssmi	LS氏名	V-lssmi	中間サーバへ提供する氏名	nvarchar2	100		Null			
19	lsjuush	LS住所	V-lsjuush	中間サーバへ提供する住所	nvarchar2	250		Null			
20	lssiynd	LS生年月日	V-lssiynd	中間サーバへ提供する生年月日	char	8		Null			
21	siymdfshuflg	生年月日不詳フラグ	V-siymdfshuflg	生年月日不詳に該当・非該当 0:非	char	1		Null			
22	lssibtu	LS性別	V-lssibtu	中間サーバへ提供する性別区分	char	1		Null			
23	snsisikknnflg	真正性確認フラグ	V-snsisikknnflg	住基ネットなどを用い、真正性確認	char	1		Null			
24	snsisikknnymd	真正性確認年月日	V-snsisikknnymd	住基ネットなどを用い、真正性確認	char	8		Null			
25	skjoflg	削除フラグ	V-skjoflg	該当データを削除・抹消しているか	char	1		Null			
26	tuguatnhnkukbn	統合宛名変更区分	V-tuguatnhnkukbn	更新した統一個人番号、提供情報の	char	2		Null			
27	hnkuymd	変更年月日	V-hnkuymd	統一個人番号、提供情報を変更した	char	8		Null			
28	jouhutikyuflg	情報提供フラグ	V-jouhutikyuflg	【使用不可】	char	1		Null			
29	juumnshtu	住民種別	V-juumnshtu	人の種別（住民・住登外（日本人）	char	1		Null			
30	juumnjouti	住民状態	V-juumnjouti	人の状態（住民・転出・死亡・消除	char	1		Null			
31	jduoutufkflg	自動応答不可フラグ	V-jduoutufkflg	特定個人情報（連携対象）の自動応	char	1		Null			
32	jduoutufkcd	自動応答不可コード	V-jduoutufkcd	特定個人情報（連携対象）の自動応	char	2		Null			
33	jduoutufkkisymd	自動応答不可開始年月日	V-jduoutufkkisymd	自動応答不可とする開始年月日	char	8		Null			
34	jduoutufkshuryuymd	自動応答不可終了年月日	V-jduoutufkshuryuymd	自動応答不可とする終了年月日	char	8		Null			

【別紙 1-5】

情報セキュリティに関する特記仕様書（案）

1 法令順守

乙は、以下のものを順守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (3) 関係法令
- (4) 本市の条例、規則
- (5) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）
- (6) 茨木市個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び取扱指針

2 作業場所の報告

- (1) 乙は、業務を行う場所（以下「作業場所」という。）を甲に報告し、甲の承認を得なければならない。ただし、甲が作業場所を指定する場合は除く。
- (2) 乙は、(1) に定める作業場所以外で業務を行ってはならない。

3 従事者に対する教育の実施状況の報告

- (1) 契約書第〇条の「適切な教育」の実施について、乙は、情報セキュリティに対する意識の向上、個人情報の保護、本業務において業務従事者が順守すべき事項等本委託業務の適切な履行に必要な教育を、取扱責任者及び特定個人情報取扱者に対して実施しなければならない。
- (2) 乙は、(1) の教育の実施状況について、甲に報告しなければならない。
- (3) 「適切な教育」を受けていない者を取扱責任者又は特定個人情報取扱者とすることはできない。

4 セキュリティインシデント等の緊急事態の対応

- (1) 乙は、本委託業務に関し、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を報告し、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合に備え、甲

及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧並びに再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための体制を整備しなければならない。

- (3) 甲は、本委託業務に関しセキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

5 提供資料の保全等

契約書第〇条について、乙は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 資料等の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 業務従事者以外の者が本業務で取り扱う電子データにアクセスできない環境の構築
- (3) 資料等を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (4) 次のセキュリティ対策を施したパソコンの利用
 - i パスワード等の認証の仕組み
 - ii 周辺機器のアクセス制限等のデータ持ち出し制限
- (5) 甲が所有するシステムを利用する場合、当該システムにおいて、甲が指定する種類又は範囲の情報以外の情報へのアクセスの禁止
- (6) 本市庁舎内で業務を行う場合、名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (7) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物での作業の禁止
- (8) 機密情報を含む電子データへの暗号化処理
- (9) 業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) 海外のデータセンター等、日本の法令が及ばない場所に電子データを保管することの禁止（甲が特に認める場合を除く）
- (11) OS やセキュリティ対策ソフトウェアの最新状態を保持すること等による、外部からの不正アクセス防止・情報漏えい防止策の実行
- (12) インターネットに接続できる環境で特定個人情報を取扱うことの禁止
- (13) その他、委託の内容に応じて、提供資料の保全のために必要な措置
- (14) 上記項目の従事者への周知

6 ウイルス対策

乙は、ウイルス対策として、乙が調達し業務処理に用いる全てのサーバ及びクライアント端末（営業担当者が用いる端末等、事務処理に用いるものを含む。）に以下の措置を講じなければならない。

- (1) ウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- (2) ウイルス対策ソフトウェアを常駐させること。
- (3) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。
- (4) ウイルス検出時には、利用者や情報セキュリティ担当者に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。
- (5) 毎日、曜日指定、毎週、毎月等のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。